慈見島県史

新納久仰雑譜



1986.12. 16

題字

鎌 田 要 人鹿児島県知事

解

二、三の記事を紹介しよう。 雑譜は斉彬の集成館事業等の進行について教えるところが多く、貴重な参考になる。一方久仰の若いころの前半 は私的な記事も多く、城下士の生活殊にその経済生活等について考察する格好の資料である。興味をそそられた 新納が安政期島津斉彬の下での家老であり、斉彬の洋式産業摂取に責任者として名を連ねていることから、 「久仰雑譜」については、前巻解題で底本成立事情の考察を行ったが、内容面には余りふれる余裕はなか いった。

じということであろう。 出かける時は大人数で出かける。考えてみれば今日のような旅費宿泊費のかさみもないで、どこで生活しても同 ら来ているのであろう。行先は桜島 を行う。一廻りを十日かと思ったが、計算すると七日である。七日制の考え方は恐らく仏教の七日七日の法要か かける。すっきりとしない時は、 まず若いころから湯治記録が多い。療医の証明書をつけて、予定としては三廻りぐらいの休暇願いを出して出 更に一廻り二廻りの延期願いを出し、早く帰ってくれば余った休暇日数の返上 (黒神)、日当山、 栄之尾、塩浸、 入来、市比野等々の温泉である。 しかも

依頼し、よく斬れたと喜ぶあたり凄惨な感じを与えるが、武士の心情としては普通のことであろう。 それと共に多く目立つのが刀の試し斬り記事である。死刑執行のあった時、新しく手に入れた刀の試し斬りを

事を進め、二階建瓦葺にして四月十四日完成している。 城下士の生活面を物語る資料として注目されるもら一つのことは、安政六年二月九日から茅葺きの家の建替え

江戸・鹿児島間の連絡便(使者又は飛脚)に急・中急等の別があるが、これに時折「急ぎ」「中急ぎ」等とあ

ることから、 「いそぎ」と訓読していることがわかる。

年六月久仰雑譜一p20上段)とあり、久仰の実家畠山家と縁続きだという。関ヶ原役で島津義弘が退却の時、小 豆屋の先祖理兵衛が世話した来歴が記されている。 また幕末西郷隆盛らがよく出入りする神戸小豆屋の当主畠山助左衛門について、 「私実家支族之者」

(天保八

十九日から二十二日あたりの記事は、何か斉彬の計画に同意できないようで筆をにごらせている。 く感じているものの、 久仰が戦国武将新納忠元家の当主であることから、藩主島津斉彬の信任を得て家老職に昇り、斉彬の恩義を強 斉彬の年々拡張する事業には勝手方としてひやひやしてもいるようである。 安政四年八月

を返せと命じている。ほっと一息ついた感じであるが、一種のワンマン経営であった斉彬の事業も、 で実施し、十一月朔日隠居斉興はお手元金六万両を表方に出し、これで江戸の借銀などよんどころない高利の金 ン社長の急死は尓後の方策が全く立たず、借金と当惑だけが残ったというところである。 それかあらぬか安政五年七月斉彬が死去した後は、その財政的処理に苦慮している。集成館の縮小もその線上 そのワンマ

二月二十九日退役願を出すが、それについて翌晦日の条に残念なことだが言語に述べ難い子細があるとして、具 をその任でないとした文言を、「残念成事」と受取ったとしても無理はあるまい。 がいないとして、島津久徴の家老再任や島津図書の名代任命を建言した文言に関係があるのではないか。久仰ら 起草の上書に(安政六年十一月六日付)、人望のある人物が家老の座にすわるべきで、現在の重立った者にそれ 体的には記述していない。恐らく誠忠組突出に対する藩主論書が出され、これに対する請書に添えた大久保利通 なおその退職の事情は安政六年十一月十一日風邪の上に「所存も有之」として引籠って以来結局出仕せず、

「九郎談」「東行録」は「久仰雑譜」が余り感情を交えず記述されているのに比べ、極めて対照的である。そ

2

解

た。二十六歳の時享和三年蔵方目付となって藩禄を受けるようになる。文化五年江戸藩邸勤務となり、

時升は幼名を次郎九郎といい、のち弥太右衛門また矢太右衛門と改め、

如泉、

空翠、乾々道人、

伯

剛等と号し のち桜田

るのであろう。 の著者新納時升の置かれた立場もさることながら、非常に強い個性の持主であったことが、そういう印象を与えいいます。

子 時升は七代目に当るが、その間の略系図を「九郎談」をもとに整理してみると次のようになる。 である。すなわち本巻「新納氏略系図」にある新納家五代として有名な武蔵守忠元の二男忠増から分れた家柄で、 新納時升は「久仰雑譜」に時折弥太右衛門という名で出て来る人物で、新納久仰を本家と仰ぐ新納家の分家筋 (二本線=は養



男で、長兄吉井七郎右衛門、次弟吉井七之丞も共にお由羅騒動で処罰され、七郎右衛門は大島に流罪になり、七 するため、配地徳之島で「勉強説」を草した。村野家とはそのような関係をもつ新納時升である。 之丞は自刃を命ぜられた。兄弟三人が共に重い処分を受けた家柄で、時升は後に大島流罪中の七郎右衛門を激励 にお由羅騒動で時升と同じく徳之島に流罪になる村野伝之丞実晨の家である。伝之丞は本来吉井七太夫泰堅の次 時升は安永七年十二月七日城下清水馬場で実意の長子として生れ、母は村野実勝の女普知という。村野家は後

打開に心を労する大御隠居重豪は、 あって、その打開に種々苦心、度々その打開策を建言するが、一向に上聞に達せず無駄に終る。一方財政危機の 大阪着、 命ぜられて再び渡島、十二年帰郷の後、 邸目付、 金方勤となり、 同七年大島見聞役となって帰国、翌八年大島に渡る。いったん同九年鹿児島に帰り、 同四年三月金方物奉行に進んで財政担当の責任者となった。 文政九年時升の出府を命ずるが、この時の順末を記したのが江戸への東行を 横目役三年、文政二年四十二歳の冬大阪藩邸詰を命ぜられ、 折しも藩財政至困 同年末大島代官を 翌三年五月 の状態に

記した「東行録」である。

家計困難の余り弘化四年七十歳の高齢にかかわらず願い出て、甑島地頭となって赴任した。 小納戸格で役料高九石六升を与えられた。十年の後天保十四年使番格高奉行に転じたが、母や孫の死去等もあり、 画しているところに、 年ほど職禄のない時代が続き、元来無高士のため生活に究し、終に栗野あたりに引込んで学習塾でもしようと計 主斉興の忌避に触れ、 藩財政の危機は進む一方で、遂に時升は翌十年直接重豪に訴えようと考えて出府、 天保五年家老市田美作の推挙で今和泉島津家世子忠剛の傅となって露命をつなぐことを得、 新納は自ら退職を願い出て文政十年帰郷、 国元で三か月間の逼塞を命ぜられる。その後六 これが重豪の意を恐れる藩 「諸郷地頭系図」に

及党弊論」の「一、新納翁略伝」 てその内容を知ることはできない。 九郎に語呂合わせをしてつけたものである。そして以下のことは「国機秘略」に記すとするが、それは今失われ |九郎談||別名「九郎物語」は弘化四年の地頭任命までを記し、その題名は苦労多き自らの人生を、 (山田準稿)によって摘記すると次のようである。 以後の略歴を山田準(当時七高教授)纂、奥田芳紀校「新納時升翁と勉強説 幼名次郎

よると新納の甑島地頭在任期間は、

弘化四年九月十五日から嘉永三年四月十五日迄である。

甑島在任中鹿児島では島津斉彬の襲封をめぐってお由羅騒動が発生、時升もその党類として嘉永三年四月甑島

解

氏

年の後安政元年赦免、 ;ら呼び返されて、徳之島遠島を命ぜられ、翌四年正月徳之島に渡った。斉彬襲封(二月二日)直前である。 翌二年四月一日帰郷したことは「久仰雑譜」四月十六日の条にも記されてい 四

次いで万延元年使番、文久三年町奉行格兵具奉行となり役料米九十石を給された。生涯最高の役禄だったろうが、 明くる安政三年正月十一日細工奉行格造士館助教に任ぜられ、役料米九十五俵を給された(「久仰雑譜」)。

といい、その中に「愚以養、愚、遂全;;其愚;」の語があるという。 元治元年の怪我がもとで翌慶応元年一月二十二日死去したが、時に八十八歳。その碑銘は八十七歳の時の自撰

時に八十六歳の高齢であった。

詩文儒学を教授した人物で、「滄浪遺稿」「滄浪詩集」(共に「薩藩叢書」所収)があり、前者は新納時升の編 井は江戸昌平黌に学んで詩文に長じ、重豪時代薬園奉行を勤め又「成形図説」の編纂にも携ったが、のち子弟に 時升は早く儒学を滄浪向井友章に学び、のち江戸に居た時冢田大峰に入門して学進み、大峰の信任を得た。 向

な漢文体のものが多い。著述も相当多かったらしいが、明治十年西南戦争で多くを焼失し、大正五年当時山 なかった。時升はこのような大儒について本格的に儒学を学んだだけあって、その文章も「東行録」にみるよう 【の調査で判明した分は次のようである。 田準

冢田大峰は室鳩巣の門下で、尾張藩の侍読となり麴町に住んで門下生も多く、時升はこれに入門して講学怠ら

①九郎談、②東行録、③国機秘略、④耄夫論、 ⑩遺契集後編、 ⑪遺契集別録、 ⑫秉穂論、 ⑤弊政論、 ⑬勉強説 ⑥機会論、⑦水戸公上疏の駁、⑧老の寝覚、⑨遺契

で、このうち②、③、⑤、⑥、⑦は所在を失うとし、⑧は焼失、⑬は大島に伝存という。

しかし②「東行録」は東大史料編纂所及び鹿児島県立図書館に、⑤「弊政論」は県立図書館にそれぞれ写本が 県立図書館本「東行録」の末尾には「明治二十六年一月新納勇右衛門氏ヨリ借用イタシ写シ置者也 福

る。 前記目録中③、⑥、 そのうち、②、④、 ⑦、⑧以外はすべて県立図書館に写本があり、そのほかに「随手抄録」 100 ⑪は「時升翁文章輯録」に収められ、「大正三年四月二十七日購求」の印があ (十枚) 写本が

また④の「耄夫論」の末尾には「右ハ明治二十六年十二月写取モノ也、外ニ機会論、水戸公上疏ノ駁、

関山

る。

島稜威」とあり、

大正五年以前に既に筆写されていたものである。

糺殿望ニ依リ新納時升書認メ遣れ候由也」とある。 右のうち「九郎談」は既に昭和四十八年から五十年にかけて、鹿児島県立図書館奄美分館から「奄美史料」第

ある。 三、四、五集として、三分冊で出版された。そして奄美郷土研究会員、名瀬市誌編纂委員大山麟五郎氏の解題が 同刊本が底本にしたのは県立図書館本「九郎談」で、同書の最後には次のように記してある。

此本は余か祖父時升伯剛の著書にして、今回鹿児島県内務部長服部君の請に依り、謄写の上これを県立図書館

7

大正五年九月

納時保

新

のため鋭意その充実に力を入れていたと思われるから、内務部長もあらゆる機会をとらえて資料の収集に配慮し は従来鹿児島県教育会附属であったものが、大正元年県に寄附されて県立図書館となり、 強説及党弊論」が出版された。恐らくこれをみた服部教一内務部長が新納時保に依頼したものであろう。 すなわち時升の孫時保が写して県立図書館に納めたものという。この大正五年七月に前述の「新納時升翁と勉 当時発足間もないころ 図書館

ていたものと思われる。

解

う一部「九郎談」があることがわかり、これをも校訂の資料にした。 今回 |は東大本「九郎物語」を底本として県立図書館本「九郎談」で校訂を進めたが、その途中東大には別にも

右衛門時升自記」と添えられている。「自記」とあることから時升自身の書添えかもわからない。 したがってここでは「九郎談」とした。なお東大本「九郎談」には、扉の「九郎談」の題名の左側に「新納弥太 した書簡に「九郎談の著述」と記していることは、時升自身書名は「九郎談」としたと考えてよさそうである。 まで同型式)という如く「九郎物語」とあり、これは三者共同様である。しかし後述の通り時升が新納久仰に出 このように書名は「九郎談」「九郎物語」と二通りあるが、本文の初めには「九郎物語巻之一」(以下巻之五

誤字が多く、同じく東大本「九郎物語」は脱漏が眼につく。しかし仮名使い等は東大本「九郎物語」を基本とし らかというと県立図書館本が善いかとも思われる。東大本「九郎談」は仮名をすべて片仮名に書き換え、 ただこれら三本を比較すると、写本のせいかそれぞれ誤字脱漏があって、いずれを善しとも定めにくい。 どち

脱漏等は他の二書で補った。

L 御隠居重豪の威を恐れる藩主斉興をはじめ家老その他の中間職に押さえられて、 行を中心にしたもので、その中で行き詰まった藩財政の打解策について、率直に意見を表明している。 「東行録」についても「九郎談」と同様に東大本を底本とした。「九郎談」に比べ「東行録」は文政九年の東 切歯扼腕する時升の無念さが「九郎談」と共によく伝えられている。 時升の意見はなかなか重豪に達 しかも大

義両藩主時代に比べ、斉宣・斉興時代の関係史料は余りに少ない。したがって「文化朋党実録」や「文化朋党 津斉宜・斉興公史料」全一巻を出版した。しかし「島津斉宜・斉興公史料」の解題でも記したように、 鹿児島県史料」が幕末関係として「忠義公史料」全七巻に次いで「斉彬公史料」全四巻を出版し、 斉彬

条」で補ったものの、 これは斉宣時代末期のいわゆる近思録崩れ関係で、それを補足してなお斉宣・斉興時代は

むしろ斉彬時代を補うに格好の史料という観がある。 したがってそれらを補り意味で「久仰雑譜」の刊行が行われたが、これとて久仰が家老に昇るのは斉彬時代で、

調所が財政改革主任として登場する前夜の、文政三年から十年迄の八年間の大阪藩邸財政責任者新納時升の証言 という意味で、斉興時代を知る好個の史料であろう。天保改革の立役者は周知の如く調所笑左衛門広郷であり、 その点新納時升の「東行録」は幕末藩政史上の最大事件である天保財政改革前夜の藩財政事情を克明に伝える

この時後に調所のブレーンとして重要な役割を果す大阪の牙保出雲屋孫兵衛は既に登場しているが、その献策に ついて新納は「此成敗未だ知るべからず」と記している。 斉興時代の藩政史を展望する上に誠に貴重なものといえる。時升が「東行録」を書いたのは文政十一年で、

かし冒頭に出てくる話からみて、あるいは大阪時代からこの物語の執筆を始めたのではないかと思われる節もあ 、地頭)から呼び返され、翌四年正月徳之島へ渡航する迄の間に「九郎談」を書いただろうとしておられる。 それに対して「九郎談」には七十四歳の時の後序がある。嘉永四年である。大山麟五郎氏は嘉永三年四月甑島

る。

年まで。第四巻が文政九年の東行から翌十年帰郷逼塞までで、ほぼ「東行録」に重複する部分である。 以後六年の無禄時代を経て今和泉島津忠剛の傅となり、弘化四年甑島地頭として赴任するまでである。 の冬大阪藩邸詰を命ぜられるまで。第三巻・第四巻が大阪時代で、まず第三巻は文政三年大阪への出発から同八 五巻の構成をみると第一巻は初代忠増から六代すなわち時升の父実意まで。第二巻は時升の出生から文政二年 第五巻が

いう。それ

解

永五年十月二十六日の条に久仰から徳之島の時升に出した書信に対する時升の返書(嘉永六年三月二十六日付) こうして後序は四年後の嘉永四年であるが、恐らく徳之島謫居中に書き上げたものであろう。 「久仰雑譜」嘉

去夏も申上候九郎談の著述、 系譜外之私家之小説、且又当弥太右衛門諸所之苦労を相記候故、何卒入御覧度相

が添えられており、その最後に

とある。これによると少くとも徳之島に持参しており、甑島在任中に完成しておればわざわざ持参しなかったで 考候得共、 何れ持登不申候而は便宜も無之、時節を相待居申候

あろう。そして赦免帰郷後の安政二年四月二十日「九郎談」五冊と極内用の諸書付を久仰の所に持参、 久仰はこ

れを預っている。

場合本家筋の久仰や、大阪時代から親しい家老市田美作等の世話で就職している。 下を加えると四八パーセントに及ぶ(「万記一帳」)。したがって藩職にありつけるのは運のよい方で、 めて貴重な価値を有しよう。藩職を失った時の無高士の生活の窮迫振りは想像外である。安政五年の城下下級士 (小番・新番・小姓組)の家部四、一三五のうち、無高は三八パーセントに当る一、五八七家部であり、 時升の 十石以

れだけでなく、新納時升という個性強い一城下士を通じて、当時の城下士の生きざまを知るという意味でも、

今回の「九郎談」「東行録」刊行の一つの目的は斉興時代の藩政史料の欠を補うということであるが、

貧窮の中に育った時升は幼少時代の身体虚弱を養生で体質改善をし、三十歳ごろには常人より強健になっ

の隔てなく、 第一に古人摂生保養の道を心に明らめ、 苟くも摂生の事を説く者あれば、一小冊に之を手録し、又人の保養の事を語るものあれば、 其効験を試みまほしく、 諸々の医書・方書 • 儒書 • 仏書

耳を

単

にそ

傾けて之を聞き、逐一小冊に記し、聴けば行はさる事なく、 知れは為さゞる事なく(「勉強説」)

という不断の努力でかち得たものである。また伝聞によれば、

ありしも浪華就職後は之を禁す、晩年又た少量の晩酌を取れり(「新納翁略伝」) 里の灸穴は毎日之を欠きしことなく、其健脚は之に所因すとなせり、食事は毎日一度必豆腐を食す、元と酒量 び頭を梳くこと百度に及ぶ、毎日三餐崋れば必散歩し、雨日は室内を匝歩して之に代ゆ、灸を好み殊に膝下三 毎朝五(七カ)ツ時四時 起床し、先づ櫛もて頭を梳くこと百度、更に井に就き冷水を注ぐこと百度、 然る後再

というが、誠にすさまじい気迫を感ずる。

尺、方一丈の室、四方四丈、之を展ふれは六間となる、十匝すれば一町、百匝すれば十町、凡三百匝を踰れは、 を封印す、室中方一丈、其中に幽居し、毎日食後室の四隅を匝ること数百匝、其歩数を計算するに莚一枚長六を封印す、室中方一丈、其中に幽居し、毎日食後室の四隅を匝ると、まず、まず 是を道路に算するに凡一里余に当る、日々之を勉めて怠る事なし、故に幽室の居、八ヶ月に及んで一日も怠惰 吾始め遠島を命ぜられし日、島行の船皆出て去り、明年下島の候を俟つの間、一室に幽居し、 更に嘉永三年徳之島遠島、それも座敷牢入りを命ぜられた時のことを、「勉強説」に次のように記している。 有司来りて室口

時七十九歳歩行に患なく、耳目も聾骨を免れ、能く燈下に弁ず」とある。又「久仰雑譜」にも帰還挨拶に来た時 と。意志の強さと生への強い意欲に驚かされる。徳之島でも同じだったと思われ、こうして「赦を受けて帰りし 歩行困難であったらしいのに比すれば(「西郷南洲先生伝」)、改めて時升の意志の強さに驚かされる。 升の意外な元気さを喜んだことが記されている。西郷隆盛が沖永良部島での座敷牢生活から帰郷する時、 こういう強靱な意志で時升は執拗に財政改革を上申し、「九郎談」等では姦佞の徒に徹底的な酷評を加えてい 非常に

なければ、身体甘脆に逸せす、骨節世間を歩趨する時に異ることなく健なりし

て自信の強さを示すが、 結局これが上司にうとまれることになった原因であろう。恐らく奇人扱いされたのでは

あるまいか。 このほか当時の大島航路の困難さ、特に文化十二年大島代官の任満ちて八月大島を出航して帰郷の折のすさま

じい難船の様等を伝える。

それで斉宣帰国の許可を得て、それが実現すると再び市田を罷免(天保四年十月十六日再勤、同七年五月九日退 のに比べ、遠慮なく記述するあたり、当時一般の日記・記録類にない人間性の赤裸々な露出がみられる。こうい 職)する裏話、帰国した斉宣の淫楽ぶりなど、「久仰雑譜」では裏話的なものは多少匂わせるだけで明記しない ん引きずりおろした家老市田美作を再任して、その叔母に当る広大院(十一代将軍家斉夫人)に働きかけさせ、 また斉宣が近思録崩れ以来一回も帰国出来ずにいて、帰国の思い切なるところから、重豪の死後調所がいった

芳 即正)

う点からも珍しく貴重な記録・自伝といえよう。

- 11 -

例 言

本書は、東京大学史料編纂所所蔵本「新納久仰雑譜」(全二十八冊の内巻十七から巻二十八の十二冊)「東行 録」(一冊) 「九郎物語」(上・下)を底本とし、これを「鹿児島県史料新納久仰雑譜二」として刊行するも

のである。

図書館所蔵本「時升翁文章輯録」で、「九郎物語」については、東京大学史料編纂所所蔵本「九郎談」と鹿児 「新納久仰雑譜」については、中村孫次郎氏所蔵本「新納久仰雑譜」で、 「東行録」については、 鹿児島県立

修正または補充する場合には次のようにした。 島県立図書館所蔵本「九郎談」で修正または補充した。

修正される箇所は 〇 一で囲み、その右側に修正字句を記した。 補充部分は▽△で示し、挿入には〈の記号を使用した。

修正や補充の典拠は次に掲げる記号を使用した。

新納久仰雑譜……中村孫次郎氏所蔵本

東 行 録……鹿児島県立図書館所蔵本「時升翁文章輯録」 0

九 郎物 語

東京大学史料編纂所所蔵本「九郎談」

鹿児島県立図書館所蔵本「九郎談」

両書同様の場合

地名と人名については底本のままとし、それ以外の漢字については、原則として常用漢字を使用した。 また特

殊文字メ(しめ)はそのまま用いた。

仮名は、底本の体裁のとおりとした。変体仮名は普通の仮名に改めたが、江・茂・而はそのまま用いた。

平出・擡頭・闕字および但書は、 原則として底本の体裁によった。

原編者による傍注および注記は、原則として底本の体裁によった。新に注を付す場合は()を付して原編者

注と区別した。

人名および地名については、適宜傍注を付した。

本文には適宜読点「、」および並列点「・」を付した。

欠所部は原則として底本のままとし、解読困難の箇所の原編者注本のママと虫喰のある箇所は、 した。 朱書・頭注および張紙は、「 」で示し、〔朱書〕〔頭注〕〔張紙〕と注記した。ただし、後筆のものは削除 傍注を付した。

文意の通じない字または箇所には、(ママ)または(衍カ)・(○○カ)と傍注を付した。

ルビは底本にあるもののみ適宜付す。

~ 7

・虫喰と

新納久仰雜譜 目 次

巻	巻	巻	巻	巻	巻	巻	巻	巻	巻	巻	目	例	解	
卷二十七	卷二十六	卷二十五	巻二十四	卷二十三	巻二十二	巻二十一	- +	十九	十八	十七	次	言	題	
安政六年未八月朔日ョリ同年九月晦日迄六二五	安政六年未四月十一日ョリ七月廿九日迄五六〇	安政六年正月ョリ同年四月十日迄	安政五年九月ョリ同年十二月迄○六	安政五年五月朔日ヨリ八月晦日マテ	安政五年正月ヨリ同年四月マテ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	安政四年巳八月朔ョリ十二月晦日迄	安政四年巳三月十六日ョリ七月廿九日マテ	安政四年巳正月元日ョリ同年三月十五日マテ九二	安政三年辰八月ョリ十二月迄三五	安政三年辰四月十七日ョリ同年八月三日迄				

	九郎物語	東行録…	卷二十八
下	物語 上・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	東行録	巻二十八 安政六年未十月朔日ョリ十二月晦日迄
八三二	七六八	七三九	六七五

候御船、

并外二艘茂同断難船二而、

帆柱三本共折れ、

やう~~先月廿五六日ニ掛、阿波の内浅川浦江致入津、

〔表紙〕

新納久仰雑譜

同年八月三日迄十七日 3 = 安政三年辰四月 IJ

「二十四間船六月廿九日品川江着船、廿間船ハ横濱迄(景紙)

右ニ付今日より早々諸事御手当向申談候事也、

第也、

右次第二而、江戸之御都合旁残念千万、

何共奉恐入次

乗組人数は無恙、乍去必死之事ニ而候旨申越、三艘共

今日八ツ時迄は、異船帆影不見得様相成候との届無之、

着船ノ事、七月五日ノ越前侯へノ書翰ニ在リ、

心配之事也、然共外ニ御手当筋も無之故、八ツ過退出

いたし候事、

為可申上、与力召列参上仕候、 駿河様弥御勇健被成御勤務、 珍重御儀奉存候、 随而目録之通り進上之 御見舞

四月十七日

渡名喜親方

仕候、

此旨宜敷御取成頼存候、

御取次衆

今昼、大坂より町便着ニ而

衛并書役田中清右衞門出立、

山川之様差越候事

公義御用弐拾四間大砲船、

我如古親雲上

上

安政三年辰」

四月十七日、今暁迄茂追々浦々より注進有之、

・小振り

之船ニ而、昨日東風ニ付、東之方江打走りいたし候様

ニ付、近く成遠く成、矢張相見得居候、今暁野村彦兵

以上、

覚

御船奉行長崎勘助等乗付居

四月十七日

進上

太官香

三把 端

白花紗綾

焼酎

壺

以上、

渡名喜親方

右沙掛之儀は、

進上

三把

以上、

練蕉布 官香

媏

之使者として、上国いたし候ニ付、見廻也、 右渡名喜は琉球国・佛国和約取替し相成候ニ付、

我如古親雲上

四月十八日、今朝六過、 日より見得候異国船、昨十七日午刻時分、佐多之内いか(鳥賊) 御軍賦役坂元彦五郎参り、先

> の浦と云ふ所江致汐掛候旨、 今暁御殿江相達候ニ付、

御軍賦役并助教唐通事等、 早々被差越度、 及吟味候旨

申出候間、 其通有之、可然旨申達置候事、

今日七時分、 の浦出帆、 卯辰之方江乗行、 佐多汐掛之異船、今朝卯之下刻比、 追々帆影不相見得候様罷

成候段、山川より之注進相達、致安心候事、

異船なからも直

十間位有之、人数廿人余も乗組居、至極小船ニ而候由、 様乗行不相調、全く風よけの模様ニ見得候由、 先日より東風強吹詰、 船も纔

今日七ツ後、江戸表去ル二日被差立候極々急キ飛脚到

前文通東風吹詰居、

佐多より之届は、遅方着ニ而候事、

2

篤姫様御事 (島津斉彬女子)

御詫

右御到来也、 近衞様御養女之儀、 伊勢守様より被仰渡候、旁之御左

四月廿日四時、 南泉院江

大猷院樣御正忌日付(徳川家光)

宰相様御代拝(島津斉興) 大守様御代参(島津斉彬)

但着服のしめ・長袴

右之通相勤、 夫より出勤、 八ツ退出

今日、 候付、 廿四間御用船等難船之儀二付、 御届旁町便差立

豐後殿・山田等へ一封ツ、差遣候事、

製硝石、 四月廿二日、 先日試焚いたし候とて持参也 今朝新納源左衞門見廻也、 左候而壱ヶ年

四月廿三日、 今朝道嶋源五郎参り、 昨日永江休之丞よ

ŋ

御内沙汰之趣を以、 西田川筋子流之一条、 御尋有之候

御家老座書役助有川七之助事、 付 成行申上候事、 来ル廿八日、 不時二江

戸江出立之筈ニ付、今日為餞別肴料金百疋・唐扇子一

候ニ付、

山田江壱封差遣候事、

紺地嶋細上布壱反、 差送候事、

徳利 御軍賦役折田平八、 箱 • ツ・紺地嶋細上布一反、 先比帰帆ニ付、 土産として贈り有之候 塩豚一台・ 泡盛大

事

より被参候而、 家譜中取写し方被致呉候事、 磯永喜之助・稻留源左衞門共ニ、

当分茂毎日程、

八 ッ

四月廿四日、 今日吉野馬追有之候也,

七時分、 着候、 **乍去足痛有之、** 御趣法方掛御側役格向井新兵衞事、 親類を以届有之候事、 只今致下

四月廿五日、番所江鹿籠金山より召抱置候關矢市郎事、 心 ニ不叶儀共有之、 今日暇差出し候段、 源五郎を以申

達候事、 四月廿六日、 異国船御届之儀ニ付、 今日急キ飛脚差立

四月廿七日、今朝御仕置者にて、 御腰物ためし胴も有

之候付、先年稻荷市店より求置候無銘之刀、

口嘉兵衞江為持差遣候処、 も不致候付、昨日御納戸奉行江頼置、 御腰物相済候後、 今朝家来勤之山 乳之脇一

刃試有之候処、 余程切れ味宜敷見事ニ打落し候由、 切

手田代新太郎成行被申越、刀も見届候処刃之上少も痛

無之、今一刃切候而も、 少茂違間敷見得、刃先キも至

而宜敷候間、 別而大慶之事也

四月廿八日、七後江戸去ル四日被差立候先月末之中急

到着、 御方々様御機嫌能被遊御座候御左右也、 御用封差出候ニ付、 開封之処、江戸表 右ニ付書役助

知識七之丞召呼、 御左右啓并

御直書等、 早速玉里江為持差上置候事、

四月廿九日、今朝甲胄製作所掛り見聞役原田才之丞并

木脇藤淵同道ニ而被参候、

御用向有之候而也、

いまた試 四月晦日、今朝磯永孫四郎被参、 昨夕末川近江殿より

此内琉人立方役掛願ニ付、送り物等ニ預り、 忝存候、

右之為返礼、金子七百疋被差送候との事ニ而候旨被申

聞、 且は相談共承候事也

貞嶽院様御忌日付(島津忠久室) 五月朔日、 五ッ半時分浄光明寺江

太守様御代参

宰相樣御代拝

但

着服々紗・小袖・半袴

御惣霊様江御代拝

右之通相勤、 夫より出勤、 八ツ退出

昨日夕方、道嶋源五郎を以、玉里御側役永江休之丞よ

り、 汀户

御姫様方より

宰相様江被進物之内、 此節飛脚荷於中途雨濡相成候品 皮五枚被下候事、

尽筆紙次第ニ付、 御品拝見いたし候処、 候ニ付、見届之上ニ、夫々糺方等可致旨被申越、 有之、別而不念之至り御不都合相成候間、 し候封箱等は、鼠之巣のことく朽損しニ相成、 驚入申事共ニ御座侯、 大濡ニ而、 殊ニ御年寄より差廻 何分ニも糺方 現物差廻し 右之

何共難

いたし、成行も可申上旨相答置、

今日右之品御殿江持

鼡 上兼候次第ニ付、 途ニ而こわれ候由、 付置候、尤是飛脚も硝子器江戸より御下候処、 書役市來正之進江申付、飛脚之者糺方等之儀共申 此節ハ差招申出候筈ニ申談置候也、 打続之不都合ニ而、 何共御断も申 夫茂中

五月二日、明三日先月末之定式差立候付、今日書状共

ニ而差廻し候事、

相認、

山田江差越侯、

此節は段々御内用筋多く、

大封

今日、 御帰りニ付、 種子嶋靍千代殿より長々私領江被差越居、 土産として鉄砲壱挺四匁五分兼次作并鹿 先日

> 今日之為祝儀、 五月五日、 四時玉里江御祝儀旁罷出、 在番浦崎親方并別段上国之渡名喜親方 九ツ過退出、

折ツ、両親方江差遣し、祝儀申入置候事、 より焼酎砧一双ツ、差贈有之候ニ付、 市成之末子、 初節句ニ付、 次郎四郎・お悦参侯 此方よりも肴

逦 遅方罷帰候事、 今日、

五月六日、 今日入梅、 綿入共着用候季候二而候事、

五月八日、宮里孫之進世話ニ而、 鹿毛四歳大寸乗馬用

同九日、 ニ見合置候事、 前条鹿毛、

たし、 則遣置候事 左候而是迄立置候青毛小寸、 繰替ニ遣す筈ニ

今日より預置、

馬屋立等之吟味い

而

同十日、 前条鹿毛馬屋立、 其外馴之物等も能候間、 弥

召立候筋ニ内決いたし、代金八両三歩ニ究置候事、 五月十三日、今日浦崎親方より別段之音信として、左

之三品贈り有之侯事、

遣候事、一五月十二日、今日島津伯耆殿下着二付、用達水上迄差

青毛相渡、増金三両壱歩差遣し候事、 一午玉鹿毛大寸弥牽入候付、今日代金引結為致候、尤是迄之 一根付

一今夕方より田中源五左衞門・山口九十郎・上井甚七・青毛相渡、増金三両壱歩差遣し候事、

與倉孫右衞門緩々被参候、尤近日より佐土原江差越候

而四ツ過比被帰候、ニ付而御用談旁也、依而主居ニ野元一郎召呼候、左候

五月十三日、今朝畠山吉次郎見廻也、尤昨日伯耆駿江

相付下着二付而也、

承知仕、難有奉存候、左候而拙者江は水軍兵士被召立

候思召之御内沙汰之趣、段々承知いたし候事:

今日出勤毎之通、伯耆殿出勤有之、御意之御役一所ニ

一横付 緒占相付

覚

,

以上、

浦崎親方

五月十八日、四時浄光明寺江

太守様御代参

但

宰相樣御代拝

御惣霊様江御代拝

右之節着服麻袴

五月十九日

宰相様より正五九日中ニ付(ぎ)

御同霊様江御代拝 但

着服麻袴

り御帰り被成候ニ付、 右之通相勤、 別勤也、 何御機嫌旁近習迄見廻置、 依而帰りより松壽院殿此内嶋よ(島津斉宜女子)

罷帰

今日、拝領之粕潰鰷一桶・諸白一樽、 右二付御受書相応二差出置候事、

Χ

新納駿河殿

り別段之預音信候間、

右之礼旁として差送り置候事、

先日浦崎親方よ

之御礼、 御小納戸早川速江相付、 申上置候事、 五月廿日、

出勤、

九ツ過より玉里江罷出、

昨日

1頂戴物

五月廿二日、八後井上嘉左衞門・日置半兵衞被参、

間ニ合之御救ニ而も被仰付候筋は有之間敷哉之内意 田傳左衞門事極々困究ニ而、出勤も不相調候間、当分之

粕潰鰷

右従

今日、

左之通致頂戴候事、

五月十九日、夜前大雨、今日は微雨ニ相成候事、

諸白

樽

桶

態々御参殿ニ不及候、 仰付候、御礼之儀は則取繕申上置候間、 此旨御達申上候、

以上、

五月廿三日、

四時福昌寺江

被申聞候事、

宰相様頂戴被

御小納戸 玉里

太守様御代参 慈照院様御忌日付(島津重豪室)

前

7

宰相様御代拝

佀

御惣霊様江御代拝

着服麻袴

右之通相勤、

別勤ニ付、

夫より深固院・大興寺等江御

墓参共いたし、 南林寺まても致参詣いたし帰宅候事(術カ)

五月廿六日、 四時福昌寺江

玉貌院様御忌日付(島津重豪継室)

太守様御代参

宰相様御代拝

但

御惣霊様江御代拝

右之通相勤、 別勤 三而

着服麻袴

帰宅也、

今 日**、** 七後石黑戸後左衞門、 屋久嶋より罷登り候とて

段々彼地之成行承候事也、

致承知、

折々彼御屋敷江も罷出候間日外

致承知居候旁也,

五月廿七日、

玉里江罷出、

八ツ過退出、

尤昨日左之通

御内々御用之儀被為在候三付、

明日此御屋敷江御出被

若明日御差合之儀も御座候ハ、、 此段御達申上候、 以上、

明後廿八日御

成度、

出可被成候、

新納駿河様

六月廿六日

永江休之丞

右ニ付、 右ニ付罷出候処、 御受書相応ニ差出置候事、 段々御用筋承知い

御上下 間御小納戸黑田半七御取次ニ 具 生龍門也

呵

御帷子 重 下御重越後なり越後水色御紋染出し

宰相様思召を以拝領被仰付候段致承知、難有頂戴仕候、

席詰御側役得能彥左衞門ニ而候、

内々永江休之丞江相伺候処、 右之通思召を以拝領被仰付候段、 豐後殿出立後彼御方御用 何様之御訳ニ候哉、

其後於御客 8

たし、

刀

并大口之五郎右衞門方江持伝之刀、先年拙者持帰

緞子

本

八ツ後、谷村九郎右衞門御作事奉行江御役替被仰付、 先日頼置候処、今日出来候、且当家重代家助と申伝候 来り居候三原折紙付之刀銘彫之事、 宥邦院様御差料ニ而、 (島津維豊) 五月廿九日、 岩下佐次右衞門、当秋江戸江出立ニ付、 御思召之程難有次第ニ付、此段為以後記し置候事、 以 御沙汰被為 御沙汰被為 御用席ニ駿河事年末戴キ物等は、 付被仰付候為御礼、 動方是迄之通り織屋掛被仰付置候ニ付為見廻也、 遣候様ニと、 而、不行届候旨御取合申上候処、夫はとふそいたし 忠元君御差料と申伝候青江之刀并 先日 在候付、 在候ニ付、 見廻也 相良氏へ拝領、 右之通被仰付候旨致承知、 其時分は御湯治中ニ茂有之旁 何様ニ而候哉と、 伊地知平覺正節江 其後当家江 御金百両御心 誠二 廻り 引続 渋扇子 紬二反嶋同 紺地嶋細上布 金之手炉 贈物有之候事、 在番浦崎親方より琉球方江拝借金被仰付置、 六月朔日、 御礼浦崎并聞役新納太郎左衞門同列ニ而見廻、左之通 有之候処、来年より先キ弐ヶ年願之通被仰付候付、 米之内余米有之節は、琉球蔵方江申受被仰付度願之趣 儀奉願趣有之候処、五ヶ年府返上被仰付、 帰りニ而候事、 置候材木・ り置候髙田風之作ハ、 覚 板、 田代太郎太事、三月廿三日より鹿屋江申受 其外品々取調方ニ頼越置候処、 二端 二端 箱 先日銘彫出来いたし候事、 且琉球出物 返上方之

今日罷

より砲術館之御軍神江致参詣、 出勤、 八ツ退出也、

六月六日、今朝五過出宅、

大乗院之御影殿江参詣、

夫

六月三日、 今日霊社様御祭日ニ付、 每之通社人有屋田

右ニ付夕方より新納彌太

信濃相賴、

例之通相調候事、

右衞門・同氏次郎九郎・伊地知小十郎・東次郎左衞門

迫水孫次郎・磯永孫四郎等被参候而緩々也、

六月五日、 御用は第一末川家并上村十左衞門事、 四ツ過より玉里江罷出、 八ツ過退出、 且又西田川筋子 今日

流之一件、 内吟味之趣書付取揃、 永江休之丞江相渡、

御都合を以

気も強候ニ付、 奉伺給候候様申入置、 素めん共頂戴被仰付、 其外彼是御用筋有之候、 難有次第ニ候、 然処暑

様素めん頂戴被仰付、 尤書役伊集院直五郎・市來正之丞相詰居候処、 同人江相付御礼申上置候事 都而永江休之丞世話二而難有被 是以同

仰付候間、

吟味相当ニ被 候末川家并上村一件、并西田川筋子流一件、 六月七日、今早朝永江休之丞被参侯而、 思召上候、 此上は両条共早目ニ御取扱 一昨日奉伺置 共二我

相成候方可然候間、早々江戸表江奉伺候様との

右三付今朝則野元市郎召呼、 御沙汰侯旨、 速明日急飛脚差立奉伺候様可仕旨、 休之丞を以致承知候間、 右之書付等相渡、 御受申上置候事、 委細奉畏候、 取扱振 早

今日、夕方より東次郎左衞門・石黑戸後左衞門、 嶋之儀ニ付、 御用談被参候而、 緩々也 屋久

之儀とも申達置候事、

六月八日、 芳蓮院様御正忌日付(島津斉宣室) 五時福昌寺江

太守様御代参

兵衞妹もと并亡伊東喜兵衞後家つね事、

夜前自縊いた

谷村十郎太妻とも并子添之姥鐵并よし両人罷出、

宰相樣御代拝

着服麻袴

右之通相勤、 夫より出勤、 八ツ退出也

立候間、豐後殿并山田等江御内用封相認差遺候事 昨朝永江休之丞を以致承知候一件ニ付、 今日急飛脚差

敷相成、 五月廿一日唐国五虎門出帆ニ而候処、 日入時分、高奉行橋口彥助被参候而、 去ル三日山川兒ケ水浦江漂着、 洋中より順風悪 去秋走接貢船当 夫より同所湊

を卸し候段届申出有之候事、 江引入相成居候処、 順風相成、 只今前之濱江着船、

碇

及問付候段、 中届申出候事、

御届旁として罷出、 四ッ過出宅、 玉里江暑中之同御機嫌、 何御機嫌之儀は得能彥左衞門江

且は前条之一件

丞江相付申上置、 九ツ過退出候事、 付申上置、子流之者共評席江罷出候、

形行ハ永江休之

帰宅後之処、野元一郎参侯而、

今朝評定所江罷

典 見

役共も両三人差遣し、見聞為致ニ付而也 太妻江為負付候趣意有之、六ヶ敷場合ニ付、 聞之形行細々届承候、尤子流之儀ニ付而は、 右之通書 谷村十郎

六月十日、今朝江夏十郎御用有之被参候也

八ツ後、新納彌太右衞門召呼侯、 件二付、谷村方之娘罪之当様、孔孟之道二而 之可然哉、 山田十介共ニ銘々存慮を以取しらへ為聞給 是は西田川筋子流 には何様な

候様、極内頼込置候事:

八ツ後より野元一郎 夜入四ツ前帰り也、 右之内七ッ時分川上式部殿琉球よ 伊集院直五郎御用談有之召呼、 御用有之参候事、

六月九日、今朝伊集院直五郎接貢船漂着之一件二付、

四時分、書役助有馬雄之介参候而、 上村半兵衞妹其外四人、今朝評定所御用之処、 西田川子流之長本(張) 上村半

- 11 -

り上船、 串木野沖辺より橋船ニ乗移り、 羽島江上陸、

市來湊江泊り、 只今着掛ニ候とて、 御届旁被参候間

琉球地之形行細々承届候、尤一郎・直五郎ニも一席 而承候事、左候而夕方式部殿被帰候也

郎は式部殿、 式部殿帰着ニ付、 拙宅罷立之後より参り候、 おせひとのハ早くより被参、

今晩彼之方江泊り也、

六月十一日、夜入過御軍賦役永田新八郎被参候而、 鹿

異国船相見得候へとも、 直ニ帆影

籠之沖拾里余之処、

不見得様相成候との届有之候段被申聞候間、 承届置候

旨相達置候事、

六月十二日、 四時南泉院江

太守様

宰相樣御代拝

惇信院様御正忌日ニ付(徳川家重)

着服 長袴

右之通相勤、 夫より出勤、 昨夕之異国船御用共仕廻;

四ッ過退出候事、

今晚宮里孫之進召呼候、 付、当分出勤無之候へ共、極内分申遣段々承合候 是は実家谷村十郎太妻之一件

件有之候ニ付而也、

おせひとのハ

次郎四

段々御用筋

六月十三日、早朝平田伊兵衞被参候、

一昨日下着二而

大口木之氏村組頭弓削與右衞門身弱罷成、 御沙汰之趣茂有之、 細々致承知候事、

退役之願申

出置候ニ付、 代り役等之儀ニ付、 白坂十右衞門・芝原

間 與右衞門退役之儀、名代十右衞門江申渡、 跡 代り

役勘助江申付候、尤於役座用頼を以申渡候事也 組頭十右衞門江申付、

夕方彌太右衞門被参候而、

先日頼置候子流之一件ニ付

勘助致出府候様申遣置候処、今朝十右衞門・勘助参候 十右衛門是迄横目役二付、 其跡

指宿	手扣	一地頭所指宿より暑中尋、左之通申出候、	侯事、	流之者共、親族帳御内覧被遊度との旨被申越、致承知	一今日、道嶋源五郎を以、永江休之丞より西田川筋江子	相成模様ニ付、段々内意且相談事承候旁也、	有之候由、尤隠居家督之願申出有之候処、近々仰渡可	一七後、東郷左太夫被参候、都之城出雲殿なと今朝出府	事也、	一六月十五日、例之通祇園祭礼有之、山引廻しも有之候		人数御金可被下哉之旨、取しらへ方篤と致内談候事、	前田傳左衞門参候、当年蔵方御心付之賦、并蔵方迦之	一六月十四日、八ツ後より御勝手方書役井上嘉左衞門・		而之しらへ下草持参被致候付、則受取置候事也、
一御肴	右御懐様江	一玉子	料物三百文	一西瓜	弐行料物	一御酒	一御肴	右御地頭様江	一袋物	料物三百文	一西瓜	料物壱貫文	一素麺	弐行料物	一御酒	一御肴
一折	江	一台現品	·文	三ッ	弐行料物壱貫弐百文	一樽	一折	様江	五ツ現品	文	三ッ	文	一台	弐行料物壱貫五百文	一樽	一折

六月十五日

園田宇左衞門

御酒

樽

弐行料物壱貫弐百文

西瓜

三ッ

料物三百文

台現品

玉子

御肴

右御奥様江

御酒

樽 折

西瓜 料物壱貫弐百文

三ッ

料物三百文

玉子

一台現品

右御子様御相中江

〆銭壱貫三百文

可被下儀奉頼候、以上、

右之通暑中伺御機嫌として差上申候間、宜敷様御披露

郷士年寄

覚

指宿

鳥目三百文

同壱貫五百文

右御地頭様御方

右御子様御相中江

〆銭六貫五百文

右当春御地頭瀬引為仕、我々立会見分仕候、取得候魚

六月十三日

売払代銭を以差上申候間、

園田宇左衞門

宜敷御披露奉願候、

以上、

六月十六日、嘉祥ニ付四時より玉里江罷出、 若年寄・

大目付一所ニ御祝儀申上候、左候而拙者儀は御用有之、

居残り八ツ過迄相詰退出候事、

今日、永江休之丞江極内申談候ハ、 西田川子流ニ拘ハ 御内話被為

在候段致承知候付、則今日近江殿江申達、

大目付江も今日達し相成、

即二内論相成候樣、

書役市

揚屋江被遣置候、右は御格式ニ候へとも、誠ニ無理成事口次いたし、夫故去ル九日評席江被召出、問付之上リ居候谷村十郎太妻事は、継母之申付ニより、不得止

■♪ こまなごき まこまご | でなどす、 ここと、 返りいたし候而は、誠ニ不便成訳合ニ付、何とぞ難有弱之生れ付ニ而も有之由、然は病気弥増万一も牢死共

尤則より病気ニ而食事も頓と不参候由、

全体身

御沙汰共戴き候事は相叶間敷哉之旨、篤と申談、極内

御内話被遊候趣を以、休之丞より拙者江相通し、可然御沙汰被遊候而は、差障も可有之候付、休之丞迄

御耳候処、

最早左様之儀も被及聞食候、

就而は屹と

着也、

今以足痛等も甚敷、

目も僅二三間隔候へは誰人

屋江被遺置候得共、病気ニ付親類共より於宿元座敷内取計候様、其趣ハ谷村十郎太妻とも事、無調法ニ付揚

免可然との趣、休之丞迄取拵養生為致度候間、揚屋出之儀願出候ハヽ、其通差

待候由也、

退出いたし候由、尤野元一郎ニ茂早速召呼、正之丞一知、直ニ明朝ニも養生方之儀願出候様可取計旨申置、宅江召出し、右之形行極内分相論候処、落涙ニ而致承來正之丞を以申遣し候、尤谷村方親類谷村孫右衞門拙

湯津ゴ乱役事、 テーニョ こうご 蒼耳こう 念二而、右之通取計為致候事、

水上迄差遺候処、八ツ過下着有之、然共石見殿事於江嶋津石見殿事、今日江戸より下着有之候付、次郎四郎

人殿出府有之候間交代ニ而、先月十二日出立、今日下戸足痛并目之痛なと有之、長々出勤も不相調候由、藏

調法ニ候由、其上一体余程憔悴之方ニ而候由也、たり共被見分かたく、足痛も座内さへ杖なしにてハ不

おせひとのハ今夕方より武之橋江被参候、

彼方妹上立

承候よりハ様体宜敷見受候、乍去一体は憔悴之方ニ而、六月十七日、 五ッ過出宅、 石見殿江見廻致面会候処、

四ツ過罷立、夫より

出勤、八ツ退出いたし候事、御用筋段々致承知、長談ニ及ひ、四

今日同席中江、昨日玉里ニ而谷村一件難有

御内話被為 在候趣、細々致演説置候事、

へ持参也、

夕方、

新納彌太右衞門被参候、

内用申入置候一巻しら

今日お悅夕方より参候事、一都之城出雲殿御夫婦、一昨日夕方御出府被成候由ニ付

して出席、下總殿・近江殿・登殿ニ而真之手数致見分、六月十八日、今朝六半時分出宅、砲術館江稽古見分と

四ツ前退出相済、別勤ニ而帰宅也、

挨拶預候、示被入御念之段御慇懃之至存候、恐惶謹言、靱負を以内用向之儀申入、且麁末之品令進覧候、為御

御札令拝見候、弥御堅固御勤之由珍重存候、然は山田

六月十八日

鳴津淡路守 鳴津淡路守

新納駿河様

御報

被仰付候御礼之心得也、細々成行承届置候也、六月十九日、今朝宮里孫之進被参候、先日谷村方難有

分迄也、加治木家来桑幡孫助一件也、

八後より友野市助・福崎助八御用談ニ被参候而

大鐘時

今日、

都之城は豐前殿隠居、

出雲殿家督、

願之通被仰

之由なから、黑木なとより差留も有之、段々押延ひ、帰り候事、右隠居願ニ付而は、此以前より豐前殿内願付、今日当座之祝ひ有之、お悅七ツ後より参り、夜入

やう~~今日願達相成、嘸安堵之筈と存候事、

処、夕方より伊地知小十郎・東郷市介被参候間、引留候時節ニ付、座着昼飯共寄合、緩々咄のミの企ニ而候より申入置候事なから、当時折角諸篇軽目之方ニ取向六月廿日、八後より川上式部殿御父子相招候、尤先日

白唐紙 嶋紬 胴板嶋 吸物膳 笋寒 籐菓子Ⅲ 白地木綿嶋 彩色蓋茶碗 取肴類三四種二而、 置、 土産旁として、 初而緩々被参候へ共、 右旦那様江 右御隠居様江 右奥様江 覚 何れも夜入四時分帰り也、尤式部殿を琉球登り後、 左之通贈り也、 帖 端 端 束 束 束 束 端 壺 趣意申理り置候、 別而手軽ニいたし、 右ニ付式部殿は 吸物壱ツ・ 六月廿一日、 毛氈 付 白地木綿嶋 白地嶋細上布 付 者再聞ニ致出席候、 紅色紗綾 人被召出候、 右おせひ様江 右お悦様江 右次郎四郎様江 今日は不被召出候事、 先日親類共依願、 以上、 谷村十郎太妻も被召出筈なから、 出勤、 今日は西田川江子を流し候姥共両 四ツ打切より筑後殿・近江殿・拙 媏 枚 端 端 宿元江座敷内取拵致養生候訳ニ 川 上式部 使部 病気ニ

六月廿二日、 今朝嶋津右膳殿用向有之被参侯、 訳は平

田平六所帯方困究ニ付、 御救筋之内願一件、石見殿よ

り被申越候趣有之候而也、

且又昨日再聞済より近江殿

石見殿着之為祝儀見廻有之候処、近江殿行状ニ付、

江戸江聞得之趣茂有之候間、 当御役御断ニ而も被申上

度、 左候得は恥辱も薄キ方ニ候旨、 石見殿より存寄被

此節は気薄キ方罷成被居候ニ付、右等之事も右膳殿脇 より懸念いたし罷在との趣極内被申候間、 相応ニ申答

申候趣、

壁越し承及居候、

右通二而宜敷候哉、

石見殿

今 日、 出勤、 八ッ退出、 夫より都之城江先日隠居家督

置候事

被仰付候為祝儀見廻、 暫ニ而罷帰候事、

近江殿事痔之痛差起候とて、今日出勤無之候、乍去今 朝承及候段も有之候ニ付而は、 訳有事と存候也

今日、 戸御慶事ニ付、 九時分町便到着、 御用金も可有之候ニ付、 去ル九日江戸仕出也、 爱元御宝蔵御 今般江

格護之内より五万両程、

近便より江戸江差廻置候様御

御金取扱不勘弁之趣、 沙汰二而侯旨、 豐後殿より問合相達候、 并近江殿・上村十左衞門事共、

且又安藤平八

書役問合相達候事、

今日、例年御心附蔵方拙者江赤谷組大窪下代被仰付候、 尤御代官市來八郎取次之由也、 諸向一同も昨今日申渡

相成候事

六月廿三日、五過福昌寺江 慈照院様御忌日付

太守様御代参

宰相樣御代拝

但

御惣霊様江御代拝

着服麻袴

右之通相勤、 夫より出勤、 八ッ退出、

六月廿五日、 出勤、 四ッ打切りより二之丸御宝蔵江、 玉里江為何御機嫌、

昨朝西瓜十・御肴料金弐百疋、

永

相応ニ申答置候事

江戸江伺越相成候処取計呉候様との趣共、細々承候間、

得共、不尋得、 無之候付、 其外御役々、定之通出会ニ而、 法方御用人向井新兵衞・福崎助八、御側役名越彥太夫、 先日江戸問合之通、 金棚は開キ方不相調、 御金棚之鑰合兼候付、 現在取覚居候者不罷居、合鑰猶又及糺方候 何分ニ茂無申訳次第なから、 五万両之御金出し方ニ参候、 八ツ過引取候事、 及吟味候処、 御蔵戸前は致開方候へ 程久敷明ヶ方 今日は御 御趣

申上度存候付、近ク可願出、左候ハ、当月末飛脚より、今日、出勤いたし候処、「無殿より筑後、地涯御役御断早年齢罷成、追々気薄物忘等いたし候得は、大切之御早年齢罷成、追々気薄物忘等いたし候得は、大切之御早年齢罷成、追々気薄物忘等いたし候得は、大切之御早年齢罷成、追々気薄物忘等いたし候得は、大切之御早年齢罷成、追々気薄物忘等いたし候人、当月末飛脚より、

尤地頭所指宿は山川引続候郷故、彼方西瓜差上度内存上候段、道嶋源五郎を以被申聞、別而難有致承知候、被申上候処、御都合能被聞召置、今日より西瓜は被召江休之丞江相付致進上度頼置候処、明八ッ時分御披露

右内存之趣も御咄し被申上候処、西瓜は内場之方宜敷申度、頼越置候処、右之通十程御披露被申上、左候而致進上被呉候様、左候而去り出しは御側廻ニ而尽し被二十程玉里江差廻し置、其内より宜敷様成の撰ひ立て候へとも、指宿辺へ実熟遅候由ニ付、内場より取寄、

旁難有仕合候事也、

山川方はわるひとの御咄共被為

在候段も承り、

六月廿六日、出勤、 御免候方二取扱可有之旨相達候間、 川近江殿事、 去ル三日被差立候飛脚到着、 顽 御役御断被申出候様、 被 聞召候通趣有之候付、 八ツ半比退出、今日八ツ前、 左候ハ、何茂首尾能被成 御用封段 今日直々筑後殿 Þ 到来、 病気等之申立 其内末 江戸

拙 村十左衞門事も同様被仰付候段申来候間、 13者相揃、 近江殿親類下總殿江致内諭侯、 出勤致居候 且書役勤上

其後寄役を以親類江内論為 渡相成候事:

当役御断申出候間、

是以則今日願之通被成御免候段申

左衞門事茂、

多年腫物いたし、

往々勤方不相調旨を以

致候事、

共、早速退出いたさせ、

夕方畠山吉次郎見廻候、是は今日御救方之御金拾五両、

御内々ニ而被成下候礼也、 引続伊集院直五郎参候、

是

は末川家之儀ニ付一刻也、

六月廿七日、 四ツ前出宅、 玉里江罷出、 昨日相達候問

六月廿八日、

先達而より雨頓と無之、

炎暑酷敷、

昨日

より雨乞有之候処、今日八ツ後より雨ふり、万人喜ひ

奉伺候処、 何茂

合、近江殿一件、

今日永江休之丞を以猶又、

思召寄不被為 在との御事ニ付、

則今日運ひ相成候様

殿事ハ昨日内諭いたし置候付、 取計可仕旨申上置退席、 申出有之候ニ付、 即今日願之通被成御免、 夫より御殿江出勤候処、 痔之痛有之、

代取込拝借被下切被仰付、

御養料一世百石之物成被下

置候段申渡相成候、

渡、 且吉村事二付用向有之候也! 八ッ後仙波市左衞門被参候而、

今便山田より之状被相

今晩おいつさま・およねとの御列立御出被成候、 ねとのハ珍敷事也、 およ

七後横目助新納源左衞門見廻也、 候事也、 当分鹽屋村硝石丘方

掛りニ 候御礼也、 顽 且又新納龍雲事、 精勤之御取訳を以、 今日表医師被仰付候御礼 金三拾両御内々被成下

として見廻也、

左候而其身

退役之願

近江

且又長崎御付人奥掛書役勤上村十 六月廿九日、 今朝五時在番浦崎親方并異国人一件ニ付 込り詰たる事ニ付、

至極之潤沢ニ相成候事

七月二日、

江

今朝鹿屋江申受置候山床立込之材木取残り木、代金三 今日出勤 今夕方急雨まいり、 之候付而也、 也 右通相成安心いたし候事 拾両ニ買、片付引結相成侯、 も取扱致し、あき様相究候事也 江差廻候賦也、尤今日ハ鑰等も都而相揃ひ、 出会開方いたし候、 付野元一郎も陰ニ而相詰候事、 御両殿様格別御不都合も不被為在段申達候事也、 調法ニ付、 入事也、 江申達置候儀有之候得共、少々申渡不致候而不叶訳有 御侘之使者渡名喜親方召呼候、 浦崎江は唐反布持登り之儀ニ付、 渡名喜は去年九月佛国人江和約書取替し候不 御侘申上候得共 四ツ打切より二之丸御宝蔵江差越、 夫茂内実は野元一郎承知違之形ニ而奉恐 御金壱万両出し置候、近日中江戸 万人悦ひ候事也、比日之暑キ甚敷、 都而田代太郎太肝煎二而 尤聞役太郎左衞門同伴 去年九月玉川等 以来之儀 御役々 右ニ 縮紅紅 緞子 籐盆 御扇子 先日浦崎・渡名喜一所ニ召呼ひ申達候通、 六月晦日、 七月朔日、 紺地嶋細 事 附属料通金九拾六両被相渡、 役同伴ニ而見廻、 約相結ひ候一件、 覚 上布 六月晦日 先月末定式中急差延置、 出勤、 当年御心付蔵方、 八ツ退出、 壱本 二端 御侘向相済候為御礼、 且左之通贈物有之候事; 二巻 箱 当月月番承候事、 今日金子も入付ニ相成候 今日鎌田直五郎江去年之 今日差立候付、 今日両親方聞 佛国人と和

戸豐後殿并山田等江書状差遣候事、

七月三日、

四ッ過出勤、

中之塩屋江大砲試打見分ニ差

越候、尤成田始掛り御役々、此三日彼所江差越居候、

此節初而之打方 二而候間

御軍賦役堀與左衞門・稅

紺地嶋細上布

反ツ、

笋寒茶碗

十ツ、

氷砂糖 重ッ

泡盛

徳利ツ

右之通取合、伊集院·岩山·市來江乍僅少遣候事也

今日、水仙之間之格を以、 於御座左之通、 新納駿河

下總殿・筑後殿ニも被差越、 大砲はキスト台新製相成、

所七郎右衞門、書役岩元淸藏・橋口助右衞門等ニ而

宰相様御方掛被 付、是迄之通、 仰付候、

今日、東鄉市介所 都之城之奥方御出被成候付、

お悦・安之介ニも参り、夜入遅方帰り也、

然処今日

お久

夫より立宿ニ而暫く休ミ、打立大鐘時分帰着候事、 内輪之見分也、汐干ニ打方いたし候間、八ツ半比相済、

七月

右之通被仰付候ニ付、 御受仰礼申出置候事、 下總

七月四日、今朝市來正之丞・岩山八郎太・伊集院直五

涯立くらみことく、瞬息之間気絶ニ而候事、

ひとき暑さニ長座退屈いたし候故ニ候半、お久事帰宅

郎見廻候、

は御用談也、

差送り候品々は左之通也、

訳ハ先日琉人送り之品共差遣置候ニ付礼且 七月五日、 圓徳院様御施餓鬼ニ付(島津重年) 太守様御代参 五時出宅、福昌寺江

22

節石見致下着候得共、駿河事首尾掛之御用茂有之候ニ

右は嶋津石見罷下迄之間

宰相樣御方掛被仰付置、

此

候旨も致承知、

誠ニ以冥加之至奉恐入候事也、

文之通掛りも先長く被仰付置、

其段豐後殿迄茂申遣置

着服長袴

右之通相勤、 御霊膳下共致頂戴、夫より出勤、八ツ退

岜

七月六日、八ツ後より稻留源左衞門被参候、此内病気、 引続彼是之事ニ而、 久々振写し方被致候也、

七月七日、四時より玉里江罷出、若年寄嶋津伯耆殿、 大目付頴娃織部殿ニ而、当日之御祝儀一所ニ申上候事、

御礼等、永江休之丞江相付申上候、然処休之丞より内 事首尾掛り之御用有之、是迄之通被掛置候段被仰付候 左候而拙者居残り、先日石見殿下着有之候得共、 拙者

仰付置候処、 より豐後殿江茂申遣置候様、 々被申聞候は、豐後殿在旅中彼御方御用掛り拙者江被 随分御用弁ニ而宜敷事候間、其趣休之丞 先日 御沙汰茂有之、 前

時分相成候処、

至極御平和二被為成、追々御熟睡二而、

今日、休之丞を以、 去ル三日・四日比より追々東風強、空之色あしく候得 へも内分申遣置候間、 被仰付候ハ、可然との御内沙汰被為 鎌田圖書・ 拙者も致承知置候様承候事、 川上式部、 在、 其段豐後殿 追々品能く

共、今日共は余程和き、先は安心之事也

一八ツ後より源左衞門被参候而、写し方也、

七月八日、今日風弥和らき、

雨風ニ相成候事、

七月九日、晴天、炎暑強し、今朝六ツ半比より璞心院様(新納久敬筆)

御事、 早速朝稻三益・西郷幽泉等へ申遣候処、 左候而暫時ハ相応之御引付こときも被為在候得共、 昨年八月御煩之通釣り付、御癪気之様有之候付、 無程被参候、 四

右ニ付、 昼比被相成益御混睡二付、 次郎四郎も同断也、 拙者儀今日は別勤ニ相頼、 一往医師等も被帰候事、 引入致御看病候、

右ニ付、 候、 其外之衆も追々見廻有之、およしとのハ今晩遅方 早速市成江も申遣し候処、およしとのも被参

<u>=</u> 往帰り被申候事

上候へは、 随分納り被遊候事、

前文通之御様体ニ候得共、

御薬食ハ少しツ、無油断差

用頼初、

兼而出入之面々、

追々被参候而、

同被致世

八ツ後より稻留源左衞門書物写しに被参候而、 話、申談帰り衆も有之候也

毎之通

且は加勢も被致候也

御病人昼より夕方ニ相成、 弥以御平和ニ候、 乍去御手

足少しも御動作不被為在、 至極之御草臥之体ニ被成御

座候、 夜入候而も御同様被成、終夜御同断也

今晩家内中并新納龍雲等ニ而、夜起御看病いたし候事、

七月十日、 同様御混睡ニ而、 晴天、 暑強し、今朝御病人様御様体矢張御 少しも御目覚無之、 昨朝御煩出しよ

り

何様申上候而も御答無之、

御灸治も昨朝御煩出しよ

=

而候へ共、何篇御劣りの方ニ而為成候、尤三益も四

刻被参候、三益ハ夜前泊り番ニ而、後刻可参との事也、 候、尤今早朝三益・幽泉等ニも申遣候へは、 幽泉は即 并煮抜等は少ツ、無油断差上候得は、

随分御通り被成

り御徹しも薄く、

夜前今朝相成弥以御徹し無之、

御薬

依而弟子執印草庵参候、

左候而両人とも相伺候処、

昨

日よりも余程御労倦御増し被遊候、

此節ハ長々御身弱

折角入念候様、 二被為在候上之事二付、御太切之御病気二被為在候間 左候而療医も外ニ頼入呉候様、 幽泉よ

候而草庵共二矢張罷居、 何篇被致世話候事、

少も不足ニは不存候付、

早朝市成江も申遣候処、およしとのも即より被参候而、

御看病ニ而候事

用頼其外兼而出入被致候衆ハ段々被参候而、

万事世話

昼より八ツ後ニ相成、 被致候事、 追々御労倦弥増、 御 薬食 以は同断

り承候得共、其儀ニ付而は幽泉手を尽し被呉候へは、 外二頼入申間敷旨答置候、 左

ツ時分より被参候而、長々罷在、且外ニ相談之相手頼

是亦幽泉同様返答いたし置候、

左候

入候様承候得共、

而三益も昼時分一往被帰候、跡ニは弟子之草庵残し置、

又々三益も被参、猶世話ニ而候処、七ツ半時分、誠ニ御薬法共申付置ニ而候、左候而幽泉は居通し、七時分

御寝入之様ニ御絶入被遊候而、至極御平安之御死去ニ

而奉恐入候事、

追々見廻等も有之候事、一右ニ付、猶又近親中江茂御病気御大切之段申遣候処、

御葬式方へ、新納主税殿・畠山主計殿・志岐藤兵衞、

今晩類中相談ニ

噸

明晩御葬送ニ手当いたし候事、

可有之吟味之旨承候間、何茂右之衆吟味ニ任セ置候事、牌は拙者奉守度筈候得共、次郎四郎守上候ハ、、相当芳樹院様御例ニ準シ、御行列等相究め、左候而(御位

被参候而、世話いたし被呉候事、

七月十一日、

晴天、

東風、

今早朝より用頼其外多人数

難有相勤居候訳を以、右通ニ而志之品送り之方も別今日、見廻衆余多ニ而、名前難書留候、畢竟当分拙名を何う「土言しか」を与何』

者

家・諸士等迄茂別而多く、何も当務之御蔭ニ而、恐入至極之多人数也、又野辺見立挑灯も御一門方を初、諸多くニ候、尤八ツ後より追々被参候而、御出棺時分は

候事也、

より次郎四郎始用頼等罷帰り、何事も無滯被為済候段六時御出棺無滯被為在候事也、左候而四ッ時分興国寺

申聞候、右之時分迄新納主稅殿・志岐藤兵衞・新納彌

太右衞門・東鄕一介・伊地知小十郎・東次郎左衞門等

郎并用頼林仲之丞残りニ而惣首尾承届、追々被帰候事、老人ニ而居残り、 且又諸見締旁として若手之迫水孫次

篇野元一郎等より宜敷取計有之候事、

悴次郎四郎事茂、

同人より御届旁取計有之候事、

拙者儀月番ニ而候へ共、

今日より忌中ニ付、

御届旁何

- 25 -

今日、 八ッ後仙波市左衞門被参、先月廿八日江戸仕出

之町便到着、 山田より之書状三通被相渡候事、

七月十二日、今日より見廻衆かた~~段々有之候得共、

書留略ス、

七月十三日、 今日より次郎四郎御墓参為致候事、

七月十五日、今朝六前出宅、 常栄軒・興国寺江御墓参いたし、 大興寺・深固院・月香院 なめり川江立寄り

御牌参いたし、 四時分帰宅候事、

一今日、 南林寺住持并與国寺住持見廻ニ而、 御影向いた

昨今晚、 興国寺江御燈爐燈之方、 家来共ハ勿論、 次郎

し被呉侯事、

四郎ニも差越候事、

七月十六日、 今朝福崎助八・ 龜山甚介等御用筋有之被

参候事、

一今日、於興国寺御中陰御法事相調候付、 次郎四郎并用

何茂芳樹院様御例通相調候而、 賴林庄之助、 役人嘉平次、五時分より差越相詰候之事、 御仏前迄之御法事致候

事

今日、 左之通

御自分事忌中ニ而候得共、 御用差支候ニ付、忌被成御

七月十六日

免候条、明日より可被致出勤候、

此段申達候、

以上、

新納駿河殿

上包美濃紙折掛、 宛書同断

右ニ付御受書左之通、

私事忌中ニ而候得共、 忌被成御免候条、 明日より致出

勤候様被 七月十六日 仰渡趣奉畏候、 以上、

新納駿河

川上筑後殿

川上筑後

在番浦崎親方并渡名喜・久子堅三人より璞心院様御不 并氷砂糖弐・白砂糖等両品ツ、贈り有之候ニ付、 香奠として大官香三把ツ、、并盆ニ付太官香

忌御免被仰付候訳を以、則三人江礼共申遣し置候事、

今日

七月十八日、

朝東風雨少々ニ而、

風は追々和らき仕合

但御当地諸人は全く忌明之節挨拶申入考也

又当月拙者月番ニ而候得共引入候ニ付、 世 七月十七日、晴天、夕方微雨、 後殿助合被勤居候付、今日より不相替拙者月番承候事、 昨日忌御免被仰付候御礼、 筑後殿江申出置候、 今日より出勤、 出勤迄之間筑 八ツ退 且

相済候事

集院直五郎・伊地知仁兵衞召呼、

地頭所之儀、 入置候事 忌中は筑後殿江相頼置候間、 今日礼共申

大口より御遺髪之御迎として、 久保田可市差越、 今四後到着いたし候事、 泉徳寺并松坂平右衞門

は 今日吉野并比志嶋且谷山・紫原ニ而雨乞有之候、 由 梅雨上りより頓と潤ひ無之、 ニ付右之通也、尤当年程雨少之事は六十年来無之な 最早畠作等何茂干枯候 当年

> とゝ申事ニ而候、 然処今夜中東風細雨ふり候事、

之事也、 今日大鐘過、 江戸より急飛脚到着、 先月八日極御内用

共も申来り、 々御内用申来候、且又末川近江殿御役御免申渡替之儀 有之、態と差立候返りニ而、 其外御筆仰出等も参り候、右ニ付早速伊 当月三日江戸被差立、 段

典 七月十九日、朝曇昼折々雨、 十左衞門事共申来候趣達 且亦昨夕江戸より急飛脚到着ニ而、 先日忌御免被仰付候御礼、有馬舎人江相付申 御聴給候様并 今日四前出宅、 末川近江殿・上村 玉里江罷 上候、

仰出候間、是又同様達 御筆を以段々御取締向被

四前

御用取扱為致、

御聴候儀共申入置退出、 夫より御殿江罷出、八ツ退出、

御家老座書役勤等之琉人立掛市來傳藏・福永直之丞、

廻御礼申出候、 且亦市來正之丞ニも傳藏従弟之故、

是

五郎参り、休之丞慥ニ受取、

早速

御前江差上置候と

以相達置候、

左候へは別而難有御取扱之段、八ツ後見

両人は御叱り之儀有之、

今日則席中申談之上、書役を

亦難有御取扱之段見廻ニ而承候事、

御勝手方書役勤井上嘉左衞門・前田傅左衞門 日置半

兵衞召呼、 手方掛拙者一人ニ而も候へは、訳而万事致心配候間! 身元も相慎候様有之度趣共細々達置候、 敷訴訟事も有之候ニ付、 当務之儀ハ蔵賦其外彼是名目之通勝手ヶ間 能々一 同勘弁いたし、 殊更当分御勝 尤銘

々

八ツ後より磯永喜之助被参候、暫は用向有之候由ニ而、

万端之儀迄も念入呉候様申達置候事、

中絶之事也

七月廿日、玉里御側役永江休之丞より道嶋源五郎を以、

忠元君兵道被成候儀共ハ有之間敷哉、

左候而伝書共

場、

有之候ハ、

巻三ツ、且又西吹嵐之守等取揃差出置候処、 物 日源五郎江当家所蔵之内、 御覧可被遊候間、 并忠元君御懐中本、 差上候様昨日承知いたし候ニ付、 小笠原流日取之書折本、 大唐流兵道書と外題有之書 八ツ後源 并雑 今

の旨、 折角承合差上候様ニとの儀も、 兵道伝書諸家江持伝も有之候ハ、、 休之丞より被申越候、 是亦難有次第也、 今日致承知候間承合、 御覧可被遊候間 左候而

末川家御役御免被成候筋之申渡替今日相成、 いたし候事也、 拙者首尾

何分可申上旨御受申上置候事、

小田勘助、 居住申渡、 拙者取扱二而、 此内比興之儀有之、 今日八ツ後於宅御用人伊集 今日御役御免、 屋久島

院隼衞を以申渡候、

尤名代罷出候事之由也

八ツ後、 御心付金弐百五拾両頂載被仰付候御礼也、 (w) 野元一郎見廻侯、 是は今日沖永良部嶋代官之

引続岩

28 -

山八郎太ニも見廻候、 是は今日奥掛書役勤被仰付候御

今日大鐘時分、 谷川次郎兵衞琉球より帰着掛候ニ

礼也

届候、 御届旁として被参候間、 順風過候節も有之候得共、 尤去ル十五日七時分、 則致面会、 昨暁久志浦江着船、 琉球川口出帆候処、 琉球表之成行共承 直ニ上 洋中

陸人馬手当いたし、 夜前田 布施江暫時宿い 只今

太守様

宰相様御代参

但 | 着服熨斗目・長袴

呵

先月廿九日、 右之通相勤、 夫より出勤、 江戸江被差立候中急飛脚、 八ツ退出、

今日四

|ツ時分

殿江書役を以申上候処、 到着、 嶋津伯耆殿、 御家老御役々一件申来候間 御存寄無之段御返答二付、 周防

今

日則玉里江奉伺候事、

今日水仙之間之格を以、 於御家老座左之通

御勝手方掛

新納駿河

七月

伊織

右之通掛被

仰付候、

右之通被仰付候間、 御受御礼申出置候事、

愼徳院様御正忌日ニ付(徳川家慶) 七月廿二 Ħ 今朝南泉院江 聞有之候事、 事致差図、 差越、

御法号等之認方いたし被呉侯、

左候而両

都合能相調、

暮過磯永此方江被参、

首尾申 人共諸 七月廿一日、

璞心院様御石塔相建候付、

次郎九郎四ッ

着掛之由、

左候而暮時分被帰候也、

時分より興国寺へ差越、

且又磯永孫四郎ニ茂同刻より

七月廿三日、 今日伯耆殿事、

御名代嶋津三次郎殿ニ而、 御家老御役被仰付、 且来々

年琉人参府ニ付、往来被召付候段も一所ニ被仰付候事、

今日御殿ニ而、 仙波より山田之書状被相渡候付、 開封

之処、此内玉里より拝領物之事別而難有御都合ニ候旨、

祝儀共承候事

今日小笠原轍を以、花岡屋敷内用向承呉候様承候間、

辞退もいたし候へ共、 強而被申事候間、受合置候、尤

八ツ後より川上式部殿・永田與右衞門・折田平八・田 此内は近江殿被聞候由也、

中治右衞門相招、

緩々御用談咄いたし、夜入被帰候事、

七月廿四日、夕方より嶋津右膳殿精進落品持参ニ而候、

寄り、 方ニ取付候間、次郎九郎参り検者ニ而候間、 知小十郎・東次郎左衞門、 およしとのニも被参候、(右膳室、島津久敬女) 緩々咄共いたし被帰候事也 右二付岩下佐次右衞門 且又今日より土蔵中ぬり掛 何れも打 '• 伊地

> 今日出勤、 毎之通、 左候而今般

より大身分触役所書役共参り相詰、

七ツ過仕廻引取候

事

出候面々、 御筆仰出、 且御役人限奥表拝文ニ而、 **拝文被仰付候間**、 御一 門方始、 梅之間敷舞台共 月次御礼罷

今日周防殿茂御出席被成候付、 上之間江同席、 所っ

多人数ニ而候事、

御出会申上候而、当時之御金繰御難改之次第細々申述、

内存も申上候処、 此以後之儀、 何様いたし可然哉御相談申上候而、 何れも御同意ニ付、 八ツ後居残り、

福崎助八江吟味被致候様申達置候事、

先比伺 七月廿六日、 四過より玉里江罷出、 先日越後嶋一反、

之御礼且又御勝手方掛被仰付候御礼等、 御機嫌として致進上物候為御返、 **拝領被仰付候間、** 有馬舎人江相 右

付申上置候、 左候而拝領物之儀ハ永江休之丞江も、 猶

七月廿五日、

今日切支丹印形之座本いたし候間、

五時

30

冮

罷 픥

筑後殿

• 織部殿

所こ、

当日之御祝儀、

且此

飾

亦細 々御礼申上置候而、 九ツ過退出いたし候事、

今日も次郎九郎被参候而、 土蔵方之下知ニ而

用達伊東茂右衞門事、 先日より咽気煩ひ、 長々引入、

今日より致出勤候也、

七月廿七日、 四ッ後急飛脚到着、 去ル八日江戸被差立

候由、

左候而

篤姫様御事、 十一月上旬御広敷江被為 近衞様御養女御願之通被仰出、

入候様、 去ル七日御承知被遊候段御到来也、

七月廿九日、 出勤、 八ッ退出、 無滯月番相仕廻、 気分

緩々罷成候事、

八月朔日、 晴天、 暑気強、 少し東風也、 四時より 主里

> 篤姫様御養女、 御願之通被仰出、 且又十一月上旬御広

敷江被為

直ニ退出、 夫より浄光明寺江 入候様との御儀御到来之御祝儀、

有馬舎人江

相付申上

貞嶽院様御忌日ニ付(島津忠久室)

宰相樣御代拝 太守様御代参

但

左候

|| || || || ||

御惣霊様江御代拝

着服麻袴

殿等江、忌中之御礼ニ見廻、女 右之通相勤候、 川上筑後殿・川上矢五太夫殿・種子之御隠居松壽院 (編字鳥) (島津斉宣 左候而昨日迄之忌:付、 帰り掛ニ種子之本屋敷并 今和泉・重富

垂水・ 加治木・嶋津登等江同断之見廻いたし、 帰宅候

事

今朝より帰宅後も祝儀見廻段々有之候得共、書留略ス、

御酒 紙袋 玉子 御酒 御肴 御肴 左之通、 会、於役座毎之通緩々酒食共振舞為致候、右ニ付祝物 飛脚差立候二付、御用封認方取込二付断申達、不致面 地頭所、 弐行料物壱貫五百文 弐行料物九百拾六文 右御地頭様御方江 右奥様御方江 覚 指宿役々共、毎之通祝儀見廻候へとも、 郷士中 指宿 五ツ 台 樽 折 折 樽 明日 一御酒 中紙 中紙 御酒 中紙 一御肴 御酒 右奥様御方江 **弐行料物四百四拾八文** 右御地頭様御方江 弐行料物四百四拾八文 右御子様御相中江 弐行料物九百拾六文 町より 町より 郷士中 郷士中 中東 一束 樽 束 樽 樽 折

御酒

樽 折

弐行料物九百拾六文

儀差遣し候事、

御酒 御肴 御酒 御肴 御酒 御肴 右奥様御方江 右御子様御相中江 **弐行料物四百四拾八文**

右御地頭様御方江 **弐行料物壱貫文** 諸浦

折

樽

弐行料物九百拾六文 諸浦

在番琉人浦崎親方より八朔之為祝儀、 砧一双贈り有之候間、 樣奉賴侯、以上、 八月朔日 此方よりも肴一折・酒一樽為祝 寺田清太左衞門

以上、 **〆料物七貫五百拾六文** 諸浦

右御子様方御相中江

町より

樽

樽 折

> 右之通八朔之御祝儀二付進上仕申候間、 宜敷御取計奉

頼侯、以上、

八月朔日

組頭

市來善左衞門

等田清太左衞門 郷士年寄

覚

中紙料壱貫文

右は継目家督等之御礼中より進上仕申候間、 是亦同

海鼠二十・焼酎

一八月二日、晴天少し東風、今日ハ二百十日ニ而候処、

為勝静也、

封差越候、今度ハ西田川筋子流等茂伺越候間、猶又細一今日、江戸江先月末之定式中急差立候付、山田江御用

土蔵壁ぬり方ニ付、当分次郎九郎毎日被参、下知也、々御内用封差越候へは、大封二ツニ相成候事、

今日も材直しぬりニ而候事、

一八月三日、曇天東風、夕方より雨也、今日霊社御祭日

二而候得共、当分忌中二付、差延候事也、

為礼見

御

安政三年辰」 籐盆 御扇子 聞役太郎左衞門同伴也、 八月四日、今朝五時、 十錦太碗 替いたし、彼方より之贈物毎之通也、 見廻度承候付、今朝不差支旨申入置候間、右之通見廻、 (表紙) 覚 新納な 箱 + 新在番松嶋親方先比上着二付、 左候而吸物·三献等例之通取 安政三年辰 十二月迄 八月 3 IJ 一八月六日、渡名喜親方事、 八月五日、 当夏雨廻り頓と無之、込り入居候処、昨今雨ニ而、(圏) 焼酎砧 縮緬紅 紺嶋細 近日江戸江被差廻候筈也、 趣法方御用人御側役等毎之通出会、御金弐万両出し候、 木・人間共大キ力を得候事、 太白砂糖 天青漢府龍紋緞子 水色滑大綸子 紺地嶋細上布 以上、 上布 出勤、 四ツ過より二之丸御宝蔵江差越、 二巻 端 端 本 双 籠 本 八ツ前退出いたし候事、 御用相仕廻候ニ付、 松嶋親方

草

廻 且左之通与力迄も贈物有之候事、 白麻 三拾帖

進上

三把

太官香

御菓子皿一垣 +

白花紋綾 二端

以上、

進上

渡名喜親方

三把

官香

練蕉布

端

渡名喜与力也、

以上、

我如古親雲上

翌七日此方よりも左之通贈物いたし候、

近々出帆之筈ニ付而也、

右之通ニ付、

壱箱

一八月九日、滑川父上様盛德君之御牌、

大興寺江被建置

覚

扇子

杉原紙

鰹節

折

束

以上、

右之通渡名喜江差遣、

且与力へは扇子一箱・白麻十帖

差遣し候事、

八月八日、 八ツ半時分相済帰候事、 蔵見分として差越、御楼門より御蔵々無残見分いたし、

出勤、

人数三十人位有之、御金高五百五拾両余ニ及ひ、且宗

帰宅後、見廻衆段々有之、訳は蔵方引替御金被成下候

門方御銀も四拾両程被差出候事ニ而、 難有御救筋也、

右ニ付迫水孫次郎事も御金頂載人数ニ而、(戴)

見廻有之候

事

四ツ過より下總殿一所ニ御兵具所御

八ッ後仙波市左衞門用向有之被参候間、

琉人より贈之

反物御内々致進上度相談、

且は見分共相頼暫時ニ而被

候は、 古ひ候ニ付、 御厨子等も無之候ニ付、最早至極煤気等旁ニ付、 先月末、 拙宅江相下ヶ置、 ぬり直并御厨

子茂新調いたし度、手当申付置候処、 致出来候付、 今

下町中宿之家来新保正兵衞事、今晩役所江参り、 日本之通大興寺へ御安置申上候事、

年已前一向宗門徒致執行候儀有之候処、 此節露顕之模 七ケ

聞候付、 其段申出候との事ニ付、 様ニ付、 其段ハ承届置候、 早々致自訴候ハ、可然との考差起り候ニ付、 用頼共聞届、 乍然是迄ニ而は相済間敷候 成行拙者江被申

最早下町人共も多人数欤露顕いたし、 付、宗門改役所江、明日ニも内々申入被置候様達置候、 手之付様も六ヶ

敷程之様子ニ而候事、

八月十日、

璞心院様初御忌日ニ付、(新納久敬室)

およし殿なと、

昼

時分より被参候事也

帰候事

今日新保正兵衞一件、用頼等より宗門改役江申出候処、 最早細々聞通り相成居、

候由ニ付、

今一往細々糺方致申出候様ニ達し有之、今

廻り本尊と云ものも致所持居

日ニも致糺方候事也

訳は石見殿先年拝借銀過分有之候ニ付、 此節被下

也

八月十一日、七後島津右膳殿被参侯、是は石見殿之使

し置候事、

切之計らひ様は有之間敷哉之相談ニ付、

金拾五両

余例ニハ不相成事候得共、 右は多年至極正道相勤、脱体困究者ニ而御訴訟申 別段之御取訳を以、

右通被 出 趣 嶋元淺右衞門

成下候旨(

御沙汰被為在候間、 此段申渡候、

37 —

相応返答いた

但両三年之内ニは諸御蔵手伝も御世話被成下筈候得

共、本行之通金子当年より被成下置、壱割利銭年々

御内々江戸江致進上度唐反物・貫緞繻子一本・天青漢

府龍紋緞子壱本・漢府茶色龍紋緞子一本取合三本、先

御納戸江差遺置、

江戸江近

被成下候旨、

御沙汰被為在候、

安政三年辰

御取水水

八月十一日

林 庄之助

々差廻し方頼込置候事、日仙波氏江談し置候ニ付、

ヮゥ 一今日も新保正兵衞一件、宗門改役申出有之候処、いま

夜前上之平方限若年東條善八・橋口東二郎、枦之木馬た不明口候ニ付、今一往可致糺方旨、達し有之候由也、

場迦ニ而及刃傷、橋口即死、東條帰宅にて致切腹候由

也

田代太郎太

八月十四日、四時より玉里江罷出、若年寄登殿、大目 付喜入主水殿ニ而、昨日御帰殿之伺御機嫌申上候、左

之儀願出度内意ニ而候事、右ニ付前方は反物其外品々新在番松崎親方聞役同伴ニ而参り、浦崎親方其外御暇

此節より氷砂糖一籠・焼酎砧一双ニ而候事、贈り有之事候へとも、先比何篇省略沙汰相成候ニ付、

八月十三日、明後十五日琉人登

城之筈ニ付、今日国元其外より之贈り物等有之、相届

居候事、

殿被為在候也、宰相様、去ル八日より中村江御滞在、今日七ツ後御帰

城、年頭之御祝儀勤等被仰付候事、

一八月十五日、今日出勤、八ツ退出、

今日松崎親方登

八ツ後川南淸兵衞被参候、明日より長崎江出立候付暇

乞也、外四五人諸事伝習方として同列之筈也:

- 38 *-*

郎ニも同断也

八月十六日、 当夏珍敷雨少キ事ニ而候処、 昨今至極之 八月十九日、 朝雨夕より快晴、 今朝五時より福昌寺江

強降ニ而、人間草木共大喜ひ之事也

八月十七日、夜前も至極之大降、今日も雨也、今朝折 田平八見廻也、明日江戸江出立ニ付暇乞ニ而候事、

川上孫八郎殿事、 等之煩出合、段々相重り候旨も及承居候処、 良原之屋敷江栖居ニ而候処、 養生不相叶死去之由、 近年は病身相成、 則昨晚本宅江帰りニ而候由、 此四五十日以前より下瀉 三四年以前より奈 昨夕方終

宅段々の帳留、

且写し物等相頼度申入候処、受合ニ而、

今日御殿ニ而承候、 然共最早無致方八ッ迄相勤致退出

孫八郎殿今晚葬送三付、 次郎四郎差遣候事、

八月十八日、今日も終日強雨也、 今日は孫八郎殿死去

乍跡越遠慮いたし、今一日出勤差扣候、次郎四

賢章院樣三十三回御忌御法事、(島澤秀興室) 出席、 今日より御取付ニ

詰候、 大目付喜入主水殿也、 八ツ過相済退席、

大興寺江御墓参いたし帰宅候事、

用達伊東茂右衞門実弟之伊東新五左衞門事、 書役ニ而候処、 訳合有之御断申上、当分大隙二付、

此内御厩

拙

夫より 一付相

次郎九郎毎日被参、土蔵上ハ土掛方検者也、最早内之(ウ) 今日八ツ後より参り、 諸書留旁中取清書共相頼候事、

今日唐之首尾使者久手堅親方見廻、 方は都而上土相済、外之方今日共ハ少々相掛り候事、ウベッチ 且左之通贈物有之

太官香 白花紗綾

三把

進上

毛氈

39

官香 毛氈 官香 毛氈 絺銅板斉 白花紗綾 太宫香 進上 進上 進上 以上、 以上、 以上、 三把 三把 三把 二端 二枚 二端 諸見里親雲上 「返上物才領出府」 久手堅親方 一八月廿日、久々振り快晴相成、衆人喜ひニ而候事、次 今日退出之節、供方市左衞門・岩右衞門不都合之儀有 昼時分より新五左衞門被参候而写方也、 御扇子 浦崎親方事、願之通御暇被下候付見廻、且左之通品々 銅板斉 之、林庄之助を以両人共科掃除申付置候事、但一七日 郎九郎も被参、土蔵方仕合之事也、 紺地嶋細上布 御吸物膳沈金 御吸物椀沈金 贈り有之候事、 ニ而赦免之考也、 端 二端 一箱 大宜見親雲上「久手堅与力」

賢章院様御法事被為済候二付、今日伺御機嫌申上候事、

昨日迄、	冷気	快晴、	Ħ,	一八月廿一日、	上•久手堅与力•大宜見親雲上ニ茂御暇被下候事、	
					但返上物才領諸見里親雲上・北原大通事、當山親雲	
諸見里親雲上					左之通、	
			弋	以上、	一久手堅親方ニも願之通御暇被下候ニ付見廻、且贈り物	_
	双			焼酎砧	浦崎親方	
	一 籠		焙	太白砂糖	以上、	
				覚	水色大桧垣紗綾 一端	
久手堅親方					白縮緬 一巻	
			弋	以上、	御吸物椀沈金 十	
	端		否子	天青色巻子	御菓子皿沈金 十	
	端端	•	和 上 布	紺地嶋細上布	御扇子 一箱	
	端			嶋紬	覚	
	+		盆	扇子形籐盆	一同人事在勤中万端預世話候為礼見廻、且贈物左之通、	
	-			金火爐	浦崎親方	
	一 箱		1-	金御扇子	以上、	
				覚	天青漢府龍紋緞子 一本	

御扇子 笋寒 笋寒 久手堅親方事、此内勤方預世話首尾能相仕廻、 四後より新五左衞門・次郎九郎被参候事、 御扇子 絨織 候旨ニ而見廻、且贈物左之通也、 進上 進上 し候事、 親雲上与力大宜見親雲上二茂同断見廻、 但返上物才領出府諸見里親雲上・北原大通事、 以上、 以上、 二端 一 箱 一箱 諸見里親雲上 久手堅親方 且贈物いた 難有存 當山 太官香 官香 御扇子 浦崎親方事、近々乗船いたし侯とて見廻、 練蕉布 笋寒 白花紗綾 十錦太碗 も同断ニ付見廻、并送り物左之通、 左之通、尤浦崎・与力上間親雲上并蔵役久場親雲上ニ 進上 進上 進上 以上、 以上、 三把 二端 三把 箱 端 當山親雲上 大宜見親雲上 且品物贈り

八月廿二日、四後より新五左衞門・次郎九郎被参候而、 官香 明廿三日、璞心院様四拾九日御法事於興国寺御執行い 練蕉布 官香 練蕉布 写し方并下知方也、 進上 進上 以上、 以上、 以上、 三般力 三把 端 上間親雲上 久場親雲上 浦崎親方 今日七ツ後、先月末之江戸中急到来之由ニ而、 八月廿三日、今朝五時分より興国寺江次郎四郎并用頼 八月廿四日、出勤、 四ツ後より磯永孫四郎・伊東新五左衞門・道嶋源五郎 拙者儀は出勤いたし、 江 時分惣仕廻相成候、およしとのなと早くより被参候事、 男女三十人計之客来二而、 時分帰宅、 興国寺江参詣、 右衞門:茂被参居候付、七時分帰候、且又矢五太夫殿 直五郎・福永直之丞なと参り居、都合宜敷候事、 より御用封被差廻候、夜入致披見候折柄、書役伊集院 等被参候而、 たし候付、今日より諸手当いたし候事、 • 役人差越相詰候事、 先日孫八郎殿死去之悔として見廻候処、岩下佐次 菓子配り方差引被致候、 御牌前并御墓所江御拝いたし、 八ツ退出、夫より川上矢五太夫殿 四ッ打切御暇申上退出、 酒壱通り、 飯共振廻候、 八ツ後より追々 伯耆殿 夫より 九ツ過

明日御前御用之段、今日承知二而候、其外川上式 右之通り拙者江贈り也、

部殿等初、 多人数明日御用之段被仰渡候事

專

拙宅土蔵昨日迄三而、 四方壁廻上土も相済、今日は床

之裏茂白土相掛ケ、 通は惣成就ニ而、 砂官日用等も

等々取付之筈候、尤次郎九郎被参、諸差図ニ而候事、

引取いたし、明日より大工雇、上下之板敷并戸前日覆

にて木綿嶋其外器物なと、種々預送、且亦次郎四郎方

浦崎親方事は定式外折々見廻、或は宿元より到来なと

迄茂折々尋或品物とも贈り茂有之、既ニ近々出帆候事 ニ付、今日も拙者共父子江左之通贈り物有之候事、

覚

椰子御印籠

御掛物文徵明筆

机洋斉

塩豚 以上、

手掛木綿紺地嶋

壶 媏 媏 幅

> 扇子 覚

蝋^娘カ) 紙^カ) 黒呢羽織地

反 巻 箱

以上、

右之通次郎四郎江送り有之候也、

一八月廿五日、出勤毎之通、今日矢五太夫殿・若年寄式 部殿、大番頭江御役替御軍役方勤方是迄之通、其外御

且繰替等被仰付候事、

勘定奉行・御小姓与番頭等、多人数御役替、并地頭職

岩下佐次右衞門事、明後廿七日江戸江出立之筈二付、

今晩緩々咄ニ被参候、且遅方より東鄕左太夫も被参候、

是亦来廿九日江戸江出立之筈也、

八月廿六日、 五過福昌寺江

44 —

玉貌院様御忌日ニ(島津重豪継室) 付

太守様御代参

宰相樣御代拝 但

着服麻袴 御惣霊様江御代拝

右之通相勤、 帰り掛矢五太夫殿江、 昨日御役替之為祝

儀見廻候ニ而、 帰宅、 訳は前文之通別段懇意之

七ツ後より浦崎親方相招候、

申込置、 事ニ付、 右之通也、左候而当在番松崎親方、 御用筋も有之、 近々出帆ニ而候間、 尤聞役新 先日より

談済、 納太郎左衞門同伴有之候様申入置候間、 吸物等三通り、 硯蓋壱面、鉢丼物、 其通ニ而御用 右:応し一

右ニ付帰り前ニ合煙草・鼻紙・たばこ入・きせる袋等 汁三菜之飯、 菓子ハまされかん差出し、四ツ過帰り也、

候間、 之包物壱ツツヽ、 着古ひの羽織望ミ度、 今日右之包物等一 浦崎・ 所ニ手渡しニ而差贈候事、 太郎左衞門江相付、 松嶋江差遣し、 且亦浦崎より 内々承居

> 右之浦崎近々出帆ニ付、 双ツ、ニ而候事、

定式送り物左之通遣し候、

右浦崎・松嶋より今日之進物ハ太白砂糖一

籠

• 焼酎砧

覚

扇子「絹真田緒付五本入平箱」 | [朱書]

箱

杉原紙 白麻

三拾帖

束

晒 布「代銀百八匁幅広」(朱書)

疋

以上、

鰹節

連

右之通表通之餞別也

手助

三皆房

覚

掛

掛

箱

以上、

絵半切

右は在番中折々見廻殊ニ贈り物等有之候為礼、 差遺候

久手堅親方其外段々近々出帆之筈ニ付、 差遣し候事、 事 左之通餞別等 八月廿七日、四ツ時玉里江罷出、 死去、 此節柳沢茂之丞様御

直ニ退出、夫より御殿江出勤、 宰相樣御従弟之御続ニ被為在候由ニ付、奉伺御機嫌、 八ツ退出

扇子「三本入也」

一箱

杉原紙

束

鰹節

連

白麻

三拾帖

今日岩下佐次右衞門致出立候付、 し候事、 次郎四郎水上迄差遣

七ツ後吉利仲殿・島津大膳殿列立、 石見殿より之用事

而候、然共此儀内実は不相叶儀ニ付、 仰付置候を、 々咄共いたし、四時分被帰候也、 二而被参候、 此節被下切之取計は出来間敷哉之相談ニ 訳は先比も承候先年御金弐千両余拝借被 相応取合置、

松平隠岐守様去ル十一日御死去之段御到来也、然共今

八月廿八日、今朝江戸去ル十二日立之急キ飛脚到着、

今日、此辺祭礼ニ而候得共、いまた璞心院様五十日ニ

日迄は御弘め無之候事、

茂不被為成候間、何も相慎居候事、

右之通毎之通使手扣書共仕立差遺候事

白麻

十帖ツ、

扇子

箱

右大宜見親雲上・久場親雲上・上間親雲上江

三拾帖ツ、

諸見里親雲上・當山親雲上江

白麻

箱

扇子

右久手堅親方江

以上、

46

宅候事、 村新助、 官香 大官香 松嶋親方始、 八ツ後より谷山次郎兵衞殿御用談有之被参候、 八月廿九日、 諸事見分として差越、 表之事細々申談候而暮過被帰候事、 越同断致見分候、始終御趣法方御用人向井新兵衞・ 白花紗綾 毎之通也、 進上 進上 以上、 其外書役等例之通付添也、 出勤、四ツ半時分より御作事之御蔵ニ始、 琉役々当夏上国之面々見廻ニ而、 三把 三把 一端 細々致見分、夫より御番屋へ差(奪) 毒 松島親方 八ッ過相仕廻、 尤琉球 贈り物 帰 八月晦日、 練蕉布 官香 毛氈 雲布 大官香 練蕉布 進上 進上 以上、 以上、 以上、 近日琉球江館内より飛船差渡候段承候付、 三把 三把 端 端 枚 端

諏訪數馬殿・鄕原轉殿江書状共差遺置候事、

補崎親方、 別而懇意之事ニ付、拙者父子より遣し候事也、 近々出帆之賦候ニ付、左之通中途用旁と申、

蝋焼カ) 覚

煙草

二百挺「箱入」 一包「拾斤位」

鉄瓶

包 ッ

「錦絵・団扇・刻煙草名葉」「朱書」

箱

以上、

「打物類代銭にして弐歩余」「朱書」

右之通拙者より遣し候段、

用達手紙を以申渡候事、

覚

鰹節

連

箱 〔朱書〕 箱 「五本入」

絵半切 扇子

島縮緬

以上、

反

右之通次郎四郎より差遣し候事、尤次郎四郎より直手

紙を以て申遣し候也、

九ッ過退出候事、

九月朔日、

四時玉里江罷出、

当日之御祝儀申上候而

九月三日、 四時より玉里江罷出、

ニ付而は、

宰相様之御舎弟様ニ付、右之伺御機嫌、三役相揃申上(島津菁興)

九ツ過退出、 夫より周防殿・松壽院殿も御続合(島津斉宣女子)

候而、

ニ付御見廻申候而、 八ツ過ニ致帰宅候事、

古在番浦崎親方、今日乗船ニ而帰帆ニ付、 琉球江御用

有之書付相渡候付、 七時分本田宗九郎同伴ニ而召呼、

面会ニ而相渡、 暫時ニ而帰り也、

霊社様御祭、先月三日御定式候得共、忌中ニ而差延置、

磯永喜之助事、

退出候事

付夕方より新納彌太右衞門・同次郎九郎・伊地知小十 (寿 升) 今日相調候ニ付、 毎之通社人有屋田信濃参り候、

郎・同喜十郎・東次郎左衞門・磯永孫四郎等被参候而(季 潘)

前之通り写し方也、

新納悅之介養祖父代より此方江借入金有之候ニ付、今

日右返斉之内として、金拾七両用頼を以差返し置候事、(※)

緩々也、

九月五日、出勤毎之通、 退出より興国寺へ御墓参りい

たし、七時分帰宅、

田等江御内用問合差遣し候事、

先月末之定式中急差延置、今日差立候付、豐後殿・山

家来武田宗右衞門事、昨日より襖張首尾方ニ参候、是

内長々不埓之儀有之候ニ付、仲之丞を以叱り置候故也、

九月七日、今晚谷村九郎右衞門・宮里孫之進列立被参

候、尤此内九郎右衞門御役替、其外段々預世話候とて、

作也、贈り有之、緩々ニ而被帰候事 礼之心得也、仍而重壱組・酒壱樽・轡壱間薩州住吉永

俊明院様御正忌日付(糖川家治) 九月八日、 四時南泉院江

太守様

宰相様御代参

九月六日、出勤、四ツ過より二之丸御宝蔵江御金出し

田中半藏江才領被仰付、差立之筈也、

八ツ前相済、

直

右之通相勤、

別勤也,

方ニ、下總殿列立差越候、壱万両出し置候、

来ル十日

着服のしめ・長袴

用向有之中絶二而今日久々振被参候而 九月九日、 晴天今日極々暖気ニ而、

綿入着用ハ不相調

様有之候也、

先比於江戸、従

公辺御沙汰茂有之候付、今日之儀も席中相談之上、

之物は着用不致候事、

付、例之通御勝手方御用人謁ニ而侯、 訳は 道之嶋与人共、先比より上国ニ而、今日御祝儀申上候

太守様御儀、大砲船砲器類共御献上被遊候付、

御差之御大小等被遊

御拝領候御祝儀也、右ニ付勤済御役方江見廻も有之、

拙者江左之通

三把

芭蕉布 真綿

十反

黒砂糖三拾斤 桶

壺

焼酎四拾盃

大嶋与人 大嶋与人

十反

芭蕉布

芭蕉布嶋五反

焼酎四十盃 **黒砂糖**三十斤

壺 桶

喜界島与人

黒**砂糖**三十斤 桶

十反

壺

焼酎四拾盃

芭蕉布帕五反

十反

桶

焼酎四拾盃 **黒砂糖**三十斤

壺

喜久仁 神永良部島与人

見廻、度々品物差送り茂有之候得共、別帳ニ委細記し

右之通持参ニ而見廻候、且右之面々上着涯より届ニ茂

置候間、末之方ニ相円め可書記置考也、

近隣嶋津將曹殿母八拾四五歳ニ茂有之候処、先比より

当年は琉球国より唐江之接貢船帰帆之節、 昼より新五左衞門被参候而、写し方也、 黒羅沙 諸売物迄も荷卸等御取締旁御役々面働相成候、然共何 時分相済、 当人数調練致見分候、 九月十一日、今早朝於調練場、 付、次郎四郎見廻為越候事、 病気ニ而、 紫鳥毛緞 **籐**縁長盆 御扇子渋 茂都合能相済候付、 且品々左之通贈也' 覚 無致方御当地之様廻船、 直ニ帰宅、 夜前養生不相叶、 渡唐役々安心致、今日為御礼見廻、 下總殿・大目付主水殿ニ而五半 切 箱 脚 御調文品は勿論候得共 明晚葬送之内定候由承候 長崎并西目・東目御手 山川江致漂 九月十二日、八ツ後より御家老座書役共緩々相招、 九月十三日、八ツ後より御勝手方書役共相招、 八ッ後、御家老座書役并福崎助八被参候而、先月廿五 土蔵今日より窓板戸并庇等之差卸ニ取付候事、 毛氈 共振廻候、 候事、 共振廻候、 以上、 人数十三四人二而、夜入過飯限二而 人数拾六七人ニ而、夜入過飯限ニ而罷帰り 枚 諸見里親雲上 接貢船才府 上江州親雲上同脇筆者 **真境名親雲上** 同大筆者 伊志嶺親雲上同官舎

緩々酒

帰り也

酒

日江戸麦大風雨ニ而、 御屋敷毎大破損、是以地震差次、 宰相様御参府方御用取扱候様被

大変到来ニ付、 翌廿六日早々町便仕立申越候との問合

相達候との事、 々様御機嫌は御別条不被為在との御左右ニ而難有奉存 只今到着被申聞、 驚入仕合也、 乍去上

且又引続仙波市左衞門ニも見廻、

同断之趣細々被

退出、

夫より玉里江罷出、御側役得能彦左衞門江相付、

事也、 波を以伝言承り、誠ニ前代未聞之破損と聞得、 右ニ付而は則より助八等申談、材木其外諸色御 苦々敷

中聞、

山田より拙者江之書状も不差越との趣ニて、

仙

差続之手筈いたし候事也

九月十五日、 尤御法事執行半ニ而候、 参詣、夫より大興寺長壽院様御牌参、御墓参いたし候、「何多盛草) 今朝五時出宅、 夫より出勤いたし候事、 大乗院松齢様并御影殿江(島津義弘)

也 今日水仙之間之格を以、 筑後殿より於御家老座左之通

新納駿河

右は来巳春

右之通致承知候間、 九月 御受御礼申出置候、 筑後

左候而九ッ打

仰付候、

御礼申上置、旁ニ而八ツ御太鼓ニ而致退出候事、

今日来春御参府御供御側役勤、 多人数被仰付候事、

一九月十六日、明日都之城出雲殿御夫婦、 の事ニ付、取持として倉山作太夫殿・東郷一介、亭主 御出被下候様、先日より申上置候処、 黑木之御姉上、平佐之御妹上、哲五郎殿御夫婦、 弥御出可被成と 壮八郎殿、 緩

不致候而不叶事候得は、 出雲殿奥方は周防殿御嫡女ニ候得は、夫丈ヶ之御会釈 前志岐藤兵衞・彌太右衞門等相招候手筈いたし候、 今日より段々及手当候事、 尤

八ッ後伊東新之丞逼塞赦免被仰付、 用人伊集院喜左衞門申渡相済、 長髪拙者致見分候、 於拙宅御勝手方御

は用達茂右衞門養父ニ而四十日之引入故、 用達も今夕

々 52 并

一亀綾織	酒	一肴	出雲殿	酒	一肴	御贈り物等、	夜入九ツ過飯	上·哲五郎殿	一七ツ後より出	候故、出勤不	勤いたし可然	ニ付、服忌等	一九月十七日、		方参り候事、
一端但お久江	一樽	一折	御夫婦より	一樽	一 折大鯛二枚	左之通也、	限ニ而御立被成侯、今日出雲殿始御出方	夫婦、作太夫殿等約束之通御出被成候而、	雲殿并奥方、黑木之御姉上・平佐之御妹	致候事、	候得共、今日は都之城より御出も申入置	之人は其迄之間不罷出候事付、昼より出	晴天、今日南泉院より例月之御札上り候		
一紬嶋	右出雲殿風	紅大猪口	花染手掛	一包物	一縮緬	一此方より御愛	右之通御持	右折	一菓子	一肴	右架	一菓子	一肴	右黑	一包物品々
一反ッ、	方江		[十斗一ツ		二巻	(走として差上物、左之通、	(想);セ有之候、	[五郎殿御夫婦より	一重但子共江	一折	佐屋敷御妹上より	一重但子共江	一折	木屋敷御姉上より	一ツ但お悦江
	一端但お久江	一端但20人工 一細嶋 右出雲殿奥方以	を織 一端但お久江 一軸鳴 右出雲殿奥方と	一株一株一株一大右出雲殿奥方と右出雲殿奥方と在出雲殿奥方と本 大猪ロニンと大米ロニンと大米・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	一樽一樽一樽一村右出雲殿奥方と一枚右出雲殿奥方と一樽一包物一包物	綾織 一端但お久江 一細嶋 一細嶋 一細嶋 一細綱紅 一個編紅 一個編組 一個編組	一端但お久江 一細胞 一反ツ、 一端日お久江 一個 一個 一個 一個 一個 一個 工大猪口二ツ 在出雲殿奥方江 五大猪口二ツ 右出雲殿奥方江 一個 一個 一個 一個 <td>今日出雲殿始御出方 右之通御持セ有之候、 一地方より御愛走として差上物、 一包物 工業日二ツ 在 発手掛十斗一ツ 在 発手掛十斗一ツ</td> <td>一端世紀久江 一端唱 一反ツ、</td> <td>一組鳴 一反ツ、</td> <td> 一様 一月 一様 一月 <l< td=""><td> 大学 一様 一枝 一枝 一枝 一枝 一枝 一枝 一枝</td><td>一様</td><td>で総総 一端位 2 久江</td><td>右黒木屋敷御姉上より 一肴 一折 一菓子 一重但子共江 一菓子 一重但子共江 一菓子 一重但子共江 一菓子 一重但子共江 一本方五)御野市として差上物、 一此方より御要走として差上物、 一部緬紅 二巻 一包物 市社雲殿奥方江 一紬嶋 一反ツ、</td></l<></td>	今日出雲殿始御出方 右之通御持セ有之候、 一地方より御愛走として差上物、 一包物 工業日二ツ 在 発手掛十斗一ツ 在 発手掛十斗一ツ	一端世紀久江 一端唱 一反ツ、	一組鳴 一反ツ、	 一様 一月 一様 一月 <l< td=""><td> 大学 一様 一枝 一枝 一枝 一枝 一枝 一枝 一枝</td><td>一様</td><td>で総総 一端位 2 久江</td><td>右黒木屋敷御姉上より 一肴 一折 一菓子 一重但子共江 一菓子 一重但子共江 一菓子 一重但子共江 一菓子 一重但子共江 一本方五)御野市として差上物、 一此方より御要走として差上物、 一部緬紅 二巻 一包物 市社雲殿奥方江 一紬嶋 一反ツ、</td></l<>	大学 一様 一枝 一枝 一枝 一枝 一枝 一枝 一枝	一様	で総総 一端位 2 久江	右黒木屋敷御姉上より 一肴 一折 一菓子 一重但子共江 一菓子 一重但子共江 一菓子 一重但子共江 一菓子 一重但子共江 一本方五)御野市として差上物、 一此方より御要走として差上物、 一部緬紅 二巻 一包物 市社雲殿奥方江 一紬嶋 一反ツ、

右黑木之御姉上

事も拙者元服いたし遺候、

佳例旁ニ寄り右之通也、

左

平佐之御妹上

哲五郎殿奥方江

右之通取合差上候、 組付・吸物ニ而取替し相済、 左候而馳走向は、 初ニ掛盃・差身

後ニロ取吸物・ 硯蓋・鉢丼・鍋物等、 支度替後、吸物・大平、 右ニ準し取合一

汁三菜之料理、 後菓子高麗餅、 引物小鯛塩焼ニ而、 手

軽いたし候事

二付、 衞門父子より此方何れ茂江肴一折・酒一樽贈り有之候 次郎四郎より茂太刀馬代・青銅百疋差遣候、且又善左 候而宗太郎より次郎四郎江太刀・馬代贈り有之候間 此方よりも元服済之上、彼方江肴・酒之両種差

遺し、 祝儀共申遺候事

参候而、写し方也、

一今日も九ツ時分より新五左衞門、

八ツ後より喜之介被

九月十八日、八後迫水善左衞門嫡子宗太郎、当十一歳 **欤罷成候間、** 次郎四郎江相頼、 元服いたし度、 此内 一九月十九日、

衞門并実弟有川淸兵衞・新納次郎九郎列立被参候而: より承り居候間、 其意ニ応し置、今日吉辰ニ付、 善左

清兵衞理髪ニ而元服、 無滯相済候、 右善左衞門、 東孫

は、 左衞門外叔父二付、兼而世話被致候事也、 次郎ニ而、 全体少し続も有之、年来出入いたし、 近比継目等被仰付改名也、 次郎九郎は、 元服ニ付而 右善左衞門 善

> 出候間、 共差留候付、又々番所江召仕置呉候様申出候間、 岩右衞門事、 其通差免置、 伊集院藤九郎江相付、 為仕廻中戻りいたし候処、 江戸江差越度暇申 其通 両親

承り召仕置候事、

九月廿一日、今日も次郎九郎被参候、

左候而土蔵庇建

方いたし、流三間三尺、横二間ニ而、其内六畳ハ板敷、

此内より番所へ召仕置候志布志郷士木下

且二階も仕調之事、

九月廿二日、 八後永江休之丞被参候、 段々重き御内用

今夕方より迫水善左衞門被参候、尤近々江戸江出立之

筋有之、長談ニ及候事、

筈ニ付而也、次郎九郎も昼より被参居候而、 一所ニ列

立九ツ時分帰り也、

九月廿三日、今早朝東鄉一介并都之城役人北鄉新太郎 列立被参候、新太郎事は用向有之、態々致出府候由ニ

昼より次郎九郎被参居候、然処今日御殿ニ而明日御徒 右之通候間面会三而、 **篤と致談合し候事**

目付被仰付候手筈ニ付、極内しらセ、七ツ前差帰し候

事

地頭所指宿組頭共両人召呼候、 訳は指宿郷士共之内、

川上八次郎郷弟ニ而候得共、七八人断申入度趣有之、 右之取扱向組頭共不埓明ニ付、態と召呼、早々埓明ケ

> 旨 細々申達候事、

候而、

右之断之者共は外流儀ニ而も致出精候様可取計

九月廿四日、八ツ後より御軍役方人数一同相招候、

夜入五時分被帰候事、

頭取始、

御軍賦役書役等迄十弐人ニ而緩々咄いたし、

今日次郎九郎事、 御徒目付御手網方掛被仰付、

最早父

子共帰役ニ而、 誠以難有次第二而候事

九月廿五日、今朝松嶋親方内意事有之、 門同道二而被参候也、 右ニ付太白砂糖一 **籠** 新納太郎左衞 焼酎砧

双贈り有之候事、

四時より演武館江出席、 目付も同断ニ而、 於犬追物場御役人限り寄合以上、 下總殿同断、 其外若年寄・大

拾人余有之候事

術稽古被仰付、

九ツ過相済、直ニ引取候、惣人数百八

八ッ半時分出宅、

都之城江参侯、

先日より承居候付而

也 一介等ニ而、 外ニ嶋津隼人殿・倉山作太夫殿・哲五郎殿并東郷 緩々の咄いたし候ニ而、五過比罷立候事、

九月廿六日、 於御家老座左之通、 出勤毎之通、 今日水仙之間之格を以て、

新納駿河

大信院様弐拾五回御忌御法事ニ(島津重豪) 付、 御用掛被

右来正月

仰付候、

九月

下總

右之通被仰付候ニ付、 御受御礼申出置候、

九月廿七日、 八後迫水善左衞門、 来ル晦日出立ニ付、

暇乞見廻也、

而、庇之方折角之事也、 追々お悅用向相成候長持弐竿・

右之善左衞門江相頼、

八ツ後より次郎九郎被参候、土蔵ハ今日方ハ惣成就ニ

ニ而被致世話候事、 座~~の納戸金より拾五両程差遣度、 を以細々申入、且代金も此内より拙者致手当置候、小 旁次郎九郎持参

江戸被致吟味給候様、今日頭申込置候、

猶又次郎九郎

於

篳笥大小并鏡立・歯黒道具なと新調いたし度候間、

九月廿八日、四時より玉里江罷出、 大目付圖書殿ニ而、 月次御祝儀申上候而、 若年寄矢五太夫殿 拙者居残

り、今日より来春

御参府方御座立ニ付、

九ツ時分より御舞台之方御役人

御用御取付、 拝見席江御参府方相立候ニ付、 且御祝之御酒・御肴・御賄迄も致頂戴、 其所へ相詰候、 左候而

八ツ時分退出候事、

土蔵庇も今日迄ニ而、 用夫共仕事ニ成、且床之下土地堅め方ニも取付候事、 大工手は相済候ニ付、 是より日

九月廿九日、 昼より新五左衞門、 八ツ後より次郎九郎

証書

今度

被参候而、写し方、或ハ下知方也、

九月晦日、 四時南泉院江

文恭院様御忌日付(徳川家斉)

太守様

宰相樣御代参

着服のしめ・半袴

下總殿一所ニ差越し、 右之通相勤、 別勤也、夫より瀧之頭銃薬方見分として、 御役々出会、 毎之通ニ而、八ツ

半比相済、七ツ過帰宅いたし候事、

銃薬方之儀も被致見分置候ハ、、心得可相成存候間′ 右見分序ニ付、出雲殿事は東目海岸御手当頭取候付、

被参候様内々相誘ひ候処被参候而、 拙者共付添見分有

之候事也、

候樣被仰付候、

法相掛候儀、 法御方江

雖親子兄弟無御免人江曾而不致他見他言

宰相様以格別之思召、御家

御伝来御直御看経之御秘

御直御伝授御預被仰付候、

右ニ付而は御作

御作法相用祈念等一切不仕候様被仰付候、

御作法之条々、至後年不及断絶様、精密悟道致置候様

御作法之条々、至後年他方入交等之混雑毛頭無之様、サポウ 被仰付候、

入念相守候様被仰付候、

宰相様依御沙汰、 右ヶ条之趣、聊心得違無之様被仰付候間、可相違旨、 如斯御座候、以上、

安政三年辰十月朔日

永江休之丞

有馬舎人

得能彥左衞門

有馬衞守殿

今度

宰相様以格別之思召、御家御伝来御直御看経之御作法、

於玉里御殿有馬衞守江

御直御伝授御預被遊、寬保元酉年、従總州様大窪仲兵

共より別紙之通渡置候様被仰付、 衞江御預相成居候御秘書、 都而被遊御引渡候、 其通御取扱相済申候

条、 至後年紛無之様可被記置旨

宰相様御沙汰御座候間、 此段申上侯、

以上、

安政三年辰十月朔日

永江休之丞

有馬舎人

得能彥左衞門

十月朔日、

出勤毎之通、

今日毎朔之御条書弘め方有之

候事、

新納駿河殿

今朝六半時分より砲術館江出席、

十月四日、 下總殿

登殿一所ニ而、 **壱番組砲術致見分、** 四ツ前ニ相済、 夫

より書籍方江差越、 人列立参致見分候、 彼是致見分、夫より残打方迄茂三 夫限り銘々帰宅ニ付、 拙者川上矢

五太夫殿江立寄り、 九ツ前ニ帰宅候事!

嶋津石見殿事、江戸より下着之後病気吉あしニ而候処、 (g悪し) 頃日段々差重り、今朝四ツ前終ニ養生不相叶候由、

然

依之私

共先格ニ大切之筋ニ而候間、 次郎四郎差遣し、尋旁申

入置候、尤此内より荒田屋敷江滞在ニ而、 彼方ニ而死

去ニ付今晩本宅江帰り候筈也、

七ツ時分より稻留源左衞門久々振り被参候間、 分拵掛り居候太刀、 拵之鞘紋所旁絵図書方相頼候、 拙者当 左

候而近便より江戸詰岩下佐次右衞門江差遣す筈也、

十月五日、 有之候由、左候而今日極々太切之御届相成筈ニ而候間! 今朝五時過出宅、 市成江見廻候、 夜前帰り

夫より出勤毎之通

彼是申置、

今昼過江戸より先月十八日被差立候急キ飛脚到着、

嶋

翌十六日御届ニ相成侯段問合有之侯、左候而鎌田圖書

津藏人殿事病気之処、先月十五日夜九ッ時分病死之由、

様申来、 今日則申渡相成候事、右ニ付八ツ後退出掛、

御内用之儀有之候間、仕廻次第江戸江出立有之候

藏人殿所江見廻候而、 帰宅いたし候事、

十月六日、 賦役より人数も相応罷出居候間、致出席候様申遺候旨、 見分、下總殿・登殿同断也、 朝之見分可相調哉見合居候処、 今朝五時分より砲術館江出席、 夜前八ツ時分より風雨強 砲術館出席は御軍 二番組砲術

今日も新五左衞門・次郎九郎等被参候、 り床之下ニ漆喰塗方取付候事、 右之刻限より出席候而見分相調候事な 土蔵は今日よ

今日石見殿死去之届有之、地頭所髙岡明所ニ相成、 申越候事; 者江差引被仰付候段、 別勤故、 名代伊織殿承知ニ而被

拙

太守様

他領境目之儀故、 地頭被仰付迄之

右は髙岡明所相成、

十月

問

差引被仰付候、

右之通被仰付候間、毎之通御請御礼等も申出置給候由、

乍去翌日出勤之上、尚又同席中江挨拶いたし置候也、

石見殿事、今晩葬送ニ付、 お久并次郎四郎等、

昼より

時刻見合被参候事、 且見立共差遣し候也、

而苦々敷次第也

十月七日、

今晚藏人殿葬送有之、

両夜打続重役之事ニ

十月八日、 芳蓮院様御忌日ニ付(島津斉宣室) 六過福昌寺江

但

宰相様御代参

御惣霊様江御代拝

着服々紗・小袖・半袴

右之通相勤、 夫より砲術館江出席、三番組之見分也、

下總殿・登殿・圖書殿ニ而四ツ前相済、 夫より甲冑製

八以下御趣法方之書役等も罷出居候、篤と見分いたし、

作所見分、下總殿・登殿・拙者差越候、

彼方ハ福崎助

九時分致帰宅候事、

十月九日、八ツ後伊集院直五郎・堀平右衞門同道ニ而

参り、彼等共退出之折江戸先月廿六日被差立候、

町便

廻次第出立、

一往定府被仰付候旁ニ付、

御礼等見廻ニ

到着之由は御城下ニ而出会候ニ付、直様御用封受取持

参いたし候ニ付開封候処'

儀御到来、 **篤君様十一月十一日御上りニ被決候段、** 或ハ仙波市左衞門御役替并一往定府等被仰

表向御承知之

付候問合共相達候事、

十月十日、

六半比より砲術館江出席、

四番組之見分、

も覗ニ御出被成候、 五半時分相済、 夫より鋳製所見分

下總殿・登殿・圖書殿ニ而候、

且又宮之城之圖書殿ニ

として一同差越候、宮之城も同断ニ而、緩々見分いた

八ツ過引取罷帰り候事、

一八ッ後平田伊兵衞、佐土原より昨日罷帰候とて見廻ニ

呵 彼方用向段々被申聞候事、

十月十一日、八ツ後都之城役人龍岡新右衞門用向有之 一刻参候、引続仙波市左衞門、 今日御側役江御役替仕

而候事、

今日も新五左衞門并源左衞門・次郎九郎被参候、 は床之下漆喰ぬり何茂今日迄ニ而惣成就いたし、 土蔵

土蔵棟札左之通、

立派ニ出来候事、

土蔵一棟五敷四間三尺

瓦葺石棟根廻石柱

- 60

同四拾貫五百四拾弐文

砂官百弐拾七人賃銭(左)

但左卸瓦葺四數三間三尺

内四敷一間三尺・板敷且二階在り、

廿五日迄ニテ中休、壁廻待干乾、七月廿四日再起塗壁 安政三年丙辰正月晦日戊子起工、二月廿日上棟、三月

十月十一日乙未惣成就也、

検者

新納次郎九郎時敏 田代太郎太淸秋

大根占郷士牧大工

裏ニ左之通、

銭百四拾四貫三百五拾七文

同三百弐拾九貫六百拾五文

大工四百三拾壱人賃銭

日雇夫千弐百弐拾七人賃銭

同三貫七百拾六文

石切五拾七人賃銭

木挽拾壱人賃銭

同三拾三貫四百壱文

同弐拾八貫四拾四文

同拾八貫五百七拾六文 小唐竹代

同六拾弐貫六百七拾弐文

白灰・魚油代

同四拾五貫六拾八文

釘代

同拾貫四百四拾五文

- 61 -

同百五貫八百七拾文

同拾九貫八百拾弐文 雑物代

釜土・原良土・ほつこ土代

瓦代

平木代

同五拾貫百拾七文

石類代

同三拾六貫七拾五文

金物代

合銭九百弐拾八貫四百弐文

金にして百弐拾八両三歩三朱と五拾文

但木代并材木取下し方入費被除

此年梅雨より夏中干魃ニ而、土蔵普譜は壁廻り乾き至(講)

四數三間二而、 而宜敷、仍而永く可保哉と存候事也、 小路江作り掛有之候ニ付、此節は少し 且又前方之土蔵

引入れ間敷等、 右之通造替也、

十月十二日、六半時分より砲術館江出席、 五番組之見

分、下總殿・登殿・大目付主水殿ニ而、

四前相済、

帰

御扇子

箱

覚

より下總殿・登殿・拙者、築地大砲蔵見分ニ差越、 致

見分、夫より下總殿・拙者、屋久嶋方へ差越、

御蔵ニ

始何も致見分、暫罷在、 当分取納方も最中二付、計り方其外細々致見分、 夫より下總殿列立、 出物蔵江

差越、 八ツ時分引取候、尤屋久嶋方出物蔵ハ御趣法方御役々

用達茂右衞門事は、今朝より指宿江御湯治前之差引と 出揃罷居候事

して遺候事、

十月十三日、在番松嶋親方•聞役新納太郎左衞門同列

仰付候両様之誓詞、 御隠居御家督ニ付、 毎之通り玄関迄之見廻、 中山王より改誓詞并中山王継目被 被差上筈候処、 且贈物左之通也、 改誓詞之儀は不差 訳は去亥年

上、継目之誓詞迄差上度願之趣有之、其通被仰付候御

礼也、

十錦太碗 +

紺地嶋細 上布

二端

- 62 -

付

右之伺御機嫌申上候而、

江罷出、

当日之御祝儀、

且明日より指宿江御湯治之筈 九ツ過退出候事、

紬白嶋

二端 本

十月十六日、

出勤毎之通、

田中仁右衞門昨日江戸より

十月十三日

松島親方

新納太郎左衞門

十月十九日、

今朝六半時分より練調場へ出席、

騎兵調

練致見分候、下總殿同断、

筑後殿・登殿八掛ニ而早目

上様方より之御意承知仕候事也、 致下着、今日出勤每之通,

分四ツ前相済、 直ニ帰宅也、 十月十四日、六半時分より砲術館江出席、六番組之見

夜入下總殿用達被遣、 合承候へ共、 明日は日柄ニ付差延之筋ニ返答いたし候 明日郷士以下之砲術見分之儀掛

> 髙岡差引被仰付候旨役々出府、 今日見廻候間致面会、

より出張有之、鎌田圖書殿・宮之城圖書殿も覗ニ被参、

七ツ前相済直ニ引取候事也

高岡当分明所相成**、** 取締向之儀共、左之通申達置候事、 我等江差引被仰付候、

従先々被

仰渡趣、屹度相守、 当時第一被仰渡候海防御手当、是又無油断可心掛候、 目ニ而 場所柄ニ付風俗正敷、学文・武道無油断相励 所中静謐之儀専心掛、 就中他領境

十月十五日、

此内より天気廻り始終不晴上候処、

此五

六日快晴ニ而万人喜悦之事也、今日四ッ時分より玉里

役々中兼而可申談候、 其外万事前《地頭申渡之条目相守、聊大形之儀無之様 此段申達候、

十月

駿河

-- 63 --

長野助兵衞 郷士年寄

立一付、 十月廿日、

暇乞として見廻、 五前出宅、

夫より福昌寺江

鎌田圖書殿来ル廿三日江戸江出

是枝八右衞門

横目

須田佐左衞門

春田孫兵衞 地頭横目

行司 土橋新左衞門

郡見廻 郡見廻 抽木崎民之助 町役人代

入田十右衞門 庄屋代

留山長門頭 社役頭取

相中より、肴一折・酒一荷代金弐百疋、差送り候事、 地頭横目迄四人致面会候、 右ニ付所役々

右之通ニ付、

大信院様(島津重豪)

賢章院様御忌日付、(島津斉興室)

宰相様御代拝 太守様御代参

但 |御惣霊様江御代拝

着服々紗・小袖・半袴

右之通相勤、夫より出勤、八ツ退出也、

今日、

東郷一介を以、

北郷哲五郎殿・拙者何れ茂、

招

候儀承候得共、差延候儀頼込置候事、

十月廿一日、今日出勤、 殿一所ニ再聞江出席、サイキ、 相済直ニ退席'

四ツ打切りより下總殿・伊織

九ッ打直ニ出宅、 郡元新御仕立水車機織所見分として

殿も致誘引置候間、 差越候、 彼所江福崎助八并書役等出会、 追々跡より被参候、篤と見分いた 下總殿·伊織

- 64 -

相揃候内、今日見分いたし置候、左候而日入前打立、掛り有川喜左衞門江被仰付、次渡等茂相成候間、両人掛り見聞役稅所彌藤次、近日江戸江出立之筈ニ付、跡下御役々出会也、尤下總殿・伊織殿同断、左候而当分

夫より中之塩屋硝石丘致見分候、

此所へも助八以

出立之筈ニ付、今日三御役一所ニ伺御機嫌申上候事、十月廿二日、出勤毎之通り、鎌田圖書殿、明日江戸江

銘

々帰宅也、

之内、井上嘉左衞門・鈴木勇右衞門、早目より参り致出し飯迄差出し候、右は先規之事ニ而、御勝手方書役面会いたし盃共遣し、左候而於役所吸物・酒共緩々差今日、此節為御祝儀上国之四嶋与人共、拙宅江召呼、

此間嶋人一件脱ス、も先規之通り也、右之嶋人一件、左之通始終記し置也、

差引

役所亭主振りもいたし候、

左候而与人共持参物

見分、 御役々出会也、 門江申達差帰候、 十月廿三日、 銅璞荒焼之場所御引直しの筈ニ付、 前九ツも打候、 り見聞役詰所頭之間ニ而開封いたし取扱向旁、 今朝到着二而御用問合致持参候間、 役井上直左衞門、追付江戸去ル二日被差立候中急飛脚、 諸御取立場所見分として差越候処、 日入時分相仕廻候付、 今日四後より出宅、磯御茶屋内反射炉始、 諸御取立事共細々致見分、 左候而反射炉方江参候処、 夫より拙者ハ磯之方江差越候、 直ニ打立罷帰候事、 右之所迄も差越致 直ニ藍玉所江立寄 上町築地ニ而、 且又花倉江 福崎助八始 直左衞 其以

座之答いたし置候事、御自身御取しらべの咎目・式目共被遺候間、慥ニ相受御自身御取しらべの咎目・式目共被遺候間、慥ニ相受原より昨日罷帰候とて見廻、且淡路守殿より御伝言并不十月廿四日、今朝田中源五左衞門・山口九十郎、佐土

見届候、且又筑後殿事、 来年江戸

御留守詰被仰付候段'

御名代嶋津又四郎殿ニ而被仰付候間、

引進等いたし候

太守様

事

は御目付也

新納伊十郎事、

御鉄砲奉行江御役替被仰付候、

尤以前

主水殿一所二砲術館江出席、 出勤毎之通、 八ツ退出より下總殿・登殿 郷士以下之稽古見分い

十月廿七日、

たし、七半比相済、直ニ退席候事

十月廿九日、夕方彌太右衞門被参候而緩々也、 且此内

次郎九郎へ作事検者として骨折之礼ニ遣し候反物之内

存外立派之手涯二而候事、

桃紅紗綾ニ縫ひ模様、

孫女手細工致候とて持参被為見

おせひとの、 夜前より少々産気等敷有之候ニ付、

武之

橋御母公御出被成、今晩迄も御滞在也、

十月晦日、 四時南泉院江

文恭院様御忌日ニ(徳川家斉) 付

宰相樣御代参

着服熨斗目・半袴

右之通相勤、 別勤也

八ツ後新納主税殿、 衞門と欤申者江、 主税殿方より金子取引有之候処、 用向有之被参候、用向ハ松元吉左

税殿用頼西鄕次左衞門借添いたし候哉之一件有之候而

の事也、

見得候付、御母公ハ今朝御帰り被成候事

おせひとの、今日も同し塩梅也、

いよく~産気共不相

四嶋与人共、 追々帰帆ニ付、 今日餞別品共遣し候、 委

細別帳ニ記し置候也、

今日、 十一月朔日、 御名代嶋津三次郎殿ニ而、 今日出勤毎之通、 当月表之月番承候事、 川上左太夫嫡子助七

ŧ.

悦

十一月二日、 おせひとの事、 郎殿事家督被仰付候事、 地頭職之御礼被仰付候并鳴津讃岐殿事隠居、 泉等を毎日召呼、 なく腹痛等も止候事ニ相成候、 元服之御礼被仰付候并仙波市左衞門事、 為念御泊り被成候様御頼申入置、 八ッ後都之城役人北郷四郎右衞門、 先日より産気之様ニ有之候へ共、 診脈共相頼候事、 然共川上家御母公なと 尤医師三益 御家老謁ニ而 嫡子又四

何と 先日 磔 し相成、 新五左衞門事、 候事也、 之安産也、此内は段々煩ひも有之、内々は別而心遣ひ 内一 ひ候事なり、 い たし居候処、 同大慶此事ニ而候、 申之正刻、 尤医師三益・鎌斎・幽泉等都而参り被呉 毎日参り写し方也 右通安産ニ而、 別而安産ニ而男子誕生いたし、 尤母子共何の障茂無之、 内実は見付出 し物と喜 至極

おせひとの、昼時分より産気催しの様有之、

則武之橋

弥催

家

も申遣、はゝへも申遣し、手当ニ及ひ居候処、

今晩おせひとの、 終夜弥平穏ニ而倍大慶之事也

十一月四日、 出勤、 八ツ退出、 夫より砲術館江下總殿

先

四嶋与人共、

近々帰帆い

今日置土産とし

致出府用向有之参候間、

致面会候事、 たし候ニ付、

て、

品物共差贈候、

委細別帳ニ相円め記し置候也、

直:退席候事、 物場之格を以稽古有之、多人数罷出候、 比犬追物場ニ而稽古被仰付候節不罷出面 登殿・: 織部殿一 所ニ出席、 寄合以上并諸役人限、 七ツ過相済 々 今日犬追

おせひとの、 今日も弥以母子共何茂無障順快也、 七ツ

候付、 十一月三日、 森銀次郎・藤井綴喜悴助八郎と欤申者相勤候ニ付、 安之介共々四時分より大乗院内江見物場もらひ置 差越候事、 今日例之通、 稲荷祭鏑流馬、 花岡三男村

お

後式部殿、 晩奥方等も御出被成候而御泊り也、

十一月六日、 朝大雪、 昼止寒風、

今朝玉里より左之通被成下候、

右は従

真鴨

羽

宰相様指宿表ニ而

御捉飼被為 在候ニ付、頂戴被仰付と之御事ニ而、

差廻候付頂戴可被致候、

御礼之儀ハ取

差廻相成候間、

東申上置候間、 別段被申上ニは不及段申来候、以上、

玉里

十一月六日

御小納戸

新納駿河殿

Χ

真鴨

右は従

右ニ付、 御受書左之通差出候、

羽

宰相様指宿表 二而

御捉飼被為

在候付、頂戴被仰付候と之御事ニ而、 御差廻被下候段

承知仕難有次第奉存候、且御礼之儀は御取合置被下候

別段可申上候、其内御受迄如斯御座侯、 旨も致承知、旁難有奉存候、乍然御礼之儀は追而罷上、 以上、

十一月六日

新納駿河

王里

御小納戸中様

御

Χ

右之通頂戴被仰付難有次第ニ付、 早速料理方いたし、

八ツ後家内中ニ而頂戴いたし候事、

今日出勤毎之通、退出より砲術館御軍神御祭日ニ付、

致参詣、七ツ時分帰宅候事、

おせひとの、母子弥以無障順快、誠ニ以大慶安心之至

り也

今日雪相見得候ニ付、 松嶋親方より安否尋として、蒸

羹二箱 焼酎砧一 双 贈り有之候事、

軽く祝ひ致候事也、

十一月九日、男子今日一七日ニ相成侯、 弥以母子無差

栄立相成、大**慶**之至、今朝東鄉四郎太相頼、 産弓

致執行候、 右ニ付四郎太江肴一折・白銀弐両為礼差遣

候事

産神窪田諏方大明神^{名 目 録} 今日幼字左之通授候事、

安政三年丙辰

幼字

萬太郎

十一月三日町正刻 誕生

暦面

三日ひのとの巳、天福まつり、 治病・家とき吉、右之

通相調、 授置候事、

今日七夜之訳を以、 療医朝稻三益・西郷幽泉江肴一折

金子百疋ツ、為祝差遣し候事

今昼より川上家御母公、晩式部殿なとも御出被成候間、

十一月十日、今朝江夏十郎御用筋有之被参候而長談也、

今日出勤、八ツ退出より砲術館江三御家老座中之人数、 尤折々御用談二而被参候事也、

共迄五拾六七人二而候、 砲術稽古式日相立、 今日より初め候ニ付出張候、 拙者七ツ打直ニ引取候、 余は 書役

緩々致稽古候事也,

十一月十一日、 櫻島雪、昼曇寒風、

今晩市成江精進落し等取揃、 次郎四郎差越候事、

十一月十二日、 櫻島雪、 指宿

御湯治先江何御機嫌として、 御内々進上物いたし度、

之通取合差上候、

此内より御側役永江休之丞江頼置候間、

今朝玉里迄左

御菓子

箱 真田緒付網

69

上ニー重 鶴之子

下ニー重 紅練羊か

代金二両明石屋製

茶壺 <u>ー</u>ッ 箱入但絹真田緒付

御肴料 都之城深みとり 金三百疋

右之通道嶋源五郎を以差上置、左候而指宿江は可然

樣取計被差廻給候樣賴入置候事、

十一月十三日、櫻島雪、昼晴天、今朝前田傳左衞門見

卿也、右は極困究ニ而出勤も不相調候付、当難凌之儀、

先日井之上嘉左衞門・日置半兵衞より承侯間、御勝手 方御在金之内拾五両内々拝借被仰付候、 昨日相渡候付

御礼也、

月十四日 Ę 今日出勤、 四ッ過下總殿 ·筑後殿 · 登

+-

所ニ退出、

塩屋村硝石丘見分二差越、

細々致見分

候、

福崎助八、

其外御役々出会、

八ツ過相済、

銘々致

今晚四時分、 畠山吉次郎参り候而、 畠山源七事、

此内

より甑島へ為締方差越居候処、病気ニ有之、比日弥増

不塩梅相成、 日相達候付、 其節則致手当、 飛脚船を以詰合同役共より申越之趣、先 去ル九日朝、 親類畠山 Ŧ.

郎左衞門・なめり川用頼肥後太郎八列立、 甑鳥迄差越

之考ニ而打立、串木野迄差越居候得共、折柄天気合悪

源七事去ル十二日朝六時分養生不相叶候ニ付、則詰合 同役中始、 渡海不相叶滞在之処、今朝甑島より又々飛船到着、 所役等世話ニ而内実は入棺為致、 表向は病

旁として急キ罷帰り、只今滑川江吉次郎等も打寄、 五郎左衞門・太郎八より申越、五郎左衞門ハ早々手当 申

気之筋を以致仕廻、十三日出船ニ而串木野迄着之段、

談之成行等承らせ候付、最早死去之事ニ付而は、いた し様も無之、今夜中ニ源七帰着候ハヽ、 明日も病気ニ

而代合無構御断共申出、 夫々手当可致様申達置候事 御閑隙ニ被為

十一月十五日、 夜前より源七一件有之、今暁致帰着、

弟ニ而候得共、 今晩葬送之筈ニ付、今日は致遠慮、 拙者儀他家養子罷成候付、 出勤差扣候、 忌服之沙汰 尤従

今朝仙波市左衞門見廻、 来ル十八日出立之筈ニ而、 暇

乞かたくへ也、

今日加藤東市郎継目御礼被仰付、 多人数初而之御目見等も謁ニ而被仰付候、 權兵衞と改名、 新納清右衞 其外

先日指宿江何御機嫌として進上物いたし置候処、 通申来候由、道嶋源五郎より被為見候 左之

門二男等も右之内也、

珍重存候、 貴札恭致拝見候、如命向寒之砌弥以御堅勝被成御精勤、 次ニ私無異相勤罷在候、 乍憚御放意可被下

茶一箱・御肴料三百疋、 然は駿河殿より御機嫌伺として、 御進上被成、 相廻候付、 御菓子一箱・御 則今

朝御披露申上候処、 御湯治先き御事ニ而、 別而

誠ニ此両三日は雪雨交り之天気合ニ而、

御歩行等茂不被為調

之御都合ニ御座候間、 御物淋敷被遊御座候折柄二而、 右之趣二而宜敷樣駿河様江茂被 一入御慰 三相成、

別 而

仰上置被下度、先は此段御安心旁御報申上度、如斯侯、

以上、

十一月十三日

永江休之丞

道嶋源五郎様

追而時候も致変化、

御帰殿之御模様相分り不申

いまた

当月末・来月初方ニも候哉と奉存候、 以上、

今晩源七事葬式ニ付、 見立とも差遣し候事、

右之通申来難有仕合ニ付、

書面ももらひ置候事、

被成候而、 暫く被成御座候事、

十一月十九日、

快晴暖気、今夕方都之城芳樹院様御出

— 71 —

不揃三候間、折角被成御愛護度、

十一月廿日、 務召仕之男江取次差出候者有之、何様之事欤と相尋候 御殿ニ而早川務より夜前名前無之封物、 夕方より畠山主計殿・同吉次郎・肥後太郎八列立被参 候、源七死去いたし候付、 跡家内一件相談旁ニ而緩々

ニ而被為見候、何共取所なき趣意と存候間、 持参之者ハ行失せ候間致開封候処、 斯之通ニ候旨 直ニ拙者 =

而被帰候事

内

受取、 申候而も、 永田與右衞門江渡し置候事、 而静ニ可致取扱旨申達置、 ヶ様之類間々有之候事ニ而、卒爾ニ取揚、 首尾ニいたしかたき事も有之候間、 右之書付は、 御軍役方書役

内分ニ

表立

拙家雑譜中取并諸帳留類清書方共、磯永喜之助へ相頼

取中之処、喜之介事御鳥預御庭方兼務ニ勤替り相成、鰡字幕カーニ

候間、 伊東新左衞門相頼置候得共、是も壱人ニ而は埓明キ兼 寸隙も無之、 郡方書役梅北宗右衞門遥々参り、写し方或ハ帳 稻留源左衞門ニも勤場隙入多候付、 当分

今日より参り呉被申候事

留共いたし被呉候儀は、

相叶間敷哉と頼入候処、受合

十一月廿二日、

八後指宿組頭役小田武兵衞へ申渡、

且.

八ツ後平嶋平太左衞門、先日江戸より致下着候とて見

廻也

十一月廿一日、今日出勤、 筑後殿・伯耆殿・矢五太夫殿なと申談差越、市店之刀、 退出より大龍寺へ下總殿

颅 其外諸道具共取寄せ致見物候、書役共尤四五人召列候 夕方迄罷在帰候也、

安之介事、少々熱気有之、風邪気之様ニも見受候得共、 村謙齋相賴、 先日より手足面体なと迄吹出物もいたし候間、 薬用共いたし候事也、 今日新

72 —

今日梅北宗右衞門被参候事

一八ツ後より新五左衞門・宗右衞門被参候而、 勤向之儀も直々申達置候事 写し方等

いたし被呉候事

安之介事、先日より之不例、

昼之内は気分軽く見得候

七ツ後加治木役人新納仲左衞門、 先日屋敷詰ニ而致出

処、

今晚熱気相応ニ有之、子共ニ而程合不相知、

四 ッ

時分朝稻三益相招、

直診相賴候処、

何そ深々敷事ニは

府候とて、用向も有之見廻也、且かきの塩辛一壺致持

也 お悦、三日以前より水痘ニ而、今日共快方ニ向き候事 且安之介ニも昨日より之熱気風邪水痘等取合候哉

之様ニ、医師より承候事、

十一月廿三日、 五時寿国寺江

太守様御代参

蓮亭院様御忌日ニ付(島津斉宣経室)

宰相様御代拝

着服々紗・小袖・半袴

右之通相勤、 別勤ニ付帰りより南林寺へ致参詣、

中墓参共いたし、夫より出勤毎之通也

昼より新五左衞門、八ツ後より宗右衞門被参候而、

し方いたし被呉候事、 写

> 無之との事ニ而、 薬共致調合置、 帰り掛候付致安心!

十一月廿四日、 今日冬至ニ付、 例年之通社家中馬長門

召呼、氏神御祭毎之通相調候、

左候而いまたおせひと

のも産屋込り、子共も風邪等ニ有之、客人等は不催候

たし置い 左候而、 指宿江先夜出火有之候段、

今日申出候付、

筋々披露い

指宿

御機嫌旁申上候、

且山

御湯治先江左之通

「御本文承知仕達

宰相様御内聴候処、

被入御念御取扱別而宜

73

御都合御座候、此段申上越候、以上:

十一月廿七日

永江休之丞

得能彥左衞門

右之通廿八日返答相届候事、」

新納駿河様

宰相様益御機嫌能

筆令啓達候、

御入湯被遊

御相応奉恐悦候、 然は去ル廿二日夜、 其元東方村森門

越中之儀候付、尚更入念候様兼而申付置候得共、 之内出火ニ而、 居家等八軒及類焼候段申出、当分御光 右』 様ゥ

之儀致到来、何共奉恐入候、依之御内々御断、 嫌旁為可奉申上、各様迄如是御座候、 以御序宜御取成 何御機

頼存候、 恐惶謹言、

得能彥左衞門様 十一月廿四 日

永江休之丞様

新納駿河

. 判

筆致啓上候、 相用候事」 出八日返答 出八日返答 は八日返答 (朱書)

宰相樣倍御機嫌能

御入湯被遊御相応恐悦至極奉存候、

次二貴様弥無御障

被成御勤務珍重存候、 此内は

御捉飼之鴨拝領被仰付、誠ニ以て御品柄ニ而、

且又御仮屋守脇田六兵衞父子茂御内

Þ

訳而難

共御覗被下、殊ニ抜矢

沙汰之趣被為在、 有頂戴仕候、

段々難有被仰付、

且所中其外之弓馬

御褒美、并御目録金等頂戴被仰付、

成下、 私ニ至り別而難有次第奉存候、 御礼之儀は幾重

三茂宜敷様奉頼候、

扨又御湯治中之

下 御機嫌奉伺度、 御都合能御座候段、道嶋迄細々被仰越候趣致承知、 御内々進上物仕候処、 早速御披露被成

是亦難有次第、 偏ニ御取成被下候御訳と、 不残忝奉存

何共驚入奉存候、 然処先夜東方村之内江出火ニ而類焼も有之候段申 稀々之御湯治殊ニ何篇難有被仰

Щ 候

付候儀ニ茂有之候間、 諸御用向は 勿論何角ニ付而 茂

段々難有御取扱被

入念折角静溢ニ有之候様可心掛旨、 訳而申達も仕置候

候、 得共、右之通出火到来之段、 右ニ付而は別段御断旁申上候得共、 無申訳次第誠ニ以奉恐入 幾重ニ茂奉恐

儀共訳而奉頼度、 入候次第御座候間、 此等之段乍失敬旁之御礼、 猶又貴様迄御断且は御取成被下候 且. は御断

之儀申上置度、 如斯御座候、 恐惶謹言、

永江休之丞様 十一月廿四日

新納駿河

御帰殿之儀茂被仰出、 猶々最早 無余日被為成候間、不遠得貴面、

猶心事御礼旁可申上候、 以上、

右弐通今廿四日、 指宿より郡見廻差越居候間、 夫江為

持差越候事

十一月廿五日、 先月末、 定式中急今昼到着、 毎之通御

内用 封も相受取候

篤君様御上り御道具帳等段々数通到来、

目を驚し候御

道具数二而候事、

髙岡年寄方書役市來仲介事、

精勤由相聞

得

地頭

・横目ニ

而書役方致心添候様難有 他領江掛り段々御用筋致

今日八ツ後申渡候事

新五左衞門・宗右衞門、 被仰付候間、 毎日程被参候事、

筋 十一月廿七日、 并書状等表向封箱入付ニ而、 今日御殿ニ而山田壮右衞門より御内用 御側御用人座より差

廻し有之、受取候事、

十一月廿八日、 明日定式飛脚差立旨昨 日相届 候 Ш

田

江は返答且豐後殿江之返答旁相認候事

脚到着

今晚五過時分、

江戸より去ル十二日被差立候極々急飛

篤君様十一日、 弥無御滞

今日御殿江指宿より之返答相届候事、 御上り被遊候御左右也

尊書被成下難有拝見仕候、 先以

宰相様益御機嫌能

御入湯被遊御相応、 恐悦難有奉存候、 将又尊公様弥以

御勇健被為成御座、

恐慶御儀奉存候、

然は此内は

御捉飼之鴨被成御拝領候付、分而被仰越候趣**承**知仕候、 猶又御都合を以申上候様可仕候、

被仰下候通脇田六兵

御内沙汰被為 衞并孫仲之丞儀 在 不容易勤方被仰付、 誠ニ以難有事

昼夜精勤仕申候、 奉存候、其身ニおいて殊之外難有狩ニ而、尚又心懸、 且又先達而は所中其外弓馬被遊

御覗、 上承知仕候、取束申上候様可仕候、 = 付 尊公様ニも難有被思召候付、 其節抜矢之者江は御褒美等被成下、 且 御礼沙汰之儀被仰 難有御取扱

御湯治中之御機嫌茂被成

可仕候、 御伺候ニ付、 此間は無思掛出火ニ而御座候得共、 細々被仰下候趣承知仕候、 達 二月田よ 御聴候様

り

余程相隔居、

私ニも当番ニ而相詰居申候得共、

所

中兼而之心得宜御座候哉、 頓と騒立不申、 夫故

御目覚ニ茂不被為及、 翌日達

御聴候位ニ而、

別而御無事之御事ニ御座候間、

少茂御

知仕候趣を以、 達 懸念被為成候程之御事は無御座候得共、

御別紙二而

承

在候、 御聴少し茂御子細不被為 御安心被成可被下候、

先は御札之御礼奉申上度

如斯御座候、恐惶謹言、

新納駿河様

十一月廿七日

追而御端書之趣難有承知仕候、

御帰殿御日合も無之候ニ付何れ帰着之上参上仕、 御

礼旁委細可奉申上候、以上、

付 太守様 四時早目南林院江、(泉)

十一月廿九日、

文恭院様御忌日ニ

永江休之丞

宰相様御代参

右之通相勤、夫より出勤、 着服熨斗目 ・半袴

八ツ退出、

今日茂右衞門事、 指宿江

御帰殿方御用差引ニ差遣し候事、

今日飛脚便より岩下佐次右衞門江金五両、

金三両程差登せ方之儀、庄之助へ相頼候事、

代金として差登せ、

且長野源助江衣服旁調料として、

太刀拵方之

篤君様御入

城之御祝儀申上置、

八ツ過退出、

帰宅候

江御墓参いたし、

重富・今和泉江今般

右之通相勤、

別勤也、

夫より大興寺・月香院・

深固院

十二月朔日、 今朝御小納戸早川務、 御用筋有之、

被参

十二月三日、

今朝奥四郎殿御内用有之被参候而、

今日

貞嶽院様御忌日ニ付(島津忠久室) 今日四時浄光明寺江

候事、

太守様御代参

宰相様御代拝

但 |御惣霊様江御代拝 着服々紗・小袖・半袴

> 十二月二日、今日出勤毎之通、 今日篤君様御入城之御

祝儀有之候事、

今日退出より砲術館江御家老座稽古式日ニ付出張、

過罷立候事、

ッ

呉候様ニとの事ニ而、 及承候間、 江戸江飛脚立之由ニ付、 ヒマシ油之儀大坂表ニ而余程相捌ヶ候もの候哉 御側役方被相付極内相伺立候間書面見届置 被為見候間、 此内より御国益之儀相考居候 見届直ニ相返し置

其段申聞候処、 然共拙者不案之事候間、 拙者同意ニ而、 出勤之上福崎助八江内 大坂表之儀も無心元候

七

今日七ッ半時分、 闁 **篤君様御上り之御祝儀、** 致候事也、尤今日之飛脚は 書付を借り入、 今日伺越候所ハ不事立様申入、 助八方江遣し置候、 別段急き差立候事、 拙者至極ニ合点不 奥方差留置、 右之 加治木之城主兵庫殿事、 十二月七日、 之船昨夕暮ニ相成、 之様体被相成候段、 とて申出有之候事、 今早朝、 今日御届相成候、 帆影不見得候段之届、 御軍賦役野村彥兵衞参候而、 先達より病気之処、 内実は今朝四ツ 只今相達候 極 I々大切 右

今日八ツ後より東郷一介武村之別荘ニ差越候、 近比一

時分死去也

介取立被致候処也、 外ニ平田直之進・倉山作太夫・林

十二月四日、

四時玉里江罷出、

三御役一所ニ昨日

御帰殿、 宰相様、

御逗留ニ而候事、 中村御茶屋迄被遊

御機嫌能御帰殿被遊候、

何御機嫌申上候**、**

十二月八日、 新五左衞門・宗右衞門毎日程参り、 致呉候事也、 仲之丞ニ而緩々いたし、 四時より玉里江罷出、 夜入四ツ時分罷立帰り候事、 中取且は写し方被 昨日中村御茶屋よ

加治木今日死去之御届有之候ニ付、退出より悔旁見廻、 退出、 り御帰殿被遊候伺御機嫌申上候而、 夫より出勤、 八ツ

成行之届も可相達候間、 見得候由、 山川より只今注進相達候段申出候付、 先承置候旨達置候事 追々

十二月六日、

今晩八ツ過比、

御軍賦役坂元彦五郎参候

峺

今昼佐多之御崎沖七八里之所江、

異国船等敷船相

合いたし、

九ツ過退出候事、

得能彥左衞門・永江休之丞所江御礼事、

且は御用筋談 拙者居残り

暫ニ而罷立候事

78

十二月十一日、七後佐土原之能勢隼太・仮屋守宮里十 今晚加治木私領江引越候二付、 十二月九日、八後肝付左門殿、昨日致下着候とて見廻 預り所髙岡より寒中尋申出、品物左之通差出候、 也 是より直ニ江戸江出府之筈也、 兵衞同道ニ而参り候、 為持差遣し候事也、 酒 猪 鴨 酒 猪 酒 右地頭奥方江 右預り地頭方江 一丸現物 番現物 丸現品 荷酒料金百疋 荷酒料金百疋 荷酒料金百疋 淡路守殿御伝言も有之、隼太事、 用達見立として挑灯共 一十二月十二日、今日急飛脚差立候、訳ハ兵庫殿死去ニ 以上、 右は従 今日八ッ後玉里より左之通被仰付候、 宰相様御内々被下候二付差廻候間、 鯉弐本 付御届旁也、 追而御礼儀は宜取計置申候、 右之通差出候事也、 鴨 酒 右嫡子奥方江 右嫡子方江 十二月十二日 荷酒料金百疋 番現物 以上、 玉里 御小納戸 御頂戴可被成候、

新納駿河殿

X

鯉弐本

右は従

宰相様御内々被下候ニ付被差廻候間、 而御礼之儀茂宜御取計置被下候段承知仕、旁難有次第 頂戴可仕、

左候

候事、

御小納戸より道嶋源五郎江相達被差廻候間、

重畳難有

右は指宿御土産として、御内々被成下候間頂戴可仕旨、

頂戴仕候、尤御礼之儀も宜敷取計置候との趣も致承知

迄申上置度、如斯御座候、 以上、 奉存候、

乍然御礼之儀は追而罷上可申上候、

其内御請

廻次第退出候事ニ而、

月番伯耆殿江頼置、

出勤不致候

御用仕

十二月十二日

新納駿河

玉里

御小納戸中様

Z

右之通小奉書半切二相認差出置候事、

右之鯉は至而大振り珍敷御品々ニ而、 難有頂戴仕

候

塩鰤

青籠

一ッ玉子入

弐本

十二月十三日、今日御煤払ニ付、当番迄罷出、

網方之勤方ニ而差越との事也、

四時分より玉里江罷出、寒中伺御機嫌、

筑後殿・登殿・主水殿一所ニ相揃申上候、且又於江戸

十二月十四日、

姫君様御肴御拝領之御祝儀も申上候而、拙者暫相

従

詰居候処、御小納戸早川連より態と御用申達筈候得共、

通候様ニとの事ニ付、罷出候処! 都合も可有之と存居候処、今日罷出候間、 御近習江罷

夕方新納次郎九郎被参侯、来ル十六日より長崎江御手

見涯も奇麗ニ有之、

惣人数百人ニ少々不足之由也、

七

右御染地も、

先日

羽二重黒染十文字御紋付御綿入壱ツ、 年末ニ付拝領被

仰付候との事ニ而、

御側役有馬舎人席詰ニ而頂戴仕候

候而九ッ時分退出候事 閴 難有奉存候段、 舎人江御礼申上候而相下り候、 左

之 八ツ後より竹下覺左衞門・彌太右衞門・小十郎相招候 左候而竹下江は拙者画像書調もらひ度頼入候処受合有 乍去後日緩々書方可致との事ニ而、 今日は咄なと

新五左衞門四時分より、 宗右衞門八ツ後より被参候、

=

而晩四ッ時分被帰候事、

先日より毎々右之通也

十二月十六日、 今朝五ツ前より練調場江出席、(講練) 下總殿

今日は 付周防殿・又次郎殿ニも見物ニ御出被成候、 伯耆殿・大目付織部殿ニ而、 登殿事は掛りニ而、 同籠手・臑当・陣羽織相用候様ニとの事ニ而、 未明より出張有之候由、 騎兵調練致見分候、 左候而 筑後殿 右

> 半時分相済候間、 退席候事、

大口郷士年寄有村隼治并同所郷士当家之末家新納五郎 ツ時分帰り候事、 右衞門、 先日より致出府居候間、 今晚緩々召呼候、

낃

致出馬候処、 一ッ橋之涯、 上方江出火之由ニ而致騒動候付、 川上龍衞殿所燃候而 即刻 少

今晩九ツ前比、

張致下知居候処、 見候処、何も無懸念候間、 下總殿・大目付等茂被参候付、 夫より福昌寺之柵門前ニ出 北風有之、火之子共吹散し候ニ付、

恵燈院江早々駈付

尤川上家一ヶ所焼失、 談し合、下火相成候節引取候、 勿論自火と見得候事也 中途ニ而八ツ打候事、

小納戸より被相渡候とて、 黒縮緬行葉牡丹御紋付表裏 黒羽二重十文字御紋付表裏 十二月十七日、今朝道嶋源五郎参り候而、

昨日玉里御

但 裏ハ二反共羽二重茶色也

- 81 -

彼是

御召物拝領被仰付候節、 所ニ被下筈候処、 取残しニ

付差廻候との旨ニ而、 **拝領被仰付、** 誠ニ過分之至り、

給候様頼入置候事 何共奉恐入、難有次第二候段、 御小納戸迄宜敷申入置

今日出勤毎之通、 退出より砲術館江御家老座中稽古式

日ニ付出席、 下總殿も同断ニ而、 七ツ過退席候事

今日御用人伊集院隼衞より取次御用ニ而、左之通被仰

指宿地頭 用達江

右は此節

宰相様為御湯治就

御光越、 浦々相応之入価ニ茂相及候旨、 被

聞召上候付、

来ル巳年一ヶ年、水主立御免被仰付候旨、

御沙汰被為 在候条、 難有可奉承知旨可申渡候

右之通被仰付難有次第二付、 翌日御礼申出置候事、 伯耆

十二月廿日、 し候次第二而、 致見分候、今日之打方至極宜敷出来ニ而、 并御側役、其外御役々出会、 四ッ後より調練場江出張、 何れ茂致感心候、 野村彥兵衞方棒火矢打方 八ツ過相済、 下總殿・登殿 的をも打崩 直ニ退

庶

付有村家蔵文書、 其外古書付并丸田両家之文書等、

至極相損居候付、

拙者加勢

今日夕方有村隼治見廻、

闁 内より取寄セ致一覧候処、 ニ取繕可差返旨も、 奥書共いたし、 都而相渡候、 此内申入置候而、 巻数左之通也、 取繕も出来居候

桐つほ聞書 M

但横折小冊

奥書左之通

右桐つほ聞書壱冊、 其方家蔵ニ而、 此節致一覧候処、 但異国船等来着、

其外非常水主立之儀は別段之事ニ

右ニ

明日打立罷帰との事也、

無麁抹永伝有之度もの也、 右連歌、其方家蔵ニ而、

此節致一覧、加裱装差返候条、

天正十年十一月連歌

一冊

奥書左之通、

霊社真筆相違無之、 仍而加裱装差返候条、 無麁抹永伝

有之度もの也、

安政三年辰十二月

有村隼治殿

新納駿河

久仰判

奥書左之通、

文書拾七通

巻

安政三年辰十二月

新納駿河 利納駿河

有村隼治殿

其内龍菊童子江追悼之歌五首之一通は、爲舟真筆無相 (新頼忠元) 右文書式、坪付・覚書等都合十七通、其方家蔵ニ而、

違、此節致一覧、加裱装差返候条、無麁抹永伝有之度

もの也、

安政三年辰十二月 有村隼治殿

有之度もの也、 霊社真筆相違無之、

安政三年辰十二月

新納駿河 久仰判

有村隼治殿

右源氏題書、其方家蔵ニ而、

仍而加裱装差返候条、無麁抹永伝

此節致一覧候処、

奥書左之通、

但至極小巻

源氏題書

巻

龍伯公御書写(島津義久)

巻

奥書左之通、

右書写、其方家蔵ニ而、

此節致拝見、

加裱装差返候、

屹麁抹被致間敷候、

「判形不致事、」

新納駿河

— 83 —

新**納駿河** 久仰判

安政三年辰十二月

有村隼治殿

文之并学之、其外当時之人々

詩稿、

奥書左之通、

右奉始

装差返之訖、

光久公、其外文之等之詩稿、

其方家蔵ニ而、

此節加裱

新納駿河

「判形不致候事、」

安政三年

有村隼治殿

辰十二月

手火矢習日記 冊

奥書左之通、

右手火矢習日記一冊、 其方家蔵ニ而、 此節致一覧、

裱装差返之訖、

安政三年辰十二月

新納駿河

「判形不致候事、」 [朱書]

文書等六通

壱巻

右之七行有村家蔵ニ而候事、

右乗祐覚書壱通、拙斎文書五通、 奥書左之通、

其方家蔵ニ而、

此節

加裱装差返候条、無

致一覧候処、料紙別而損居候付、

麁抹永伝有之度もの也、

安政三年辰十二月

新納駿河

丸田善助殿

<u>一</u>冊

一坪付帳

奥書左之通

料紙損居候ニ付、 右田畠坪付帳壱冊、其方家蔵ニ而、 加裱装差返候条、 此節致一覧候処、 無麁抹永伝有之度

もの也、

加

安政三年辰十二月

新納駿河 新納駿河

丸田利兵衞殿

右之通丸田善助方一巻、 同利兵衞方壱冊ニ而、 有村方

共

霊社様御名前、 且は御手跡之物ハ都而拙者判形を加

差返し置、其外古書付類ハ判形なしニ而遣し置候事、 且狩夫銀致上納候

今日地頭所、 指宿より寒中尋申出、

但現用夫弐千四拾九人

外二地頭仮屋敷、 所務代金壱歩、

銭にして五拾貫弐百文

右之通致上納候、尤寒中尋所産物并肴・酒料等之儀は、

定式之故留略ス、

十二月廿一日、 曇、 静成天気、 今日八ツ後より北郷哲

此方家内中参候、尤先達而より承候得共、

五郎屋所江、

彼是差支之儀有之申延置、今日相調候、 拙者并お久・

亭主振ニハ、 次郎四郎・ お悅差越候、外ニ林仲之丞・庄之助ニ 嶋津隼見殿・東郷一介、尤用頼等ニ 而お 栭

緩々ニ而四ツ半時分罷立候事、

いつさまニも御出被成、

且又都之城御隠居芳樹院様

も御出有之、

但馳走向は折角拙者より申断置候付、

随分手軽キ事

初め掛盃・差身・組付、 後二一汁三菜之料

= 顺

右:応じ候取立也、

理、

後菓子高麗餅、

引物塩焼小鯛ニ而間之物は、

罷帰候処、江戸先月末定式之中急飛脚到着之由 而

豐後殿等之自分状も相届居候事也

十二月廿二日、 取候、 御側御用人座より差廻し有之候事 御殿ニ而山田壮右衞門より之書状相受

今日水仙之間之格を以、

於御座左之通、

新納駿河

御首途

宰相様就

右来正月廿五日

御名代被

仰付候、

十二月 伯耆

佐土原掛

新納駿河

御重甘物

組 双

進上

焼酎砧

以上、

松島親方

右之通掛被

仰付候、

十二月

筑後

右弐通之通被仰付候間、御受御礼申出置候事、

琉球館内江例年之通招請之儀承候得共、

断之趣申入置候処、今日役々見廻ニ而、

之候、

御用多二而、

散砂糖 進上

桶

以上、

左之通贈物有

右之役々ハ左之通、

班 班 班 親 雲 上

奥平親雲上

相中

松島親方

縮緬紅紅

二巻

以上、

沈金御夜喰膳

御花入

御掛物林梅筆

幅

進上

宮城親雲上同書役

仲村渠親雲上 松崎親方与力 (條)

琉球役々

今日風雨ニ而候処、 夜入弥西風騒々敷吹降りニ相成候

十二月廿三日、

四時福昌寺江

慈照院様御忌日ニ付(島津重豪室)

宰相樣御代拝 太守様御代参

但御惣霊様江御代拝

着服々紗・小袖・半袴

夫より玉里江罷

픥

昨日御首途御名代被

寺社奉行以下謁し有之候事也、

十二月廿五日、

出勤毎之通、今四時分より大寒入ニ付、

明後廿七日、谷山於境瀨戸、 村半兵衞妹もと、其外一列御仕置有之筈ニ而、 西田川筋江子を流し候上

拙者取

扱也、 成候ニ付、 右ニ付例留として大目付江遺候、 御用人肝付左門江相下ヶ置、 致退出候事、 八ッ打差出相

今日八ツ後より御家老座書役共二十人位召呼、 緩々酒

共振廻候事、

琉人返上物才領大筆者**眞**境名親雲上事、

進上

し候由を以見廻、

且左之通贈物有之候、

且又御用筋談

仰付候御礼、 右之通相勤、

永江休之丞江相付申上候、

し合相済、

直ニ退出

御扇子

箱

御笋寒

以上、

眞境名親雲上

右ニ付此方より扇子一箱・白麻二十帖差遣し候事、

坦

七過帰宅、

尤勝山家被召立度内願有之候二付、

致

十二月廿四日、

出勤、

退出より重富御三居静洞殿江罷

承 知候御用向有之而也、

— 87 —

近々乗船いた

今日松嶋親方・新納太郎左衞門同道ニ而、 十二月廿七日、出勤毎之通、今朝西田川筋子流之者共、 呼、 十二月廿六日、八ツ後より奏者方書役共、 夕方宮里孫之進被参候而、 并諸士自物砂糖ニ相掛手形限弐ヶ年御免被仰付候為御 配頭宅ニ而親類江申渡ニ而候事、 御仕置無滯相済、谷村十郎太妻慎申渡茂有之候、但支 礼見廻、 縮緬紅紅 嶋紬 十錦太碗 紺地嶋細上布 酒共振廻ニ而候事、 覚 殊ニ品物左之通贈り也 十二月 二端 端 一端 4. 十郎太妻茂慎被仰付、 琉球蔵方、 次郎四郎召 落着 十二月廿八日、出勤毎之通、 今日預所髙岡役々共より歳暮之為祝儀見廻、 産差出候、 候とて至極難有かりニ而候事、 一酒 猪 酒 猪 酒 鴨 覚 右嫡子方江 右預地頭奧方江 **弐行共料物金壱歩** 右預地頭方江 一丸現品 一丸現品 番 荷料金弐朱 荷料金弐束 荷 左之通土

鴫

番

候事、

酒

荷

弐行共料物金壱歩

右嫡子奥方江

右之通差出候間、 用達を以致挨拶置候事、

在番松嶋見廻、 歳暮罷成候付、 安否尋礼旁として左之通品物差贈有之 此内御用向万端預差図、首尾能相調候、

候事、

覚

挑紅大檜垣紗綾

水色大檜垣紗綾

御重甘物

組 端 端

以上、

廣大院様(島津重豪女子 観光院様 (島津斉彬男子) 徳川家斉室)

今日四時福昌寺江

十二月晦日、晴天暖気、夕方風有之、

覺法院様(島津斉彬男子)

寶鏡院様江歳暮二付、(島津斉興母)

宰相樣御代参 太守様

一樽為祝儀遣し · 焼酎砧一 双贈

歳暮之為祝儀、

松嶋親方より海鼠一

松嶋親方 重

英猷殿

慈德院様

り有之候ニ付、

此方よりも肴一折・酒

圓德院樣

大慈院様 大信院様

十二月廿九日、 田壮右衞門江御内用向申遣候、 出勤每之通、今日飛脚差立候三付、 此節より表向御側御用

山

差越候事、

人座差出、

慈照院様(島津重豪室)

賢章院様 玉貌院様 高津重豪継室 芳蓮院様江歳暮ニ付、(島津斉宜室)

慈德院様

太守様御代参

芳蓮院様江歳暮付

智光院様

慈照院様

賢章院様

玉貌院様

宰相様御代参

右之節

大慈院様

大信院様

圓德院様

太守様 宰相様御代拝

但

御惣霊様江

宰相樣御代拝

正覺院様江歳暮付(島津重年室)

着服熨斗目・半袴

右之通相勉、夫より出勤、八ツ退出、

歳暮左之通諸家より被下候事、

折

樽

一酒

重富周防殿より

三百疋

樽料

加治木屋敷より 但忌中ニ付樽料迄也、

金百疋

肴料 樽料

金二百疋

今日次郎四郎、

来正月廿日、加世田野間権現祭礼二付、

垂水又四郎殿より

尾

生蝋

玉五十斤位

樽

酒

今和泉三次郎殿より 二百疋

布海苔

種子屋敷より 五枚

二羽

鴈

都之城より

平樽

壱ツ

穂北紙 三東

五百疋

佐土原淡路守殿より歳暮ニ付、

右之通被遺候、其外親類中且は知音之向余多有之候へ

繁雜相成候二付、 留略ス、

御代参被仰付候事、

当家今年は嫡孫も致出生、

猶目出度春年を迎へ、

致大

慶候事也、今晩次郎四郎は泊り番ニ而、

夕方より致出

勤候事、

一先日より雪気ニ而、 段々曇風、 且は急雨等ニ而、

合茂悪敷候へ共、今日は到而快晴、

暖気ニも有之、貴

天気

賤奔走に大慶いたし候事也、

— 91 —

新納久仰雜譜 同年三月十五日マデーの安政四年已正月元日 IJ

同年三月十五日マ

本巻以下平仮名ヲ片仮名ニ写シ、又本字ハ楷法トナレリ、〔朱書〕 但原書ハ従前ノ通草行体ニ平仮名ナリ、

「久仰譜巻九扇 年 三月十五日迄上」

安政四年丁巳正月ョリ

正月元日、 晴天、 五時出宅、 浄光明寺

得佛様へ年始付(島津忠久)

太守様御代参

宰相様御代拝

但御惣霊様江御代拝

着服熨斗目・半袴

役迄モ致面会九ツ前退出、夫ヨリ玉里へ罷出、若年寄 矢五太夫殿・登殿、 御勝手方御家老座へモ出席、 右之通相勤夫ョリ出勤、毎之通席々謁ニテ御祝儀有之、 大目付主水殿・織部殿相揃御側役 支配之御役人并小役人書

事

人有馬舎人へ相付、

御祝儀申上候テ直ニ退出イタシ候

帰り掛窪田諏方社江致参詣、 模寄少々年礼相見廻、(最)

ッ時分帰宅、

帰宅後家内中相揃致規式候、 左候テ家来共へハ次郎四

郎盃共遣シ候事、

今日祝儀客多人数也、 名前略ス、

半時分出宅、

正月二日、

寒風雪雨折々降リ櫻島惣体白妙也、今朝六

- 92 -

七

合候事也、

ツ前帰宅

今晩例之通蔵開キノ祝イタシ、

用賴役人等召呼酒共寄

名前并祝物左之通

儀申出候間、

面

会盃共遣シ、

於役所酒

•

飯共振舞候,

福昌寺

智光院様江年始付(島津重年室)

太守様御代参

宰相様御代拝

但

御惣霊様江御代拝

着服熨斗目・半袴

御名代三次郎殿・川上嫡家筑後殿被相詰、 右之通相勤、 左候テ今日 ノ四首頭御規式ニ 四ッ過相済 茂相詰候、

直ニ退席候事、

夫ョ

リ

深固院江御墓参、

月香院江御牌参、

大興寺江御

正月四日、

晴

寒風、

今日ヨリ出勤毎之通リ、

八ツ退

居并御本宅、 墓参イタシ、 北郷哲五郎殿・都之城屋敷等へ見廻、 夫ョリ重富屋敷・今和泉屋敷 • 種子御隠 七

今日モ見廻衆多々有之候得共名前略 ス

Щ 夫ョリ 、福ヶ迫諏方社へ参詣、

シ、 滑川へ見廻リ七ツ後帰宅、 興国寺江御墓参イ

正月五日、 今日 地頭所指宿役々并預所高岡役々年頭祝

正月三日、 雲 屋上七八部積ル

今朝五ッ時出宅南林寺江致参詣、 夫ヨリ山中墓参イ

例之通有之、九ッ半比相済直ニ退出候事、

シ出勤、

諸士諸組与力出仕毎之通謁有之、

引続御謠初

今日例之通江戸江之中急差立候付、 今日少々天気モ悪敷候付、 見廻衆少ク候事、 年礼状段々差越候

事

今日岩城源七郎所ョリ、

例年之通リ規式品此方家内人

中村平右衞門郡長廻庄屋兼務	二男伊衣篠門	去川定番	本田甚七	毛	郷士年寄	6	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	加下幸左衞門	何之うし、ステー	歌山 たち 新児郡見廻	福島伊左衞門		发土原 林右 衞門 横目	北原筑兵衞 組頭	園田宇左衞門 指宿郷士年寄
右御地頭様御方江	御酒「料六百六拾四文」	御肴「料五百三拾弐文」	表 (1) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	右卸子兼方江	御酒「料六百六拾四文」	御者一料五百三拾弐文」		右御地頭奥様御方江	御酒「料六百六拾四文」	御肴「料五百三拾四文」		右御地頭様御方江	御酒「料六百六拾四文」	御肴「料八百三十二文」	覚

卢樽

一折塩之場

所中

— 樽

一折塩之場

郷士中

樽

一折生之場 指宿

一折塩之場

所中

|樽

御肴「同」 御酒「料六百六拾四文」 御肴「料五百三拾弐文」 御酒「同」 御肴「料五百三拾弐文」 御酒「料六百六拾四文」 御肴「料八百三拾弐文」 御酒「料六百六拾四文」 右壱番御年頭御祝儀方 右御子様方江 右御地頭様御方江 右御地頭様奥様御方江 右御地頭様御方江 一折塩之場 樽 折生之場 折塩之場 樽 樽 樽 折塩之場 所中 郷士中 町浦中 諸在中 御酒「同」 御肴「同」 御酒「同 御肴「同」 右之通進上之仕候間、 右弐番年頭御祝儀方 右御地頭様御方江 右御地頭様御方江 「〆拾弐貫六百文」 覚 「金ニシテ壱両弐歩弐朱ト八百文」 正月 一折塩之場 一折塩之場 樽 宜敷様御頼申上候、以上、 樽 髙岡 町浦中 諸在中 所中 園田宇左衞門 外二三人連名

御肴

御酒

樽 折

「弐行料物金壱両」

右年頭御祝儀ニ付

御預所様并奥方様

猪肉 御嫡子様并奥方様江

肢

二見休右衞門 去川定番

御肴

折

御酒

荷

右ハ御嫡孫様御誕生ニ付御祝儀申上候ニ付、 「弐行料物金壱歩」

右之通進上之仕候間、 宜敷様御頼申上候、以上、

正月

毛利助左衞門

外ニ三人連名

右之通ニテ用達并用頼等取持ニテ緩々イタシ、夜入時

分罷帰候由也、

正月六日、 過相済退席、今日士以上八百五十人余・郷士以下八百 五時ヨリ砲術館江出席、 御流儀初ニテ八ツ

五十人余ニテ都合千七百人余ニテ候事、

右之流儀初二指宿之郷士共四十三人参候間、 館ニテ御流儀初済ニ手都合等致見分候事、

今日砲術

佐土原ヨリ寒中尋トシテ御状壱通、鴨簀巻二ツ被下候

書状定式之通リニ付略ス、

正月七日、晴、今朝家之上薄雪、

下總殿当月々番之賦候処、 勤不相調、 拙者助番相勤居候へトモ、 大晦日ヨリ舎弟病気ニテ出 今日ヨリ拙者月

番ニ代リ合相勤候、 尤下總殿ヨリ頼ニ寄候事也

田中源五左衞門・山口九十郎・上井甚七相中ヨ 羽佐土原ヨリ到来之由ニテ贈リ有之候ニ付、 今日則玉 り鶴

里江御内々進上イタシ度差廻シ置候事、

儀初ニ差越居候ニ付、

今日四ツ時分ヨリ召呼ヒ席書並

今晩平田直之進殿・伊集院周右衞門殿・志岐藤兵衞 湯地市兵衞・ 同嫡子市郎右衞門 同 一男八左衞門

永直之進相招候而緩々咄イ タシ候、 市兵衞ハ来ル十日 福

江戸江出立ノ筈也、

正月八日、 今朝モ雪二寸位積ル、 今朝五ツ時

太守様 芳蓮院様江年始ニ(島津斉宜室)

付

福昌寺

宰相様御代参

但

御惣霊様江御代拝

着服熨斗 自 半袴

右之通相勤夫ョリ出勤、 八ツ退出、

正月九日、 今日宅別勤 = 相 頼 指宿郷士若輩共諸家流

> 之次第相済候節八ツ前ニ付、昼飯共振舞剣術等ニ打立、 読書講議共為致、 役三人召呼侯間、 モ暮時分罷帰り候、 大鐘比相済候、右ニ付御軍賦役并書役・表御家老座書 左候テ剣術・鎗術共致見分候、 相済候後暫罷在被帰候、 尤酒料金五百疋差遣シ候、 指宿之者共 人数左 座内

之通、

読書并席書拾七人

内児六人

示現流拾五人

天真流三十三人

直心影流九人

鏡智流弐十三人 惣合六十一人

但

砲術 ハ先日致見分候事也、

衞昨日之為礼参候事、

八ッ後永江休之丞御用向有之被参候、

宰相様御沙汰之事有之候也

御内々進上イタシ度、 去ル七日田中源五左衞門等ョリ贈之鶴、 道島源五郎ヲ以テ差出置候処 玉里御膳所へ

其以前ョリ御尋之折柄ニ付、 則永江休之丞ヨリ御前江

申上候処、 別而之御都合ニテ御直ニ細々御差図有之、

殊っ

御道中迄モ為御披露被遊候トノ

御下知モ有之、足骨ハ大奥江被差廻、 サラシ方イタシ

候様、

御都合ニ為有之段、 細々今日休之丞ヨリ致承知、 誠二

外之骨ハヶ様々々ト都而御差図モ有之、至極之

=

候ト茂天命ニ随ヒ候儀ハ勿論之事ニ候へ共、全体旧

原 以テ難有仕合ニテ候間、此段記シ置候、尤右之鶴ハ佐土 ヨリ /源五左衞門ナト頂戴之品ニテ拙者江送リニ付

事 今日折柄源五左衞門等被参候間、 其段咄シイタシ置候

七ッ後田中源五左衞門・山口九十郎佐土原之用向有之

被参娱、

右ハ米良主税殿方混雑之儀有之、

淡路守殿之

御用向問合書等持参之事也

置候書付相渡、 右ニ付今晩長野彦七召呼田中 野元市郎方江差越致相談候様申達置候 山 日ヨ ーリ承り、

且受取

「安政四年已正月」

先般薄々及御聞有之候米良主膳并家来米良要女事、 不

和之由ニテ家中騒動之儀追々聞合セ等モ遣シ候、 其上

要ヨリモ追々頼来候テ聞捨置兼候次第モ有之候、 乍併

主膳ハ主人、要女ハ家来之事ニ候ヘハ、

之第一之大家ニ候得ハ、主膳方ヨリ無実之罪ニテ大身 来尾八重ハ別段之訳合有之家柄故、 小身ナレ共一家中

ヲ失ヒ候訳ハ有之間敷候、 追々此間中ヨリ要或 ハ要家

難見捨道路之風説之次第以使者小川表江尋遣度存候 来共罷出、 命相助り候様歎願イタシ候ニ付、 拙者儀

付 役々共江相談イタシ候得共、 十二八九八不入事ト

98

縦令無実之罪

返シ候儀不本意ト存候、

就テハ役々江茂右之段申候得

ニ八九ハ引受之儀不宜、

何ソ信義ヲ失フニ当リ

先方之義理ハ扨置此方之信義コソ相立度事ニ有之候

義理之善悪モ不正シテ不知体ニイタシ引受不申差

可申哉、隣家ニハ候へ共本末ニテモ無之不入事ト申候、

拘候義、 候ニ 歎承居候 ナガラ、 構中間 敷方可然ト 小川表モ隣境之事、 実ニ信義之実無之致方ト存候、 不知様ニ致シ置見捨置テ一命ニ 相談イタシ候得共、 殊ニ要女家来ヨリモ 何分拙者相考申 古今其例多キ モ相 追 Þ

申不.

知体ニ致置候テ、

仮令一命ヲ捨テ騒動有之候共差

尤返テ此儀ニ付難題之儀引出シ候テハ不宜ト申、

大丈

ソ

事ニテ、

之誠有之理自然之事ニ付、魚鳥入懐之時節到来候テハ、 引受被遊、 間敷ト被仰、 東照宮之今河ニ信義ヲ被結、 遠近之違ヒ有之候へ共、 イフヘシ、 左レハコソ御武勇モ輝キ可申候、 又ハ赤星之頼ヲ御引受被遊候抔、 或ハ恐多クモ關ケ原之後、 唐テモ大和テモ治乱共ニ信 一命ヲ捨候共織田家江降 浮田秀家ヲ御 皆信義 其外古今 義 ١

此表ヨリ早雄罷帰候へハ直様小川表江呼出シ家督申付

99

様頻リニ申来リ候遣シ候内々ハ不帰 之儀ニハ無之、 其者差返シ呉候様此間要方ヨ 要嫡子早雄ト申者新納亘へ相付剣術稽古イタシ居候付 実否正シ候上所置イタシ可然哉ト存候、右申候子細ハ、 引受候得ハ乱世之様ニー命ニ替候欤、 夫ヲ見候テ申事ニハ ト見開キ候へハ、 其儀ハ小川表ョリ召呼候由、 痛 イツコ迄モ引受可申事ニ = 候 モ不致疵モ付不申事 へ共 り申 拙者存 遣候、 Ξ テ 或ハ家ニ 尤 Ĭ. 一可然、 候故、 江対シ無拠申 北儀ハ小川表 天理之信 極子細 一替候程 引受 何

候上、 不 薄 訳 昨八日ヨリ小川表江差遣シ、段々是迄道路之風説有之 不便之事故、 柄 申 Þ 候得共、 承リ申候得共、 且要家来歎願之儀有之罪ノ実 切腹之存寄之候由、 新納亘ヨリ弟子之内ニテ少々取馴候 大方相違モ無之様承リ候、 此儀ハ弥ト申儀ハ徴知之事故相分 左候テ家断絶之下工夫之由 否承度、 左候得 師 家之事 ハ何分

故

雄差返シ可申、 夫程之大罪有之者ヲ先般小川表家老中

之引合連名ニテ稽古トシテ差出シ候筈モ無之、

旁不詳

ヨリ表向掛合モ相成、 之段昨八日ヨリー人差遣居候儀ニ付テハ、追々彼之方 混雑モ可致候事故、大事之事ニ

候へ共先御相談申度御座候、 以前申述候通役々不得心

納亘ヨリ内輪ニ此方不存処ニテ、亘ヨリ師弟之約ヲ以 ニ有之候へ共、此方持寄右様有之候ニ付、 (キホク) 先一応ハ新

申遣シ置候、 得モ有之事故、 々之存寄何欤宜敷哉御相談申候、 此儀何トソ宜敷筋難弁候間、 何レ共義理之当然ニ取計ヒ度旁申述度 右様之儀ハ隣国之聞 此方存寄役

事候へ共、 書面ニハ難尽何卒早々御来臨之程偏ニ頼入

不備、

忠寛

「安政四年已」

正月七日

「田中」 源五左衞門殿

「右ハ此涯之所何分ニ茂新納亘手限り取扱無之候而ハ彼是響合[朱書]

申シ上越候様達シ置、其通正月十四日打立、牧野田源兵衞ト申 以御役場ニ不拘被差越和平ニ取扱被成度旨、 源五左衞門等ヨリ

者佐土原之様召帰筈ニ而候事」

米良主膳様御家来米良要人并子息隼雄、主膳様江暇申(早)

出置、其儘昨夜丑刻頃家内并家来召連レ当所へ到着行

候儀モ可有之、及吟味此涯平和不相成候ハ、、亘御弟子之約ヲ

人モ可参趣候、右ニ付隣境ノ事候へハ差留置、其段早 暮候付、 止宿イタシ度申出、追々家来等茂男女二三十

共、不取敢申越候、 右之御含ヲ以御掛駿河殿江モ御申

通差越度、急々飛脚ヲ以如斯候、恐々謹言、 上置可有之候、右之趣田中源五左衞門殿始へモ文箱壱

[已] 正月十九日

山田靱負清輝同

新納

亘久秀判

澁谷直記久福同

樺山岩記久舒同

存之儀モ為承早々誰ソヲ以其御地江御内慮可奉伺候得

速主膳様御役人并求摩御家老中江中越候、猶又得ト所

敢御挨拶御報旁如此御座候、

恐惶謹言、

菊池七郎右衞門則孝

酒田求馬景命同(句)

貴札致拝見候、各様弥御堅固被御勤珍重存候、然 去

宮里十兵衞殿

等差通シ、上下八人御城下町江止宿致度申聞候旨御役 十八日夜半過、 米良主膳領分之者之由ニテ無心元荷物

筋ヨリ被申出候付、

則御役々之仁被差出様子被相尋候

之使差出置、 主膳家来米良要人子息隼雄卜申者父子主膳江暇願 其儘要人妻并娘同様十八日尾八重出足其

下候由、 留置被下候由、 引続彼家来之者共男女数人追々到着候ニ付、 御地江着候処、 猶又様子御尋可被仰遣旨主膳役人中マテ被仰 依之折角穏便御取計旅宿等被仰付置被 深更差及致止宿度之旨申出候由、 何レ 以後 モ 被

乍御難題呉々モ穏便被御取計置被下候様致度、 儀置忝奉存候、 遣被下候由、 彼是御内々御掛合之趣致承知、 早速主膳方相糺、 従是否可申上、 被入御念 先不取 夫迄

正月廿一日

萬江

主令賴保

菱刈友右衞門隆保 田代忠右衞門政輔

樺山岩記様

酒匂求馬

様

新納 亘様

貴札拝見仕候、 然ハ去十九日被仰下候通り、

此方家来

罷出深更差及止宿仕度旨申出候由、 米良要人并子息隼雄暇願出、 其儘御当地所御城下町 引続彼家来之者共

追々到着ニ付何レモ御留置被成下、御警固厳重御申付、

御役々衆御差図罷帰候様精々理解御申聞被成下候へ共 向承引不致候ニ付、 御紙上之趣、旁被為入御念御儀難有奉存候、 早々役々ハ罷出、 程能取計仕候

如此御座候、 恐惶謹言 可申上候間、

万端宜様偏奉願上候、

右貴報為可得貴意

早速否哉

誠ニ御手数ニ相成実ニ奉恐入候次第御座候、

様被仰下、

濱砂八郎左衞門重道

「巳」正月廿 (朱) 应 日

米良四郎右衞門重行

酒匂求馬様

樺山岩記様

筆啓上仕候、 余寒去兼候得共、 各様弥御安泰可被成

御勤珍重奉存候、

然ハ米良要人儀主人方江暇願差出置

其儘御地江罷出止宿相願候ニ付、 御懇切ニ為御知被仰下、 誠難有奉存候、 穏便ニ御取計置早速 不慮之御手数

数之儀故主人方而已ニテ被取計兼、 相成御難題之儀千万奉恐入候次第御座候、 早速相良越前守殿 右ハ多人

江届被申達候処、 彼方ヨリ 御取合可申上候条、 其旨

各様迄得御意置候様越前守殿重役之衆ョリ申来候、依

之近々彼方ヨリ否可被申上候間、 乍此上穩便之御取計

[已] 正月廿五日

偏ニ奉願侯、

右之段為可得貴意如斯御座候、恐惶謹言、

濱砂八郎左衞門重盈

米良四郎右衞門重行

酒匂求馬様

樺山岩記様

筆致啓上候

将又貴様弥御堅固可被成御勤珍重存候、 殿様・於厚様益御機嫌能被成御座、 恐悦至極奉存候、 拙者共無異事

到着致候由、 候、 致勤仕候、 左候而相良越前守様内山口與右衞門上下七人今夕 然ハ求摩并米良ヨリ 只今先触致到来候段申出候、 返札等到来其写差越申

右之段旁為

Щ 田靱負清輝 可得御意如斯御座候、

恐惶謹言

遊谷直記久福

正月廿六日

樺山岩記久舒

酒匂求馬景命

新納亘様

郎卜申仁、 求摩ヨリ書役山口與左衞門ト相認置候得共、 今申剋比到着相成候、 山口名字ハ先触状 松本了一

[巴] 正月廿六日

四人

認方有之相違イタシ候段御聞置可被下候、

以上、

新納亘様

如件、

先月廿五日櫨木為見分書役者被差遺候処、 其方共邪意 御上ヲ

成過言イタシ御伐出シニ相成候儀堅差留候段、

方モ可有之筈ニ候得共、 不恐之致方言語同断不届被 要人ヨリ御詑言被申上候付此 思召上候、 依之急度御糺

御伐出シ之節ハ、 節迄ハ以御仁政被差免候、 決而邪意之儀申出間敷候、 以後何木二不寄御見分有之 不相守節

可為重罪候、 為後年依テ執達如件

小川

座候、

御役所判

安政三年辰五月

米良要人殿 米良要人殿

之筈候得共、 此度其方役人共邪意之儀申出候処、 其方ョリ御詑被申上候付、 急度御糺方モ 此節迄ハ 以御 可有

候由、

之儀決而不申出候様堅可被申付置候、 仁政被差免候、 以後何木ニ不寄御伐出シ之節ハ、 為後年仍而執達 右様

小川

共

安政三年辰五月

御役所判

米良要人殿

正月廿六日 晚

相良越前守様内 松本了一郎殿江檢本若江出会

口上左之通

礼挨拶一通相済被申聞候ハ、 当時越前守留守中ニ

依之何ソニ付非常之儀出来致シ候節ハ、

御隣境

置候、 其外共重役共ヨリ早速御懸合申上取計候様兼而被申付 然処此節越前守支配下米良主膳家来米良要人父

江参懸リ行暮一泊願出候由、 子并家内去十八日主人江暇願出置、 尤右家来多人数追々罷: 其儘立去リ御当所 Ш

下置候由、 早速重役共へ御案内御内々被仰下、 別而難

右二付御役々之衆被差出穩便二御差留御手当被

御取計被下候思召ニテ、 有奉存候、 向承知不仕趣モ被仰下、 又候再度御文通被成下候趣ハ、折角御穏便 要人江理解御申聞セ被下候得 段々御手数之御儀恐入

達置候、 次第ニ 候様、 テ領内之者咎申付置候者共モ赦申付 守初入部之儀ニテ領 之儀ハ穏便御内済ニ御取計被下候様、 丈之咎軽ク申付、 差咎申付候程之儀モ無之候へ 右要人江茂穏便之沙汰致候含ニ御座 ケ様ノ儀ニ相成如何ニモ 右早雄引取候上ハ、一(単) 間、悴隼雄事御当所江剣術稽古二罷出居候故引取候様、 彼等 切御引受申上候間、 テ御内済御取計被下候様仕度、 ハ御重役様迄御聞置被下、 重役ヨリ 御 ヨリ御懸合等不申上差構ヒ不申様重役共ヨ 座 扨要人事少々不念 候、 小川 厚御礼: 日数少シ相立候上ハ差免、 、内仕置等穏便ニ申付候儘ニテ、 方江申達置候、 七日モ日数相立候上ハ慎差免 御引渡被下候様、 申上候様申 御難題奉恐入候、 筋 . 共 御 淡路守様江ハ不仰上分 座 一付候、 前文通慎中家出致候 右一件越前守方ニ 候ニ 候砌ニ 候 然処早雄帰宅直 殊更当年ハ越 付 依之主膳方 右 勿論要人事為 :慎申付 呉々モ此節 御座候へ = 矢張是迄 付 此節 置 IJ

> 度由, 者此間 被下、 申訳モ無之次第ニ御座候間、 私ニ至リ万々一御聞済不被下候而 申付候間、 程能御暁シ被下候様、 目差免シ候様、 二入牢縄目申付候者モ私出立前ニ出牢、 何卒要人江御 何分其趣御聞済被下度ヶ様ニ申付 主膳方江申付候間、此段モ御含置被下、 暁シ被下候様 呉々茂御願申上候様重役共ヨ 何卒御憐察被下候様奉 八 相 願 竉 度 帰 ij 尤右家来之 重 竉 又ハ縄 役 出

共

申

テ

之

筈 聞候様可仕候、 段 申 申 御隣境方江茂一切御案内モ不致、 速重役共ヨリ御内々御懸合申上候儀ニ御座候、 論御隣境御互之儀ニ ·述旨演舌之、 二御座候得共、 上居候儀ニ 々被仰聞趣御念入候次第二御座候、 御座候、 如何樣彼是御心配之段御祭申上 追々深更ニ相成候間明日何分御答可 御座候 御口上之趣今夜御返答茂可申上 ^ , 御穏便有御座度存、 御方様之御左右御待 具ニ重役共江 右ニ付 候

早 勿

凡

前

之通無子細家相続為致候含ニ

御座候間、

其段モ御含置

廿七日返答若江 ョリ申述左之通、

御口上之趣重役共江委細申聞候処、

如仰穏便之御取計

有御座度奉存候、 御心底之趣相含係役共要人方へ得 ۲

要人父子立去り候付家内女并家来共跡ヲ慕ヒ立去リ候 理解可申述旨重役共申付候由申述之、

昨廿六日得御意候通、 左モ可有之咎筋モ無之旨了一郎殿咄シ有之候事、 相良越前守様御家来松本了一

申出有之、 同晚於客屋係之内檢本若江致面会候処、 相 郎同日夕刻到着有之、当御役方へ差急面会イタシ度旨

良要人父并家来共領所差迦御当地江罷出候段、 卜申付置候筋茂有之候付、 良越前守様儀モ在府中ニ付留守中之儀ハ兼テ重役共江 此節支配米良主膳方家来米 追 マ御

懸合等御手数之段重役共始恐入儀御座候、依之重役共 リ之使者トシテ参着イタシ候段申述有之、右一件応

御諭被下度、 度ノ儀ハ至極穏便被致候付、 接之成行別紙之通候間、 猶又要人父子并家内迄モ為安心了一郎ョ 得卜御披見可被成候、 要人方江モ程能罷帰候様 何分此

> 江・池上鄕左衞門要人へ面会、 相成候、 IJ モ内々面会イタシ理解可申聞旨申 左候而引続昨晚係御用人伊集院元衞 精々罷帰候様相論候 出候付、 其通 檢本若

面 숲

計手筋ニ 共 モ了一郎江係御用人掛合候而、 元ヨリ心根深キ事故容易ニ得心之筋モ無之、 御座候、 猶追々可申 越候得共今朝迄之形行為 猶又程能相論候樣可取 今日

可得御意如是御座候、 以上、

正月廿八日

Ш

田靱負

避谷直記

樺山岩記

酒匂求馬

穏便ニ相済候、 始終之次第ハ事長ク相成候間留略ス、 右之通一往ハ勢ヒ甚敷候得共、

追々和談相成無程引取

新納豆様

今日出勤、 正月十一日、 御役入地頭職御役替等多人数有之、申渡等 今朝家内ニテ鎧ノ餅規式イタシ候事、

急キ相仕廻、 四ツ半時分ヨリ玉里江罷出、 於彼方有馬

而御鎧之餅并御酒・御肴等致頂戴八ツ前退出! 伊佐衞門事御広敷御用人江御役替之申渡イタシ、 左候

八ツ後長野彦七参リ候、 佐土原之用向ナリ、尤新納亘

等へ達置候旨モ聞セ有之候事、 方ニテ取計有之方可然ト及吟味候由、

田中源五左衞門

暮前江戸旧冬廿日ニ被差立候急キ飛脚到着、

篤姫君様御事

御台様ト奉称、 御婚礼被為済候御左右二付、 則玉里へ

上原三平ニ為持差上置候、 右便ニ登殿・龍衞殿御役替

之仰出相届候事、

正月十二日、 今日例之通三御役一所ニ同ヒ御機嫌申上候、 出勤毎之通、 明十三日筑後殿出立之筈ニ

守殿へ見廻り 帰宅、 而八ツ退出ヨリ筑後殿江暇乞ヒニ見廻、

昨日相達候登殿•龍衞殿御役替之問合玉里へ奉伺候処、

門

何茂

思召寄不被為在候由二付、

今日登殿・龍衞殿江明日御

用之段申達相成候事

下總殿舎弟赤山六之助事、

大晦日夕方ヨリ病気之処今

四ッ時分養生不相叶終ニ死去之由也、

正月十三日、 頔 今朝田中源五左衞門佐土原之用向ニ

付参り候、 尤米良方之事也

今日出勤、

九ツ前ヨリ御兵具所へ捕手初ニ差越、

前相済直ニ退席也

今日御名代島津又四郎殿ニ而島津登殿御家老被仰付候

今日捕手初江拙者相勤候二付、 川上龍衞殿大目付御役被仰付候事、

ニテ拝領被仰付候事、

帰り掛新納衞

左候

御備之猪一肢、

右ニ付權八・平太左衞門引留置、 伊集院平治・新納伊十郎ニモ被参侯様申入置候間 外ニ種子島 加 次右衞

物頭上使細瀧權八・平島平太左衞門 旧式之通リ忠久公御鎧

八ツ

ナリ、

八ツ後ヨリ被参候而緩々ナリ、

元淸藏ニモ召呼候、 右ニ付御軍賦役坂本彥五郎、 且又新納四郎右衞門ニモ今日用 書役勤永田與右衞門・岩

何レモ一所ニ被帰候事 有之不図被参候間是亦引留置候、 夜入五ッ時分權八始

今日ヨリ伊東新五左衞門参候テ写シ方ナリ、

正月十四日、今朝五ツ時大島其外三島江渡海代官之面 **警紙申付候間**、 御勝手方御用二階堂源太夫出席ニテ(仏殿カ)

八ツ後東郷一介都之城役人北郷新太郎同列ニテ被参候 都之城之用向キ有之候而ナリ、 御勝手方書役両人相勤候、 一剋ニテ相済候事、

正月十五日、 今朝 川上龍衞殿内訴事有之被参候訳

此節之御役行列等茂不相調候三付而、 難有御役被仰付候得共、 旧臘自火ニテ何品モ致焼失、 御救筋之内願頼

> 今日出勤毎之通り、 **篤君様御婚礼被為整、** 月次御礼并旧臘江戸表 且ハ

御台様ト奉称、 左候テ

向

御両殿様御肴等被遊 御拝領候旁々御祝儀有之、諸士等モ御帳ニ相付御祝儀

之御祝儀申上候テ、 有之、左候而拙者四ッ時分退出、 御用茂相仕廻八ッ過退出候事、 夫ヨリ玉里へ罷 出旁

玉里御用ハ今日於御休息

御目見被

仰付、

キ御用向茂可相勤身柄ニ候間、 文武心掛相励律儀ニ生立候様、 無油断可心掛旨難有御 追々養子等ニ茂相成重

趣意之

思召ニ候得共、 其通

御沙汰書御直渡之

御前ニテ御書付拝見御受之儀モ可隙取候ニ付、 ニテ

内々右

之

御書付い 永江休之丞ヲ以御渡被遊候間、 篤 ト致拝見候

左候テ寄合以上等之次男以下モ折角

様 左候テ

御目見ハ被仰付候間′ 其節深キ思召ヲ以テ

御沙汰被成下候段難有奉存候トノ御請御礼

御直ニ申上候様、 其節前文之通リ御請御礼申上候而相下リ 休之丞ヲ以テ致承知居、 無程御目見

候事、 被仰付候間、

宰相様御事ハ御隠居様ニ而 表方之面々へ御目見等ハ別テ稀ニ被仰付候御模様ニ付 茂被為 丧 尤御家督中茂

今日之御目見殊ニ御直御沙汰被遊、 上候様被仰付候ハ、 至極不容易御訳ニテ候間、 御直ニ御請迄モ申 別テ難

有次第二候、 右通表方之面々江ハ容易

御直沙汰モ不被為(御脱カ) テ別テ不調法之事候処、 在御事 此内ヨリ段々難有 ニ候処、 拙者儀ハ昨今之者

口 外モ難致只々恐入独リ難有狩リ奉存候訳 合ニ候事

御沙汰被成下候儀共誠以冥加至極之事ニ

候

然共猥

IJ

宰相樣御参府付御供方之面々江御条書并拙者

3

IJ

ノ条

書拝聞之儀御先例之事ニ付、

今日於玉里御舞台之方御

座 ニテ御家老座書役江弘メ方為致候事

掛 宰相様御発駕ニ付、 拙者へ琉人ヨリ贈リ品之内、

御肴料金三百疋相添へ御内々致進上度、 一ツ・朱ヌリ堆錦并鞍骨一口 • 朱塗堆 永江休之丞江 錦并藤縁盆

候事、

先日頼置候処、

今日御披露被申上候由承知イタシ難有

野間権現祭礼之御代参トシテ致出立候、 正月十七日、晴、 右二 付当 [郎加世] 番 頭

霜強シ、

今朝六ッ過次郎四

田

取扱イタシ候ニ付テ也、 金百両被成下候御礼ニテ候、 然ル 処龍衞殿咄シ 尤先日ヨリ内訴有之拙者 ・央ニ、 重富

今日八ツ後川上龍衞殿見廻ニ

ーテ候、

右ハ今日極

内

Þ

也

方書役之場西田次郎太・

用賴代田代太郎太付添有之候

御三居靜洞殿押掛御出被成候案内有之、 龍衞殿 直

勝山名字取立之一件ニテ、 飛立被帰候、 左候テ靜洞殿 暫時被成御座候而御帰 ハ先比ヨリ思召立之三男家

右之通、

昨日玉里ニテ

御直渡ノ御沙汰書写ヲ以今日大目付・大番頭・御小姓 訳而相達、 左候テ諸向へモ申渡置候事、

右之御書付ハ左之通

与番頭

学問武芸出精、 士風可致興起ト ・ノ趣 八 近年従

公辺分而

仰出置、 御沙汰茂有之、 統奉承知通二候、 於御当国ハ猶更積年厳密被 然処寄合以上家柄之面

々

之御役ヲモ被仰付不容易身柄ニ候故、 猶更士道不嗜

往々家柄之向養子ニモ罷成又ハ相

二男以下之儀ハ、

テ愚痴又盲ニ侯テハ不相済事候ニ付、 第一忠孝ニ基キ士道ヲ弁へ行跡律儀ニ 相嗜、 以来一 涯相! 且学問武 励

ニテ、 芸致出精、 少々学問心掛候得ハー己之偏見ニ致固滞、 往 々御用立候様可心掛候、 尤従古来之習俗 与党

此段 |モ屹ト心得違有之間敷候、

結だ

却テ御国政之妨罷成候者モ有之、

以之外之事候

太守様

寶鏡院樣御忌日且年頭(島津斉興母)

付

正月十八日、

五ッ前出宅福昌寺

召出

宰相様御前へ

駿河

被

御直 奉 承知、 誠ニ以難有御事候条、

家柄之面

屹 ኑ 御趣意相貫往々 御用立候様可心

諸

王

統深奉汲受、

涯学問武芸等致出精律儀

掛候、

此旨向々へ 相 ハ 勿論

正月

不洩

様可致通達候、

伯 耆

登

駿河

伊織

仴

宰相様御代参

御 惣霊様江御代拝

[服熨斗目 半袴

右之通相 勤 左候テ今日ヨ IJ ,明後廿日迄大信院様廿五(島津重豪)

年御回忌御法事ニ付、 相詰候テ八ツ前相済退席、

大目付主水殿家名方圖書殿ニテ候事!

帰り掛川 上龍衞殿江御役替之祝儀トシテ見廻候処、 居

佐屋敷隠宅ニテ候ヲモライ受作リ立有之候由ニテ、 宅 棟出 一来誠ニ窮屈共難申次第也、 尤右之家作ハ、 平

拾畳余モ有之家作ニ、屏風構ニテ立切仮リ栖居之事也、

暫時 'ニテ罷在帰候事'

旧臘廿九日江戸被差立候飛脚到着、 豐後

正月十九日、

殿并山田等之書状到来候事、

先日靜洞殿御沙汰被成置候御用 向 (三付而

今朝并八ツ後周防殿御付御小納戸鹿島郷十郎被参候、

八時都之城御三居芳樹院樣年礼(新納久仰繼室)

1

シテ御見廻被成、

暫

時 ニテ御帰リ被成候事

伊東新五左衞門ハ毎日程被参候、 梅北宗右衞門ハ旅行

> ∄ IJ 也

=

一テ中絶、

今 日

八ツ後

3 IJ

被参娱、

新

五左衞門

ハ 昼

正月廿日、 五ツ前 福昌寺

今日

太守様御代参

但

宰相様御代拝

御惣霊様江御代拝

着服熨斗目・半袴

大信院様御法事ニ付直ニ相詰候而、(島津重豪) 右之通相勤、 左候而今日迄

太守様御代拝モ兼

相勤候、 着服毎之通熨斗目 • 長袴也

御法事済御寄合

御名代島津又四郎殿ニ テ八ツ時分相済直ニ退席

用賴道島源五郎明 廿一 日江戸江出立之筈也、 依而為餞

別細上布一反・半切紙五折・唐扇子一箱肴トモ差遣

候事、

殿同刻ヨリ出席、

登殿ハ掛之故未明

3

リ出席之由、

宮

之城圖書殿モ拝見ニ御出被成候、

左候テ九ツ前

十二月

尤勤方玉里御方御納戸書役也、

正月廿一 Ħ 新五左衞門・宗右衞門共ニ早クヨ ij

被参

今日暮時分佐土原仮屋守宮里十兵衞佐土原之用向ニ付

急キ飛脚到着ニテ問台持参也、 米良要人一件内用申来

御帰館之筈也

候由也、

正月廿二日、 夕方次郎四郎加世田ヨリ主従無滞罷帰候

今日モ宗右衞門等被参候而写シ方也、

正月廿三日、

快晴、

今朝五ツ時ヨリ調練場へ出席、

尤

今日騎兵隊 宰相様御覗被遊候ニ付、 伊織殿・大目付主水殿・龍衞

宰相様中村御茶屋ョリ被為

入直ニ相始リ、 殊ニ天気ハ比日ニハ珍敷快晴、 八ツ過首尾能相済候、 暖気何寄成仕合ニテ、 落馬等モ無之、

又々中村江被為入、 左候而七時御供揃 ニテ

旁上都合ニ相済我々迄モ致大慶候、尤騎兵相済直

Ξ

苡

正月廿五日、 快晴、 暖気、 今日年内被仰付置候通

新納駿河殿

渡候御次第左之通り也、

宰相様御首途御名代相勤候、

宰相様就 右来月廿五日

御首途

御名代之節通可被取計旨、 御名代被仰付候条、 諸手当等之儀共都而 可 承向々江可 伯耆

申 上渡候、

右ニ付年内ヨリ追々被仰

来巳正月廿五日

御首途:付御内輪御次第御手当

於御休息所

御熨斗

御茶

御首途

御名代新納駿河殿江被仰付諏訪·祇園江巳刻被相勤候

右両社并安養院御規式等都而御直参之節之通被仰付、

御本丸ヨリ直ニ被相勤筈候ニ付、

御道筋立砂掃除方火

消備小路下知横目等御直参之節之通

御召船并御家老乗船一艘先例之通可相廻候!

両社宮床勤并安養院又ハ

御名代御召船ニヲヒテ御式向等御直参之節之通

御召船御先番表御小姓、

御直参之節之通、 都而之御式并御道筋御船御乗卸之場所

御参府御供被仰付候面々御供相勤ニ不及候, 右之通被仰付候条向々江可通達候、

十二月

伯耆

来ル廿五日

御名代ニテ

御入 大奥江

御熨斗 御茶

御吸物御掛盃

御三肴

御肴

御銚子

御名代相勤候御家老江御酒御取肴被下之、 御銚子御加

御休息所并大奥 御床御棚飾等先規之通奥御茶道受持、

御上リ物并被下物御膳番受持、

-112 -

候、

右之御門内江物頭両人罷出居候、

夫ヨリ御城下罷

以上

御船奉行江船中御規式等之儀内々御家老座書役ヲ以心

今日就

得ニ承候処、

左之通申出候、

御首途御乗船何様之格式ニ候哉申上候様承知仕、依之

申上候、

之節茂御船歌申上候先規ニ御座候、尤時化立御船廻方之節御祝儀之御船歌申上、書物蔵下御渡戸ヨリ御船揚御乗船之節ハ田之浦下御渡戸ヨリ御乗船ニ而、御出船

不相調節ハ、陸地

御帰ニ而前之濱於御船御講読御座候、此段御糺ニ付先

巳正月廿五日

例之成行申上候、

以上、

諸船頭

時分ヨリ御殿へ罷出居、四ツ打出シ直ニ御家老座上之前文之通御次第御手当等被仰渡置候ニ付、今朝五ッ半

ロヨリ相下リ、御名代ニ付御里通リヨリ矢来御門罷通

第之通相勤、夫ヨリ安養院へ差越、是亦御次第之通ニ通リ御廐角ヨリ乗輿、吉野橋ヨリ柳町通諏方社江御次

次第之通相勉、夫ヨリ田之浦下渡戸ヨリ乗船、御船奉テ、夫ヨリ戸柱橋・抱真橋・永安橋罷通リ祇園社江御

張居也、拙者乗付直ニ出船御次第之通船歌等有之、無行岩下新太夫安養院江罷出居、夫ヨリ右之渡戸涯江出次第之通相勉、夫ヨリ田之浦下渡戸ヨリ乗船、御船奉

滞上陸、夫ヨリ新橋罷通冷水筋競坂通リニテ玉里江罷程出物蔵下渡戸江着船之節モ御次第之通船歌ウタヒ無

御首途

Щ

御側役有馬舎人江相付

御吸物・御盃等頂戴被仰付筈候得共、別テ御取込ニテ御名代勤無滯相済候段御届申上候、然処御目見被仰付

御目見之節

۲

品頂戴仕候様被仰付、

左候テ

ウモ其儀不被為調候ニ付、

御次ニテ右之御規式御祝

御手自拝領被 仰付候

思召ニ候へトモ、

右ノ御都合ニ付

御手渡之筋ヲ以テ、 御三所物壱具赤銅七子地裏へク į

金松竹梅色絵細工永江休之丞尚清御取次ニテ拝領被

仰付候旨、 右二付休之丞迄御礼旁申上候折、 御沙汰之趣承知仕候、 誠ニ以難有頂戴仕 同 人ョ リ内 々被

申聞候ハ、右御三所物ハ当時之知識源左衞門兼置へ被

仰付、 此内御出来相成居候ヲ

此節

御手自之御見合ニテ被成下候間、深キ思召之由承知仕、

誠ニ以難有次第難尽筆紙儀ト奉存候ニ付、

候間末之方ニ仕込置候事、 **宜敷被申上給候様頼置候、**

御礼之儀訳テ本文ニ付御注文之由追而奉願候所被渡

左候テ御用等相仕廻八ッ半比退出イタシ候事!

帰宅涯新納彌太右衞門

• 新納四郎右衞門鳥渡見廻有之

折柄前文之通

付 折柄ニテ、幸之儀ニ付留置、 御名代勤モ首尾能相済、 誠ニ冥加之至ニテ家内中へモ成行申聞セ難有符候(ママ) 殊ニ御手自之拝領物等モ被仰 直ニ吸物取合盃共取替シ

家内中并用達等召出シ当座之心祝ヒイタシ候、

彌太右

今日宗右衞門·新五左衞門被参候事也 衞門 ∵・四郎右衞門等ハ暮前被帰候事、

今廿五日在番松崎親方聞役同道ニテ見廻有之候、 去夏琉球運送船於大島致破船、 外船ヨリ積登候砂糖他 右

ニ付テ也、 同積出等之儀願之趣有之候処、 且贈品左之通

願之通御免被仰付候儀

覚

十錦太碗

十

猶又休之永

紺地島細上布

二端

正月廿五日

島紬

端

御三所物 覚

壱具

但

当知識源左衞門兼置細工 赤銅七子裏哺金松竹梅色絵 直書茂持参也、

左候テ暮時分帰リ候事、

右亘

ヨリ半切紙七折・肴一折・酒一

右ハ御方御事兼而

宰相様御方掛被仰付候、 尤御精勤被有之候二付宰相様

別段之以

思召ヲ右御品於玉里

仰付、 御殿従 拙者致御取次候条、 御手許拝領被

為後証如件、

安政四年已正月廿五日

(A)

永江休之丞

正月廿六日、 四ツ時ヨリ玉里へ 罷出八ツ過退出候、

新納駿河殿

明後日

正月廿七日、 候、且又伯耆殿・登殿・ 四ツ時ヨリ玉里へ罷出八ツ過退出イタシ 伊織殿・若年寄矢五太夫殿

尤

大目付主水殿・ 織部殿 龍衞殿江明朝

御目見被仰付候、 御目見被仰付筈候得共、 御発駕前

拙者儀

ハ明日御先立勤モ有之候間明

御取込ニ付今日

淡路守殿御

七ツ後佐土原ノ新納亘先日ヨリ米良方混乱一件ニ付差

用向有之今日仮屋守同道ニテ参候、

御発駕ニ付御用筋有之候ニ付テ也

朝

樽差贈り有之候事

正月廿六日、 今日お悅喜入屋敷并哲五郎殿江祝儀トシ

テ見廻、夫ヨリ都之城へ緩々ニテ夜入四ツ前帰リ候事、

玉里今日御側役得能彦左衞門・有馬舎人・永江休之丞 此内段々難有被仰付候茂畢竟右面々取成ニ寄り候儀 御礼且出立前ニ付大鰹節 連 · 酒十盃 · + -錦太

碗十・藤縁盆三枚ツ、遣シ候也、

付、

書役伊集院直五郎・東郷八郎へモ玉里之御供ニテ致出 立候ニ付、 箱ツ、遣シ置候 紺地島細上布一反・絹芭蕉布壱反・唐扇子

御目見等茂可被仰付トノ御事ニテ、今日ハ無其儀候事、

左候テ五半比 御付添申上候位ニテ、 難有勤方ニテ候、

明日 今晚相認候事、 帰宅後伊集院直五郎・東郷八郎暇乞トシテ見廻候事、

御発駕御左右便ヨリ豐後殿・山田等へノ内用状 御機嫌能被遊

御発駕候、 去正月以来彼御方江相勤、

玉里へ罷出候、 同席并若年寄・大目付モ一同被罷出、

正月廿八日、

朝曇、

昼ヨリ快晴、

今朝六ッ打直ニ出宅

拙者儀ハ五ツ前 = 御目見被仰付、 左候テ

三役共御発駕之節ハ御庭内之筋ヲ以御本門外へ被罷出

五ッ過

御発駕之節

御出口御小座之御縁頰

御駕籠台涯纔二間之御戸ロニテ、

御輿涯へ御先立之場

ニテ前以ヨリ罷出居候、 右ハ至極

罷出居候迄ニテ、 御一人被罷出、 拙者御先立勤之場岸喜右衞門御簾番二 余ハ御小姓ナト御供立之面々両三人

御前近キ所ニテ御駕籠台三尺之御縁御敷居内へ周防殿

トモ段々難有被仰付候間、 今日

暫時之事ニテ候

御立後ノ御祝儀御側役寄リ勤名越彦太夫江三役一所ニ 御発駕、乍恐別テ御名残惜敷胸中難堪奉存候、 左候テ

申上候テ、御用筋急キ相仕廻三役一同ニ御殿へ罷出候、

其節四ッ半時打候節也、

今日月次并

御発駕之御祝儀席々謁ニテ有之、八ツ退出候、 夫ョ IJ

周防殿

御発駕候御祝儀申上置、 夫ヨリ靜洞

殿

罷 픥

先日御

御機嫌能被遊

出ニテ被仰聞置候勝山家御取立之御用筋申上置候テ罷 七ツ過帰宅候事

式

お悅・安之助事ハ諏方社神舞見物トシテ四ツ時分ヨリ

参リ夕方帰リ候事、

右之通相勤別勤也、

正月廿九日、 夜前大雨雷鳴、 朝ヨリ晴レ上リ候、

二月二日、八ツ後ヨリ三島方掛中山甚五兵衞

伊 地知

來正之丞参リ夜入四ツ時分四人共列立帰り也

八郎右衞門御用筋ニ付召呼候、

右ニ付岩山八郎太・市

迄月番相仕廻安心イタシ候、 今日定式之中急キハ差置

今日

来月三日被差立筈也

二月朔日、今朝新納太郎左衞門琉球ヨリ夜前飛脚船着 ニテ問合持参也、 致開封候処、 去年九月廿七日佛朗西(フランス)

船渡来、三人残シ置キ壱人列帰リ候由也

今日四ツ時浄光明寺江 貞嶽院様御忌日ニ付(島津忠久室)

太守様御代参

宰相樣御代拝

旧 御惣霊様江御代拝

着服々紗 · 小袖

五千両出シ、

左候テ御家老切封之御格護金改方等イタ

二月三日、今日霊社様御祭日ニ付、 田信濃頭相頼御祭イタシ候、 右ニ付八ツ後ヨリ 毎之通り社人有屋 新納彌

東鄕次郎右衞門・平田八郎太ナト被参候テ緩々也、 太右衞門・伊地知小十郎・新納四郎右衞門、 夕方ョ IJ

八ツ後田中源五左衞門参り、 候人数モ求摩之方ヨリ追々平和之取扱イタシ候旨、 米良ヨリ佐土原へ参リ居

佐

土原ヨリ之間合持参也

二月四日、 福崎助八・向井新兵衞 出勤、四ツ過ヨリ御宝蔵江下總殿列立差越、 ・名越彦太夫等出会、 御金壱万

シ、 八ツ過相済退出イタシ候事、

新五左衞門毎日程被参候テ写シ方也、

二月五日、 時分被帰候、 今晩三原善兵衞参ラレ候テ緩々咄イタシ四 左候テ先日ヨリ同人ノ咄承居候松方七

二見得候間、 則相求候約束イタシ預リ置候也、

極宜敷見得候、

代金三両弐歩ニテ直成モ当時ニハ下料

郎左衞門作之鉄砲五匁位、

在銘ニテ丁星有之出来モ至

佐土原へ米良ヨリ参リ居候要人一件、 今朝モ佐 土原 3

テ段々申談シイタシ、尤イマダ片付兼候趣也 掛合相達候由御直書ヲモ致拝見候ニ付、 今日御殿

二月六日、 口九十郎等モ被参候、 今朝新納亘参り候、 佐土原 件段々長談ニ 且田中源五左衞門 及候、 山 亘

明日出立帰リ之筈也、 源五左衞門等モ来ル八日・九

今日祇園洲台場ニテ試打有之候処、 日ヨリ出立差越候申談シ也 夜前ヨリ雨風ニテ

> 新納亘明日出立ニ付、 拙者共モ見分ニ出張之筈候処、 淡路守殿へ先日被下候御直書之 右次第二付無其儀候事

四発打候処漂的相損取止ニ相成候由、

天気宜敷候

也

御返答左之通申上候、

御座、 不存寄御懇書被成下難有拝見仕候、 每々御挨拶被仰聞候趣恐縮仕候、将又此節不図 珍重御儀奉存候、 然ハ先頃ヨリ出役被仰付候儀 愈以御堅勝 被為成

御用有之、 一付、 新納豆被差越被仰含置候趣細々承知仕候、

追々承知仕候、 其後求摩表ヨリ差越候松本取扱振共亘迄御掛合之趣 松本別テ心配ニ御座候半、 要人事茂乍 Ŧ

何分ニ茂一朝一夕之扱ニテハ致落着間敷茂当然ニ

旦在所相迦候程之儀ニ付テハ、

深キ訳合可有之候得

御座候哉、兎角及日数致理解候ハ、納得モ可有之、万々 茂相響何等故障を難計候間、 要人一己ニ募リ段々手数ニ相成事共候テハ、 源五左衞門等相含候通何 諸所

トソ穏便之御扱ニテ、 要人父子ヲ始尾八重一同モ落着

取扱何茂御尤至極奉存候、此末猶又御賢慮ヲ以テ宜敷 難有奉存候半、 罷成候様御沙汰被成下候ハ、、御憐愍之御計ニテ一涯 モ近々罷立出府仕、乍恐愚意モ可申上、 私共ニモ其筋奉願候、尤源五左衞門等 勿論是迄ノ御

如斯御座候、 御差図被成下度奉存候、 恐惶謹言、 先以御書之御礼旁申上度乍憚

島津淡路守様 二月六日

右之通相認亘へ遣シ置、 左候テ亘へ海鼠一籠・茶家三

参人々御中

ツ・焼物蓋物二ツ・氷砂糖・白砂糖入付為餞別差遣シ

木之氏家来共段々東鄉次郎左衞門へ致入門、 間、居相刀一本相調惣門弟中江遣侯ハ、可用立哉ト存、 預世話候

代料金五百疋次郎左衞門へ相渡、門弟中遣シ谷山へ相

頼打調候筈也、 依之銘彫下書左之通遣候事、

学者故是贈同門諸生 余邑臣就東先生多

安政||年巳二月波平行安作

新納駿河久仰

二月八日、今晩九半時分宮里十兵衞佐土原ヨリノ文箱 持参二付、 早速致面会開封之処、 佐土原之内大炊田濱

可有之候半相考候間、 此御方之大砲船山川之様廻船之筈ニ付、 其通申立置候事、 右之御船 ト云フ所へ異国船体ノ船見得候趣也、

同伴ニテ参候、右ニ付松島ヨリ太白砂糖一籠・焼酎砧

一二月九日、今朝松島親方内意事有之、

新納太郎左衞門

双贈リ有之候事、

今朝山口九十郎参リ、 付披見候処、 夜前之異国船体之船弥此御方大砲船之旨 佐土原ヨリ問合只今相届候趣

然共拙者案シ候

追飛脚ヲ以テ届也、

田中源五左衞門・上井甚七事今日佐土原へ差越ニ付用 向モ有之一刻見廻有之也

右ニ付田中へ相頼

白唐紙 海鼠

束 箱

二枚

拙者事、近日中打立坊津一乗院へ有之畠山家先祖橘隱 軒様へ御墓参御暇イタシ、且ハ浦々見分モイタシ度手 江数ノ子一籠七斤位ツ、差遣シ候事、 右之通淡路守殿へ致進上度差遣シ候、

当申談シ置キ候事、

坊津迄差越候付テハ、 彼方限リ受持之郡奉行ニ付、

万

事案内頼入置度申遣侯故被参候間細々談シ置候事、

二月十一日、八ツ後關山鬼散太被参候、

是ハ近々ヨリ

二月十三日、出勤、

四ツ後ヨリ二之丸御宝蔵へ下總殿

一二月十二日、坊津一乗院江墓参御暇願、 人樺山相馬江直出之節ヲ以テ用達茂右衞門ヲ以差出候 今日月番御用

「願之通御暇被下候、〔朱書〕 口上覚

二月

登

右之通同十四日同人江取次ヲ以被仰付候事、」

私事坊一乗院へ先祖墓所有之此涯墓参仕度御座候間: 日数十五日御暇被成下度奉願候、

且田中并ニ上井

之間見合差越申度奉存候、 此旨御申可被下候、 以上、

巴二月十二日

新納駿河

列立差越、彦太夫・助八・新兵衞其外御役々出会江戸 ョリ被仰越候趣有之、御格護金古新之シラベ方イタシ、

尤両替包披キ候而ハ以後之障ニモ相成候間二千両ツ、

入付箱之儘斤量例シ致シ候処、

一番二番ノ御金棚ハ都

左様御座候ハ、御用

上

寺家客殿上ノ間 組子ハケ様之向ニテ

二之間ノ境之上ニ

而草文字古金ニテ三番御金棚ヨリ新古交り相成居候、

三番棚ニハ古金七千両ニ相成居候、 七半時分相済御役

々退出候事

大口泉徳寺此節致造替候二付、 記様御代造替之趣書記有之候ヲ見出シ写ニテ遣シ、且 客殿上ノ間ト二ノ間ノ境ノ上組子之所ニ、天和三年外 先日古家致解方候処、

喜十郎ョリ書状相添差越候間致見分候処、左之通書記 幅四寸位厚壱寸余ノモノニ付、二ツ程見分之為伊地知

又縁頰之上打物掛被申場ニ書記有之候処ハ、壱尺余

有之候、

天和三癸亥暦二月十五日客殿新建之砌、此組子古ョ

リ在来再用之、 泉徳寺現住比丘惠海澄叟

之裏ニ、左之通リ書記シ有之、

又縁頰鴨居之上打物掛トカ申様之所、

双方柱付寄セ木

奉造立客殿

大檀越

新納外記忠鎭

現住比丘

惣大工

惠海圓澄代

宇都志摩

大工

鶴田助之丞

天和三癸亥曆二月十五日造畢

当時ニテハ至極珍敷物故旧宅之通リ用ヒ置候様申遺 記シアレハ、古ト云事忠凊様御代比ニモ可有之候哉 右之通リ天和三年亥春再造之節組子ハ古ヨリ在来ルト

手当則用頼等へ申達置候事

有之候也,

二月十四日、 夜前霰、 昼ヨリ晴ル、 今朝五時当春渡海

三島并沖永良部代官等四人近々出帆ニ付召呼、 嶋元取

扱振リ第一砂糖出来増候様勤方可有之旨細々申達置候

事

今日町便差立、此節承天丸日州沖ニテ柱廻り其外破損 之成行、且又昨日古金シラヘモ相済候旁ノ御届申上候 一付、 山田壯右衞門并豐後殿へ茂御内用書状相認差シ

出シ置候事、

八ツ後新納主稅殿・二階堂源太夫殿・山田平藏 拙者坊津辺へ打立ニ付御用向有之候也、尤市來ハ拙者 八郎太・市來正之進・畠山吉次郎等被参候、 明 日 岩山

召列候筈ニ候事

昨日差出置候拙者墓参御暇モ、

今日御用人同人取次

ヲ以願之通リ被仰付候事

此節旅行中御勝手方并玉里方・琉球方・ 趣都テ、 且又地頭所指宿并預り所髙岡ノ儀モ、下總殿 御内用方等之

賴置候事

明日ョリ差越候御届、御用人樺山相馬へ直申之筋ヲ以、

用達ヨリ申出置候事、

丁巳二月十五日、 ニ テ**、** 要具箱壱荷・皮籠夜具入壱ツ・合羽籠二荷・竹馬壱荷 人兼務一人・手鑓小者・乗馬中間一人・荷物両掛ハ荷 右衞門・御家老座書役市來正之丞召連、 用達・家来共方之荷物皮籠之片方ニ入付候テ、 晴天、 今朝五ツ過出宅、 家来三人并役 用達伊東茂

御暇ニテ付添也、

馬壱疋相済シ候位ナリ、

尤市來正之丞事モ此節ハ

湯治

Ξ IJ

伊東茂右衞門

御家老座書役 御家老座書役

寒老役人兼務 家老役人兼務

家来 橘木七郎太

志摩覺太郎

松坂市右衞門

中間 休助

用致間敷旨申達シ置キ、

尤昼休泊等ノ諸所モ都テ茶

今日ノ中途モ其通リニテ安

煙草盆外ハ無釈断置候間、

通行ニ付、

郷々産物共差出候儀ハ何程軽キ品タリ共受

利八

鑓持

小者 仙五郎

台輪致用意谷山町迄ハ行列跡ニ為釣候ヘトモ、

馬且ハ歩行可致含候へハ無用之筋ニ致吟味、

谷山

∄

始終乗 町

今晩領主ヨリ吸物壱ツ・硯蓋壱面・鉢壱ツ・丼弐ツニ

ショ 事也、

右衞門一所ニ寄合候、 テ焼酎并五ツ組之飯被差出候間、 前文通何モ無釈向断置候へ共、 鬼散太・正之丞・茂

喜入之儀ハ親類ノ事ニテ訳合相替候間不致辞退候、 左

候テ今晩ハ領主仮屋ニテ家作手広ニ有之、 正之丞・茂

右衞門モ仮屋内泊リ也、 モ有之候ニ付、 別宿ナリ、 關山ハ御用廻勤ニテ所役出入

郡奉行關山鬼散太下瀉受持ニ付前以ヨリ案内、

且手当

夫

向頼置候ニ付昨日ヨリ谷山迄旅行今日脇田迄出迎、

リ付通案内ノ筈ニテ是ヨリ諸事世話被致候事

へ小休谷山町ニテ昼飯平川江小休ニテ、喜入領主

宿々等モ面働薄キ方ニ可有之及吟味右之通リナリ、

リ差返シ候、

尤陸尺四人減シ候へハ、手前ハ勿論諸所

内々致相談、 此節之旅行宿料其外旅込料等之儀何モ前方郡奉行方へ 込払ニテ外ニ何モ不残置筋ニ相決シ、上中下ノ払左之 拙者始用達・書役・家来・下人之所モ旅

脇田

Ξ

通

中途所役々并先キ郷之役々共見廻并跡郷之役々共モ付

仮屋へ日入時分着イタシ候事、

中线百三十二文 上三百文

送り見廻等之儀ハ、当御役場ニ付相当ノ事ニ付キ其通 有之候様、然共此節ハ廻勤ナカラ自分墓参御暇ニテ

下线百线拾四文

右之通ニテ両度之賄并昼弁当迄相込少モ不及迷惑ト

ノ事ニ付、 其通イタシ候事、

荷馬壱疋一里ニ付賃銭百文ツ

右二行モ郡方吟味ノ上ニテ相究候事、 夫壱人壱里ニ付右同八拾文ツ、

二月十六日、晴天、今朝五ッ時分出立候ニ付、喜入役

々共へ挨拶トシテ金子百疋遣シ置候、

左候テ同所前

領主頼ニテ鹿府ヨリ砲術指南方安田喜藤太・海江田善 濱庄屋所へ小休、 夫ョリ今和泉瀨崎へ同断之所、 当分

付 迎挨拶有之候、 右衞門并差引方トシテ髙橋金五郎差越居候間、 不相当ニモ候様致辞退候へ共、 此節ハ自分墓参ニモ有之候へハ、右等見分事ナト 左候而家来中砲術致見分呉候様承候 折能今日拙者通行之 直二 出

> 宿地頭仮屋へ着、 馬共取寄セ置候付、 日鹿府ョリ被差越筈之由承候、 練イタシ居候間、 直ニ列合末々迄モ所ヨリ馳走之昼飯 褒詞イタン置直ニ罷立候、 關山・市來・伊東モ乗馬イタシ指 左候テ此所迄指宿 領主 モ今 3 ı)

仕廻、 月野木藤藏・中原七之丞山川迄掛ニテ所ヨ 頃ヨリ雷帽銃真手数指南方トシテ、 仮屋下之浜ニテ所中ノ調練致見分候、 伊地知七左衞門 リノ願ニ寄 是以テ先

リ差越居候間、 々共ヨリ申出右次第也、 当分山川・指宿共稽古最中ニ付指宿役 左候而伊地知・月野木等 六 近

日中引取候テハ何様可有之哉ノ旨承候ニ付、 拙 3 IJ

置候、 所之事故彼是用向共申付置大鐘時分罷立、 今五日ハ滯在ニテ礈石銃手数モ指南イタシ被呉候様頼 雷帽銃手数ハ最早立派ニ相調居候、 初之通皆乗 左候テ地 頭

馬ニテ急キ候処、 リニテ山川地頭仮屋へ一宿イタシ候事 山川大渡迄日入時分参着、 直二 船渡

金子二百疋差遣シ置キ候事、 指宿役々共ヨリ吸物 酒一通り五ツ組之飯差出候ニ付

領主仮屋ニテ致見分候処、近比弘マリノ真手本至極熟

儀幸之事候間、

是非見分イタシ呉候様強テ承候ニ付、

門并書役伊地知德四郎其外段々見廻有之候得共、定式一山川へ着之処当分旅勤詰合之三島方掛伊地知八郎右衞

見分呉候様、指南人中原七之丞ヨリ承候間可致辞退候前条之通当分砲術稽古最中ニ付、山川人数之稽古モ致

之事故名前略ス、

へ共、今和泉同様ノ儀ニ付明朝可致見分旨申シ達シ置

キ候事、

∄

リ開聞宮へ参詣瑞応院へ立寄茶一ツ給へ直

二罷

立

二月十七日、

夜前微雨、

昼晴天、

今朝五時分山

፲፲

郷士

之一備ニテ候、然共業合ハ至極相揃宜敷候、電帽銃・來列立弓場江差越致見分候、小郷之故人数ハ四拾八人

中砲術人数相揃候段中原七之丞ヨリ承候間、

關山

市

事

惣人数へ遣シ置候也、

礈石銃共手数イタシ候、

右様ニ付拙者ヨリ金子二百疋

ケ水へ差越龍山寺江小休夫ヨリ頴娃古川尻江差越台場ヨリ三島方会所・産物方会所等致見分、夫ヨリ同所兒右相済ヨリ山川津口番所後台場并大砲木屋致見分、夫

暫時罷在候間、其内当所名物之婦人歌望候処、亭主・並大砲木屋致見分、同所浦人所へ休ミ昼飯共仕廻候、

候事、

娘共ナト

五人程并居一

通り謡ヒ候、

至極珍敷

モノニテ

立候節相別レ候、左候テ拙者共へ川尻下代蔵致見分、夫山川ヨリ中原七之丞・伊地知徳四郎付送ニテ此昼休罷

郡村ノ内矢越之濱鉄砂取場・馬渡浦等罷通り、地頭仮

左候テ石垣浦江暮前参着、浦人喜右衞門所へ致一宿候屋へ立寄茶共緩々給候、頴娃町モ至テ困究之体ナリ、

木屋掛ノ体也、

今昼休候川尻浦モ三四年以前出火ニテ都テ致焼失当分

今晩夕飯一汁三菜大平引落シ相付差出候付、明朝ヨ

ŋ

暫ニテ銘々旅宿へ引取リニテ候事、今晩宵之間ハ關山・市來・伊東拙宿へ打寄候へト左様無之様淺右衞門ヲ以テ致下知置候事、

二月十八日、 晴天、 今朝五ツ時分打立石垣下代蔵并台

場大炮木屋・骨粕会所致見分、夫ヨリ知覧ノ様差越候、

中途頴娃ノ内花島山小休、 休ミ此所ニテ領主ヨリ吸物一 ツ取肴五種位ニテ五 ッ

夫ョリ知覧今塩屋領主仮屋

組ノ飯被差出、 後菓子粕平ニテ候、 イツレモ寄合暫時

候へトモ礼ノ儀ハイツレ帰府ノ上領主へ可申入トテ、

罷在候、其上領主ョリ雉子二羽被差送、カタ/~手厚事

同所骨粕会所致見分、夫ョリ鹿籠之様差越無ガ瀬小休、 役人共へ当座之挨拶ニ金子百疋遣シ置候、 左候テ罷立

候也、

夫ヨリ枕崎へ参着、 ツ過時分ニ付キ直ニ鰹船へ打乗リ立神見物ニ差越、 直二同所台場等致見分候、 然処七 日

ニテ、

襖ハ芭蕉布張リニテ金砂子地ニイタシ、

主ヨリ用頼堀善左衞門被差越置旅宿へ出迎ヒ則ヨリ差 入前帰リ同所浦人丸谷喜右衞門所へ致止宿候、 然処領

着涯金山奉行面髙眞七郎事、当分鹿籠金山へ詰居ニテ、 立神ハ高サ二十四五間有之ヨシ、奇妙成立岩ニテ候事、

明日拙者彼方へ見分イタシ候手当ニ付段々引合事有之

節

断置候事、

見廻ナリ、

左候テ明晩ハ金山へ滞在之儀承候へ

共其儀

今晩領主ョリ吸物二ツ・鉢差身二ツ・丼三ツ・

面・小丼九ツ位

・飯五ツ組ニテ結構之取仕立、

後菓子 硯蓋壱

寄リ致賞翫候事、 頼善左衞門相伴ニテ取持也、 模様入蒸菓子大形之五切ニテ、何篇念入タル会釈、 左候テ領主ヨリ鰹節三連差贈リ有之 關山・市來・ 用達等モ. 用

今晩之旅宿結構成事筆ニ尽シカタク、 座敷十帖ニタ間

京都景文筆片面ハ菊其外花尽シ應受筆ニテ、床掛物(☆片景文)

探幽筆之三幅対、 器物等ニ至迄分外ノ様相、 付床小掛物雪村筆、(周継雪村) 考候へハ嬉敷モ不存位之事 置物・ 床棚飾 IJ

也

右通ニ付座敷モ内証へ幾ツモアリ、

別テ手広之家

亭主丸谷并秋田某トテ当浦両人ノ内福者ニテ、 作ニ付今晩正之丞・茂右衞門等モ拙者宿 囲ニー宿也、 何ソノ

ハ御家老宿ニ見賦有之、二軒ノ内ニテ毎々之小役人

松竹梅 -126 様ニ差越候、

中途鹿籠之内棧敷塚小休、

夫ョリ坊へ

相別レ 坊

等旅宿ハ不致所ノ由也、 此丸谷事勇船艦船等数艘致所

持居候由也、

払ハ 此節之廻勤旅籠払ニテ別段宿料其外ノ挨拶ニ不及筋究 置候ヘトモ、喜入初此所ナト領主ヨリノ取持ニテ旅籠 断申出候付、 当所モ役々中へ金二百疋宿亭主へ金

也、 候ニ付、 入 廻り拝見イタシ候処、 参着ニ付、 左候テ此所へ罷在候内ヨリ 耳取峠ニ緩々休ミ諸方遠見イタシ、夕方一乗院迄 則ヨリ取繕方并井垣廻仕立方之考相発シ候事 直ニ橘隱軒様御墓へ内参詣イタシ、 存外小振ニテ心済不致儀 細雨降出候間、 御石塔 に有之 夫 3 IJ

止宿候事、

坊津湊浦へ差急キ日入時分参着、

浦人伊右衞門所へ致

今日金山見分、 鋪数等左之通、

金山境へ役々出迎夫ヨリ案内

二月十九日、

朝曇、

昼晴、

夕方細雨、

今朝未明打立金

百疋遣シ置候事、

山見分トシテ差越候、

金山境迄面髙眞七郎并見聞役福

上圍鏈 金見山

嶋半助・書役永井半之丞・鎌田岩次郎其外下役出迎

۲

水口 圍子鏈 鎺

役所并御蔵

夫ヨリ又々

抱渕水抜

右相済昼休、

關市郎所へ

御役々出会緩々罷在也、

— 127 —

拾石鏈

山内又々山内鋪々并砕場・吹床等ハ勿論、夫ヨリ矢 禮(何 ヵ) しょ

羂

山・市來・伊東寄合候テ緩々ニテ罷立、

出

吸物・銚子等段々飯迄差出至極

ノ取持有之、

り模寄見分イタシ、(量)

關市郎所へ立寄此所ニテ面高始役

案内ニテ山内致見分、

役所へ休ミ茶共給へ、夫ヨ

谷并後木場之鋪致見分、 此所ニテ眞七郎等

炭焼鏈 虎宇都 龍水堀割 龍水錘堀割 後木場鏈 右カターへ モアリ關所ハ隙取候ニ付今朝ハ未明出立、 掛主 Ш 主 稅所龍右衞門 佐藤權左衞門

金山

ハ五ツ時分入込候ヘトモ同所罷立候ハ八ツ過時

分ニ相成リ候事、

後木場鏈

矢櫃谷水抜

六石鏈 山城鏈

金山之儀ハ鹿府ニテ福崎助八等へ致談合置候訳モ有之 外ニ彦七谷鎚・諸左衞門鎚之儀ハ遠見イタシ候事、

眞七郎始間歩見廻等迄モ夫々金子被下方関所へ休之節

市來正之丞ヲ以相渡候事、

之事也、

出迎ヒ居、

去ル十五日ヨリ出金珍敷多ク相成、 ハ稼人共モ至極喜ヒ立居候段モ細々眞七郎ヨリ承候ニ 当分右ノ鋪ニ四ツ

金見山鏈 遣シ置候、 右場所 付、

猶又出精相稼候様ニト

テ別段祝ヒニ金百疋ツ、差

上圍子舖 山主 山主 猪之谷猪右衞門 **吉永左吉**

=

何レ

モ引取相成、

八郎兵衞ハ拙者旅宿へ泊リ關山其

橘隱軒様御墓見締義矩君ヨリ御頼被置候亡伊瀨知仙

太

夫

候由坊津境迄出迎、且鹿府ヨリ地方検者勤ノ田中八郎 子之直之進、 当分郷士年寄役ニテ当年五十二歳カ

兵衞事モ、 当分久志へ詰居候事ニテ、 是モ直之進列立

兵衞并直之進或亭主ナトモ召出シ、 作モ宜敷鰹釣船モ二艘程致所持居候由、

へ滞在 橘隱軒様御仏事共イタシ候手当一乗院へ申入置、 遅方

論打寄り色々ノ咄ニテ賑ヤカ成事ニテ、 左候テ坊津旅宿ハ伊右衞門ト云浦人ニテ、 則ヨリ案内ニテ彼是都合能賑々敷相成仕合 關山・市來等ハ勿 明 今晩右ノ八郎 一日ハ当所

成居候、

御厨子共痛損無之打敷ヲモ一片御寄進有之候

外各別宿也'

二月廿日、 リ晴上リ侯、 快晴、 今日四ツ時分ヨリ關山初列立当所地頭仮 西風、 昨夕ノ雨夜入小降相成、 暁ョ

屋并台場大砲木屋・籾御囲蔵・津口番所等へ差越細 々

リ頼置候通出家共出合執行イタシ拝礼等相仕廻、 夫ョリ一乗院へ参リ橘隱軒様御仏事、 昨 御霊 日ヨ

膳下之場飯列合并供廻迄モ差出有之、イツレモ緩

冷相

仕廻、左候テ寺ノ宝物共見物イタシ、夫ヨ

橘隱軒様御墓参イタシ、当分之御石塔ニテハ御法名等 モ最早霜崩イタシ居候ニ付、 建替之吟味迄モイタシ隙

取候、 夫ヨリ帰リ掛湊模寄諸所見物イタシ暮前旅宿

罷帰り候事

今日一乗院江ハ大官香二把・金子三百疋致進納候事、 橘隱軒様御位牌ハ十年余以前淨貞君御世話ニテ取繕相

> 御石塔建替方之儀ハ麁絵図迄モ仕立伊瀨知直之進江細 々頼込置、 代料トシテ金三両茂右衞門ヲ以相渡置、

石

今晩モ關山初何レモ打寄リ咄イタシ八郎兵衞ハ矢張リ ハ久志江出候、 青目堅石ニテ調候手当也、

二月廿一日、 泊り居候、 外ハ各ノ宿ニ帰リ候事、 昨夕之模様ニテ ハ雨ニ見得候へ

案外ノ天気相成幸之事ナリ、 依テ今早朝海上静ニ有之

共

今朝

秋ノ目トイフ洞迄モ致見物候而引返シ、 宿へ帰り候、 候間鰹釣船ニ打乗、港内名所奇巌入江ナトヨリ御崎ノ 此湊内ヨリ御崎迄巌石ナトノ景気ハ実画 五ツ過時分旅

四ツ時分仕廻方イタシ關山初何レモ列立秋目之様差越

多シナト、承候ハ無相違次第ニ候也:

工モ難及所ニテ、

段々見物ニ参候画者モ筆ヲ捨タル

仮屋見分イタシ、浦人貞右衞門所へ昼休ミニテ弁当共 蔵致見分久志ノ内へ入込、 中途泊浦弁差助右衞門所へ小休、(指) 久志台場并大砲木屋 夫ョ IJ 同所中取 地頭

候

事

仕廻罷立、 秋目ノ内へ入、峠へ休ミ夫ヨリ同郷へ七半

時分参着、

台場并大砲等致見分、

浦内并九玉大明神

正法寺其外模寄見分イタシ日入時分浦人江(浦人名前)

所へ止宿イタシ候事、

田中八郎兵衞事、 今日モ付添当郷へ差越、 今晩モ宵ノ

間 ハ關山・市來・伊東等打寄り田中ハ泊リニテ候事、

中間休助事、 出立ヨリ暇差出シ馬ニ乗セ当所へ差越サセ候、 坊津迄ハ致供候ヘトモ難儀之体ニ見得候間、 十八日知覧休ノ比ヨリ足痛差起リ、 今朝坊津 今両日 押々

ハ

ニテ不差越候ハ、歩行難相調体ニ見得居リ候事、

ニテ候、

尤宵ノ間ハ鷵山其外モ暫ク打寄リ致咄候事!

二月廿二日、 夜前モ雨模様相成リ今朝雨天ト存居候処

目峠ニ 之市兵衞所へ小休、 時分ヨリ為勝快晴ニ相成幸ノ事也、 先ツ降出無之、乍去今朝ハ至極落サカリ居候、 小休ミ、 夫ヨリ加世田ノ内へ入込大浦村有木門 夫ョリ大浦御蔵致見分、 今朝五時分打立秋 夫ヨリ秋 然処昼

目赤生木村峠へ小休、夫ヨリ小浦へ下リ込小浦中取蔵

田 キノ

へ着船、 曾右衞門所へ昼休ニテ飯共仕廻、 致見分候、是レハ庄屋所ノ内ニ有之候、 直ニ台場並大砲等致見分候、 同所 此所へ肝要成所 Ħ 夫ヨリ小浦之 リ致乗船片浦

ニ付大砲モ六ホンド以上五丁程差廻相成居候、 夫ョ IJ

原源五所へ致止宿候事 候干粕製法等致見分候テ、 浦中并津口番所等見分イタシ、 当補居住野間権現之社家宮 且近頃ヨリ御取立相成

候事、 今日中天気宜敷候処、 田中八郎兵衞今日モ付添参り、 暮前ヨリ落下リ風並 今晩モ拙者旅宿 雨模様相成

二月廿三日、 滞在モ如何ト存シ候、一同仕廻方イタシ六ツ過打立候、 今暁ヨリ雨、 東風茂強シ、 然トモ当所へ

尤今日ハ加世田大崎へ一宿ノ手当イタシ置候へ共心急 布施迄可差越旨申遣シ置キ候ニ付、今朝右之通早立 事モ有之、昨夕方及吟味大崎ニ而ハ道法近ク候間

へ泊リ

新川

口番所手前

ノ鰯網

· 干粕製法所·骨粕御買円所

崎浦十次郎所へ昼休ニテー同弁当共仕廻、

. 内帆木メン織方之所致見分、夫ヨリ

気 付添参リ其所ニテ別レ、 峠ニ小休、 ノ Ħ イタシ候、 同喜悦イタシ、 所 リ小浦迄乗船、 追々快晴ニ相成候、 ヨリ干潟致通行、 此所ヨリ合羽共抜取候様中途ヨリ雨止 其時分ハ相応ノ吹降リニテ候、 乍去西風相応吹立セハシキ事候、 夫ヨリ陸地差越小浦ノ峠打越下リ 越路村之内ヨリ 彼ハ秋目ノ様差越候事、 田中八郎兵衞事越路之手前迄 登り上リ越路之 然トモ 片浦 天

着涯金龍山并成就寺等見廻有之、

且ッ又伊作へ

詰居

止宿イタシ候事、

粕自分製法所致見分候テ、

吹上之廣原罷通

リ

髙

橋御

蔵

夫ヨリ田布施麓之医師遠矢喜碩所へ日入前

拙者廻勤ニ付休泊手当旁トシテ郡方書役梅北宗右衞門 イ 左候テ宗右衞門越路ノ内迄参リ迎ヒ有之、 事、以前 タシ夫ヨリ小松原下代・出物両蔵致見分、 々敷相成候、 リ關山計ヲ以テ差廻シ郷々へ手当イタシ置、 左候テ拙者共一同小湊村ノ内へ小休 則ヨリ打列 夫ョリ大

> 關山 招酒肴等賞味イタシ、 之候ニ付今晩相披キ、 地方検者椎原助七モ見廻被申候事 鬼散太ヨ リ旅中為尋今日生鰤壱尾 四ツ過時分何レモ帰り也 何レモ打寄り前文椎原迄テモ 酒 樽 送り 有

田布施内へ入込 夫ヨリ同浦 二月廿四日、 分、 候所、 川邊ノ内へ入り込、田邊同村ノ内百姓家へ休ミ、夫 共給候、 旅宿近所ニテ郷士共示現流致稽古候間不図差入致見分 夫ヨリ阿多地頭仮屋前罷通候間立寄リ見分且 児二才十人位也、 左候テ宮村ノ内花瀬 快晴、 今朝霜見得候、 一通リ致見分地頭仮屋モ致見 川ト云滑リ 六ッ半時分打立、 Ш 筋 罷 一八茶 3 通 IJ

川邊

|麓へ入リ込ミ玉泉院へ参詣住持量梵ト

致面

花岳道春庵主ノ御石塔相尋候へ共、(新納権へ)

御石塔 云僧ニ

八勿

숙

御牌前 論御位牌等モ無之由承リ候、 拝礼イタシ御石塔へ 左候テ モ致参詣、 玉泉様并1 寺内卵塔中見 (日新公

廻り候

地 花岳様之御石塔等敷モノハー |頭仮屋へ昼時分致着昼飯共仕廻候事、 切手掛リ無之候、 夫ョ IJ

ヲ 候 シ 玉泉寺 去ル事午未ノ方七合位也、 量梵并所役々召列宮村へ参リシ ヺ 明応年間ニカ当所ニ引直セシト ハ往古長興寺トイヒ宮村ノ内松崎 其由 ヲ 問 ヒシニ弥其通ナリト 左候テ寺ノ旧地ハ松崎 =, 答へ 以前 当玉泉寺ヨリ道 ト云所 シ ヨリ及承居 7 ニアリ 前

帰宿

出

堯公禅定門ト彫刻アリ、 ノ方一基ハ欠損シテ法名等シレス**、** 誰人ノ墓ナル 左ノ方壱基ハ舜翁 事モ不知、 次右

衞門花香ヲ手向掃除スル

トイヘリ、

細

=

糺

スト雖祖

今日玉泉寺へ金子百疋致進納候

体

モノモ出スト 云伝ナト

左レハ全ク由ル 又土中抔ョ

所ナシ、

今ハ百

∄

モ

ナク、 į,

> ŋ 葬

> 器杯

用

۲

タ

n 先 門ノ園

[屋敷トイヒ百姓地トナリ名頭次右衞門ト云者居

此者ノ屋敷内ニ多宝塔形ノ石塔二基アリ、

右

住

ーセリ、

衞門 姓屋敷ト ヒ伝ヘシ由ナリ、 中ニ大松壱本突出シ 畠地 ĥ ハ 加世田郷士宮原源五百 ١ ハ全ク似寄り ナリ重畳 ナリテ民家群集セリ、 ーセリ、 此等ノ次第ニョリ花岳君石塔等敷 候事 ĪH 地 村山引廻シ雑木森々トシ モ見得サリ ノ標的ト 也 其辺地形ヲ見 ナ 此辺ヲ寺家ノ跡ト云 、シ也、 ν 'n 右之通緩 右名頭次右 ル = テ其 只今

見分イタシ七ツ過比仮屋 へ帰宿セリ、

々所役々共ヨリ当所二才共之武芸致見分呉侯

ナ

一候間仮屋ニテ見分イタシ候、 立三ツ的壱立射候処、 西郷藤七ト云者二ツ矢イタ 弓ハ十人位出候テ五寸

和 候間弦共褒美ニ遣シ置候、 田方示現流并鏡智流鎗術ニテ候間暮前相済候事、 左候テ加藤家天真流剣術并

今晩關山初メ列レ合ヒ并ニ タシ候事、 所役々共モ召出シ暫時咄

1

所役々共墓所糺方致世話候間、金子二百疋遣シ置候事、

江戸先月廿九日被差立候中急キ今朝到着之由ニテ、

豐

二月廿五日、 伊東新五左衞門事留守中モ毎々被参写シ方之由ニテ今 北 日 迄参リ夫々帰り也, ニテ致安心候、 時分罷立乗馬ニテイソキ日入前宿元へ帰着、 太・瑞策ナト迎ヒトシテ参リ居候間、 元ヨリ次郎四郎・お悅・安之介且又用頼仲之丞・太郎 リ堂ノ尾坂之上ニ出暫時休ミ、 在セシ珍敷場所ニテ候間細々見物イタシ夫ヨリ宝福寺 四年丙申三月十三日平景則トアリ、 之哉ト申伝、 モ 差越緩々休ミ昼飯等之馳走ニ逢ヒ、 参リ居被申候事 伊東等何レ 清水村ノ内岩屋ト云所古昔平家ノ落人栖居為有 是枝助次郎ト云者所へ昼休イタシ、 朝 絶壁ニ五輪塔ナト段々彫付、 關 モ打寄リ弁当相披キ緩々イタシ、 雨追々止、 Щ 中途ヨリ別レ市來・伊東ハ拙宅 昼ヨリ晴天、 夫ョリ谷山町迄八ツ時 其外実名等段々現 關山初市來 夫ヨリ 今朝六ツ過比 中ニハ 此所へ宿 主従無事 山道罷通 永仁 大鐘 梅

二月廿六日、御暇日数来ル廿九日迄ニテイマタ残リ居後殿山田壯右衞門等ノ御内用状相届居候事、

今朝八ツ後夕方等段々見廻衆有之候へトモ繁雑ニ付略リ候間今日ハ休ミ、出勤モ不致候事、

先年新納宗右衞門持高買入置、近頃高直ノ願申出置今日モ新五左衞門八ツ後ヨリ被参候事、ス、

候間奥書左之通写シ置候事、処、去ル十七日名寄被相渡候由、罷帰リ右ノ段承リ届

合高三十九石八斗四升五合壱夕

御用人肝付左門任証文令支配候間取納可有之者也、へ永代売渡候旨安政四巳年二月四日御家老衆任御差図右知行高新納宗右衞門致領知来候処、此節新納駿河殿

安政四年丁巳

二月十七日

島津隼人印

伊勢雅樂

新納主稅

二月廿九日、今日飛脚差シ立候ニ付豐後殿山田壯右衞

本田六左衞門

林仲之丞受取候由也、

江戸去ル十一日仕出之急キ飛脚到着候テ、西向御屋敷 御長屋焼失之由申来候、乍去御差扣等ニ不被及候段申 右例之通用頼御用ニテ被相渡、

来候事、

越候事、

門へ御内用状差越候、

其外岩下・東郷等へモ書状共差

料并音信トシテ差シ遺シ候事、

今日便岩下佐次右衞門へ金三両・芭蕉布八反・太刀拵

追水善左衞門へモ長持簞笥下シ用トシテ金四両差遣候

二月廿七日、 今日出勤、 月番御用人倉山作太夫ヲ以、

今暁罷帰リ残リ日数差上御礼御届申上候段申出置、左

二月晦日、

五ツ時南泉院江

文恭院様御忌日ニ付(徳川家斉)

砲術館へ御家老座稽古式日ニ付出席、 候テ月番登殿へ直ニモ御礼旁申出置八ツ退出、 七ツ後帰宅イタ 夫ョリ

シ候事

今日モ新五左衞門八ツ後ヨリ被参候事、

但

宰相様御代参

太守様

右之通相勤別勤也、

着服熨斗目・半袴

四ッ後出宅、 中村御茶屋へ御作次旁之儀有之、見分ト

シ

テ福崎助八申談差越、

書役岩山八郎太·市來正之丞

事

二月廿八日、

出勤、

焼失ニテ候ヘトモ、

御差扣等ニ不被及段々恐悦申上候 八ツ退出、今日江戸西向キ御長屋 子

ノ御娘子村橋數馬殿・お逸さま・川上林助・肥後太

タシ、

四郎太事ハ至極正道精勤イタシ当年五十六歳、

廻り細々拝見、且御次ノ座御作リ次等之場所致見分、等召列候、御茶屋へハ岸喜右衞門始御役々出会御茶屋

御座末ニテスシ被下候間致頂戴、夫ヨリ何レモ列立同廻リ細々拝見、且御次ノ座御作リ次等之場所致見分、

築右衞門・山口彥七等始御役々案内ニテ候、左候テ七シ御囲内御製薬方へ差越細々致見聞候、彼ノ方ハ窪田

同断ニテ、二階堂八太夫門前ニテ拙者相別レ、夫レヨ

ツ過比引取夫ヨリ浜手へ出模寄致見分、

リ乗馬イタシ日入時分致帰宅候事、

ニモ被参候テ四ツ過一所ニ被帰候事、右壯右衞門ハ黒致下着候トテ被参、緩々之処暮過キョリ伊地知小十郎帰宅後無程重久壯右衞門先日江戸ヨリ中急キ飛脚ニテ

三月朔日、出勤、八ツ退出、夫ヨリ興国寺へ御墓参イ

之柄糸大小送り有之候也

一夕方又々滑川へ参候、今晩へ加治木ヨリ文淸院殿并種タシ、帰リ掛滑川へ立寄リ七ツ過キ帰宅、

郎八ナト御招ニテ拙者モ久々文淸院殿御目ニモ不掛候

右之通ニテ九ツ過御帰リ被成拙者モ直ニ

罷帰

候事、

付

一穂北紙

佐土原ヨリ左之通被下候

一箱三東入

一椎茸

荒田塩浜迄モ

一箱壱斗位入

文箱

二ッ

右ハ改革方ニ付兼テ御世話イタシ候御挨拶也、

立参リ、郡奉行小倉四郎太事三日病気ノ処急症ニテ内三月二日、今朝伊集院周八・磯永孫四郎・新納龍雲列

周八へ同役孫四郎、龍雲へ親類ニテ歎願承候ニ付、出式茂不相調候付、御教筋之取計ヒハ相叶間敷哉ノ旨、実ハ夜前養生不相叶、然処所帯方極々難渋之事ニテ葬

郡方悪、枦代金之内三拾両御内々被成下候筋、取扱イ勤ノ上可致吟味旨申達置候、左候テ出勤ノ上及吟味、

「願之通御暇被下候、〔朱書〕

三月

テ名前略ス、

三月三日、今日祝儀、

客人段々有之候ヘトモ多人数ニ

萬太郎事イマダ宮参不相調候間今日宮参リ、 且お悅雛

ノ居納メ祝ヒモ相混シ度申談、今日おせひとの召**列萬**

萬太郎へ被下候、 参一刻ニテ帰り也、 太郎窪田諏方へ初而宮参リイタシ、 作ハ薩州住平良眞ニテ縁頭鍔真鍮ニ 然処御祖父式部殿ョリ短刀拵 夫ヨリ武 ノ橋へ被 腰

八ツ後ヨリ、 テ若松毛彫也、 川上式部殿御夫婦并源十郎殿奧并式部殿 **鞘**黒ヌリ小刀迄テモ相添候事、

納伊十郎殿・同四郎右衞門・同彌太右衞門・同次郎九 御末女島津右膳殿およしとの・伊集院周右衞門殿 新

々迄相招心祝ヒイタシ候事、

郎・志岐藤兵衞・東郷一介其外用頼等、

度モ自分ニテ差越候手当ニテ、左之通御暇等願出候事、

明後五日比ヨリ西目筋廻動トシテ打立之筈候、

然共此

下總

右之通翌四日同人取次ヲ以被仰付候事、

(朱書ハ原本ニハ本文ノ行間ニ記入アリ)

私事長々腹之痛有之段々尽手養生仕候得共今以寸切ト

全快不仕、 此涯湯治可致相応旨療医ヨリ承申候間、 出

用事之儀有之差越申度御座候間、 、御用之間見合差越申度奉存候、 水ノ内大河内温泉へ三廻御暇被成下度奉願候、 引続日数七日御暇被 且大口之内持切在へ 左候ハ

巳三月三日 新納駿河

右之通月番御用人髙橋縫殿へ直出之筋ヲ以テ用達ヲ以

成下度奉願候、此旨御申可被下候、以上、

差出候事、

兼テ出入之面

今日松嶋親方ヨリ蒸羹二箱節句ニ付贈リ有之候事、

三月四日、 出勤、 八ツ退出、 明日ヨリ西目筋へ差越之

夫ョリ同人案内ニテ淸藤御蔵手前往還筋左

此節召列レ候書役始シメ其外人数左之通

筈ニ付、 今日御用 人髙橋縫殿へ明日ヨリ差越候届直申

出之筋ヲ以用達ヨリ申出申候事′

御暇中御内用方并御勝手方其外何茂下總殿へ且地頭所

八ッ後市來正之丞・染川喜八郎見廻候、 指宿并預所髙岡 ノ儀モ同人へ相頼置候事 右両人此節召

藤御蔵致見分候、

此所ノ御蔵ハ去年当所田中郷之伊八

列候筈ニ付右之通也、 其外岩山八郎太初段々御用談旁

委細略ス、

紫金錠三丁・平安散三壺差送り有之候、 明日ヨリ旅行ニ付松嶋親方ヨリ重壱組甘物入付箱共、 リ干肴一折・蠟燭五十丁贈リ被下候事! 且又垂水屋敷

> 元宇助ト申他所者之差図ニテ造立ノ水車也、 比取立ニ付、 リ手石谷ノ内 立寄見物イタシ、 `` 町田監物自分計水車 是ハ島津石見殿抱 • 油澄木屋去秋 夫ョリ

ブ山 淸

之候ニ付、 ト申者、自分ニ土蔵之軒并日記所致造替差上候儀ニ 右之伊八召出シ挨拶共イタシ置罷立、 夫ョ

衞門等詰合候事ニテ見廻ナリ、 共相仕廻候、 リ五本松御野立場へ小休、夫ヨリ苗代川客屋へ着昼飯 此所へ田尻新阿弥・長崎鐵庵・藤野休右 夫ョリ焼物所定式方并

來ノ内崎野村台場見分イタシ候、 モ相成間敷場所ナリ、 砲門四ツニテ候ヘトモ当分大砲 此所ハ差テ御手当ニ

弐挺程参り居候、夫ョリ湊清藤之中取蔵致見分候処、

御内用方共ニ致見分、

夫ョリ御仮屋致見分、

夫ヨリ市

湊町之凊兵衞ト云フ者ノ所へ致一宿候事! 蔵ヨリモ却テ大粧之事ナリ、 土蔵二棟・常平倉板蔵 一棟并日記所等有之、 右旁見分イタシ日入時分 淸藤ノ本

三月五日、 郎出迎ヒ、 見分直ニ差越候処、 今朝五ツ過出宅、 子・磯永孫四郎・田代太郎太等被参候テ世話被致候事 小野ョリ石坂罷登リ横井へ小休、 晴天北東風ニテ寒シ、 柿本寺通リヨリ 伊集院境目迄受持郡奉行河野仲次 今朝用頼林仲之丞父 新上橋川原筋玉江 御仮屋等致

黑岩傳太郎 旅役人兼

今晚河野仲次郎始正之丞・喜八郎等宵之間打寄り致咄

今晚旅宿之亭主

山 口嘉兵衞

鮫島伊右衞門

市來龜太郎

小者

太兵衞

中間 仙五郎

荷才領 **基**太郎

串木野境土橋相損居近

一 市來正之丞

右同

染川喜八郎

用達

伊東茂右衞門

旅籠払并人馬賃銭荷物数等何茂近比下瀉廻勤之節通手

当イタシ候事

仁太郎

鑓物

候者ナリ、 妻ハ伊作町ノ女淸ト申者ニテ、 盛徳君御病中ヨリ御逝去後迄相勤居候正道成者、 左候テ何レモ銘々旅宿へ帰り也、 且又当時ノ女房ト申先年 去々年拙宅へ致奉公居

シ候事也

姥ト成候へト

モ達者ニ付見廻候間、

久々振面会イタ

三月六日、晴、 立町中見物イタシ、 昼ヨリ曇、夕方雨、今朝六ッ半時分打 御仮屋并川口番所辺諸所致見分、

御通行ニ付テハ、不掛替候テ不叶次第ニ付、夫等ノ致 ·串木野御蔵等

下知、 致見分イタシ本町之片端宮ノ原良右衞門所へ小休、夫(命2) 夫ヨリ嶋平通リニテ干粕製法所

イタシ候、 此ハツチカ谷ト云フハ峠ニテ谷ニテハ無之 ヨリ川船渡リイタシ羽島へ差越、

ハツチカ谷へ小休ミ

夫ヨリ羽島浦へ参リ着台場等致見分、同所浦人作

— 138 —

当所壱番内福者ニテ候由、

質屋・焼酎屋等始其外ノ品

致売買者之由也、

降リ出シ、野中別テ風雨ト成難儀イタシ罷通リ候、土之候ヲ致見分、夫ヨリ土川通リ寄田野越登リ立ヨリ雨左衞門所へ昼休イタシ夫ヨリ同所中取蔵庄屋所内へ有

リ引返シ、夫ヨリ半之進案内ニテ土川村へ小休ノ処、川村へ受持郡奉行福島半之進出迎河野仲次郎ハ此所ヨー

竹之内淸兵衞所へ大鐘時分参着イタシ候事、人見崎之内大砲蔵見分イタシ、御船手近所ノ御船手付以候、此時分至極風雨ニテ厳敷難儀イタシ候、左候テ出迎有之、夫ヨリ何レモ列立久見崎村へ入込浜辺罷通出迎有之の

之訳合相替候事也、尤亭主淸兵衞ハ四拾歳位之者ニテ々等之会釈断置候へ共、当所之儀ハ半次郎ヨリ承趣有ツレモ寄リ合候、尤此節モ下瀉廻動之通宿亭主始所役共相応取立馳走有之、正之丞・喜八郎・茂右衞門等イ共相応取立馳走有之、正之丞・喜八郎・茂右衞門等イ共相応取立馳走有之、正之丞・喜八郎・茂右衞門等イ

四ツ前比ヨリ打立三月七日、曇風、今日久見崎滞在ニテ諸事致見分筈也、

右同 仙台丸 十三反帆

右同 伝馬船等三四艘

右三行御船江湖ニ有之拝見イタシ候事、

船奉行居役所并ニ日勤座并ニ御船手諸蔵々数拾ケ所致右之通致見分、夫ヨリ御船手内細工所諸事致見分、御

見分候所、

八ツ時分相成候間一刻旅宿へ帰り昼飯共仕

返シ平島之内中取蔵并同所之内石灰焼所致見分候、此夫所へ小休、夫ヨリ同郷草道村溜池御普請場致見分、引廻、又々打立乗船イタシ水引之内平島へ渡り福山淸太

石灰ハ平佐白和町之慶田嘉右衞門製法支配人ニテ、

嘉

テ候、此所へ関船五艘并琉人立方王子乗船其外取合十船間嶋へ渡り、御船江湖致拝見候、為勝御船格護所ニ右衞門ヨリ細々手続等申出候、左候テ又々乗船イタシ

三四反帆五艘並御玄喚船一艘并右ニ相付伝間船等モ段

-- 139 --

々有之、 渡り、 津口番所並大砲木屋等致見分所中モ見物イタ 数艘ニテ目覚敷所也、 夫ヨリ又々乗船京泊 IJ

シ、又々船間嶋へ渡り浦中見物イタシ夜入過旅宿へ帰 候也

IJ

今日御船住吉丸等見分之節、 ョリ之御用封紙張り箱等相達候ニ付致開封候処、 鹿府ヨリ宿次ニテ早川務 江戸

如不及斎叢書

田氏へ差向度早川氏へ差廻シ頼置候書状共相認、 入頂戴イタシ候事也、 四冊御内々被成下候趣申越候添書也、 正月廿九日付之山田壯右衞門添書ニテ、 右ニ付今晚則御請書等相調、 別テ難有次第恐 今晚 Ш

今晩モ半次郎始何レモ打寄り暫時咄共イタシ候事也、

御船奉行方へ御用便ヲ以差廻シ方頼置候事

三月八日、 夜前 ヨリ ায় 今 ,日中雨或ハ晴ルトイタ シ

今朝五ツ前比雨天ナカラ打立直ニ乗船イタシ、 夕方ニ西風ニ成候事 髙江新

見候、

此文書ハ近比鹿府

田之岸岐屛風折之所共細々見聞イタシ居候処、

雨風強

小降リニ相成候間夫ヨリ新田中遠見イタシ岸岐付罷通 , 相成難儀ニ付模寄之百姓家ニ押掛立寄リ見合候処、

ŋ

リ髙江御蔵致見聞、 引続キノ大溝筋先年岩永三五郎頭

也 山方番所致見分候、当分山奉行所書役吉井鐵兵衞詰居 取ニテ御普請有之水吐堤筋共細々致見分、 面当分御普請場見分イタシ、夫ヨリ乗船水引之内小倉 夫ョリ五代ノ御蔵并限之城之内綿実水車場見分イ 夫ヨリ大川

一付、 詰見聞役支配場所ニ付、詰居之見聞役市來宇兵衞出迎 同人出迎製法方手続細々申出候、 且水引藍玉所

タシ候、此処ハ水引森尾町ノ金左衞門ト云者致支配候

テ観樹院へモ立寄り、 細々致見分、帰り掛執印吉太所へ立寄り古文書共見候 案内イタシ候、 ノ城中取蔵致見聞、 左候テ此所ニテ昼飯共相仕廻夫 夫ヨリ水引八幡参詣ニテ御宮廻リ 夫ヨリ 権執印所へ差越古文書共 IJ 隈

下置、 御取寄セ相成 当分結構相成居候、数十巻ニテ候、 御覧之上表粧共御側向ニテ御仕立被相 夫ョ IJ 加 渡

清太兼テ引進メ宜敷故ト及見候間、

何レ

ŧ

差揃余程致出精候筋ニ

相見得宜敷候ニ付テハ、

郷士共ハ勿論清太

是ハ当分見聞役床次半兵衞詰居也、 二下代蔵致見分、 限之城宮里番所へ差越、 称名寺へモ参詣イタシ、 、夫ョリ同所垂蠟所致見分候、 夫ョリ 暮時分相成 向田出物并

白和町罷通リ夜入過向田町客屋へ 候得共平佐之内領主仮屋辺迄差越見物イタシ、 着イタシ候事 夫ョ IJ

着涯当町押岩切淸太始詰居之見聞役等例之通り見廻ナ

米屯蔵致見聞帰宿

取扱振モ褒置、

夫ヨリ御仮屋

八勿論押役宅致見聞

師

久公御廟所へモ

致参詣、

夫ョリ大口手・本城手津下

四ッ時分打立、 支配候間致見分、 皿山入口之軽粉試焼新納主稅家来松尾勇助願 白和町へ有之領主蔵屋敷へ立寄、 夫ヨリ焼物所細々見分イタシ同所役 = 一テ致 夫ョ

IJ

所へ立寄り暫時休ミ、 夫ヨリ乗船イタシ東郷御蔵見分

夫ョ 見物イ テ、 3 リ川頭之方東郷町紙座雑紙方等致見分、 リ又々乗船ニテ中郷ノ内極楽小路ト云所へ着船ニ 同所溜池之吐溝筋当分両所ニ有之、 タシ田代太郎右衞門所へ立寄リ昼飯共仕廻候、 其所壱ヶ所ハ 同所町内モ

何レ 取除 場所ニ付、 モ見及候、 相成候テハ何様可有之哉ト吟味区々ニテ不致一決 差越致見分候処、 尤受持山下喜三次ニモ 何分ニモ難決場所ニ 一ヶ所取除儀 候

後難 参詣イタシ、 有間敷共難申旨ニテ候、 夫ョリ御内用方藍玉製法所細々致見分暫 夫ョリ国分寺并天神等江 今晩列合中暫時打寄り候事、

1

・タシ、

此所へ受持郡奉行山下喜三次出迎ヒ居侯、

夫

y

三月九日、 暇ニテ差越遊山同前之事候間表向見分ハ断ニ 流稽古致見聞呉候様岩切清太ヨリ承候ニ付、 曇西風強シ、 昨夕着涯 ョリ当所郷士中示現 候へ 此 節 共 御

候処、 平日通り稽古有之候ハ、其所へ差寄り見置可申旨相 方庭ニテ見分イタシ候、 別テ仕合ニ候旨承候間、 人数ハ三十五人ニテ候へ 今早朝当所御仮屋末之 共 答

— 141 —

時茶共給へ、 夫ョリ泰平寺へ立寄リ致見物候、 暮前 水

屋主モ太原直左衞門ト云者也 引大小路客屋へ致着候、 此客屋ハ本太原某宅ニテ当分

及候、

殊ニ召列候家来大口郷士市來龜太郎事モ昨日

癥等モ起リ候カト存候、

列合中モ段々左様之心持ト承

久見崎詰御船奉行福島半次郎此節御下国ニ付、

渡海船乗組水主等之飯米一件ニ付無拠御用筋有之、 大里御 今

候ハ、追付候カ、

都合ニ寄リ候テハ大ロノ方へ差越シ

当所へ残シ置養生為致度亭主へ頼置キ、

左候テ致快気

り疝癪ニテモ候哉腹痛有之、

夜前モ及難儀候間、

今日

待居候様ニテモ可致旨申付置候事、

列イタシ客屋へ着直ニ細 日拙者方へ差越ニテ国分寺天神辺ニテ出会、 々御用談イタシ、 四ッ過時分 夫ヨリ同

今朝六ツ過江戸先月廿三日夜被差立候急キ飛脚爰元迄

久見畸之様打立帰り候由ニテ候事!

今晩着後ョ 等ニテ致養生、 動気差起リ別而気分悪敷候ニ付、 リ拙者儀持病之疝癪ニテモ候哉、 其内半次郎始正之丞・喜八郎等打寄リ 懐中之丸薬或ハ温石 胸先 ギエ

タ 御用取扱中別テ難儀ニ候 シ四ツ時分ヨリ伏リ候、 トモ、 乍然夜半過ヨリ追々治リ暁 独り心配ニテ養生イ

隙取候事

知候、

右飛脚早速鹿府之様罷通リ候様ニトノ取扱ニテ

扣有之候様被

仰出候、

恐悦之御左右ニテ、

太守様御事月次御登城之節、

到着候ニ付、

御用向問合致披見候処、

先月十五

ハ随分寝候様罷成候事、

今朝拙者不平モ余程宣敷方、 テ緩々仕廻方イタシ候也 隙取候へトモ、 拙者不平養生ノ為ニハ至テ仕合之事ニ 殊ニ前条御用封取扱ニテ

四ッ時分打立、

大小路川涯藍玉葉屯場并魚肥格護所等

致見分候、尤此所モ見聞役市來宗兵衞支配所ニテ候間

三月十日、 風強シ、 尤先日ヨリ珍敷寒風今朝共甚敷、 曇、 今朝霜ニテモ見得候様冷気也、 夫故拙者疝 終日西

> 大廊下下ノ御休息所 御

-- 142 --

難有奉承

之候、

今日ハ日柄ニテ中途郷々ノ男女モ遊ヒ居候へト

之候、 今日終日西風強ク、 強ク目モ明ケ居カタク有之、 小休イタシ、 阿久根へ入込大河宿場へ小休、 同所町迦目鏡橋ニ近頃掛替相成候処ニ付致見分罷通 致見分、 有之候間、 第細々申出候、 人慶田紋右衞門ト云者致支配候間、 3 役能勢彥右衞門詰居也、 奉行吉田七郎案内ニテ候、尤七郎ハ今朝ヨリ出迎ヒ有 湯田口塩浜へ差越細々致見分候、 左候テ髙城中取蔵并紙座致見分候、 客屋へ昼休ニテ飯共相仕廻候テ罷立、 其道筋罷通り西方へ出、 暮前阿久根町河南源兵衞所へ着致一宿候 夫ョリ異国船相見得候節注進道海岸へ 中ニモ湯田塩浜見分之節ナト別テ 夫ョリ宮司坊へ差越小休、 中途モ至極寒ク騒々敷有 夫ヨリ西目村鷹ノ口 同人出迎手続之次 同所御蔵并御仮屋 此塩浜ハ白泉町 紙座ハ見聞 夫ョ 夫 ij IJ

岡ノ間ニモ有之、汐涌出之次第珍敷所共、或ハ海辺大一今日ノ中途阿久根町近ク塩浜ハ田地ノ中へ有之、或ハモ、浜辺ナトハ砂吹立遊山難調程之事也、

同人出迎案内也、

夫ョリ

阿久根之様差越候間髙城境目

夫ョリ出水方限受持郡

島

ナト絶景見物イタシ候事共也

テ福島半之進ハ相別レ引取、

口ヨリ家来立元藤七并黑木喜八旅中之尋トシテ今晩着今晩モ列合中毎之通暫時打寄リ咄イタシ候事也、且大

亭主源兵衞事、イタシ候事、

致支配候由承候事、亭主源兵衞事当年三十一二歳、大船三艘所持御船壱艘

敷ニ取立度、当浦ノ儀人勢多ク屋敷詰リニテ出火何ソ所川添之南堤へ横九間位流レ百間位築添イタシ浦人屋一三月十一日、快晴、今日風モ静也、今朝五時分打立当

到来候

ハ、防キ様モ無之位ニ候間、

右之通イタシ候

及候、左候テ大島ナト遠見イタシ夫ヨリ御仮屋并ニ塩并所役々共ヨリ申出致見分候処、何茂差支有之間敷見、少シ成共可然内評ニ候間致見分呉候様、受持之吉田

所居住郷士久保彦左衞門所へ立寄り昼飯相仕廻、 硝蔵并波留御蔵台場等致見分、 浜辺通リニテ出水ノ内へ入込之中途へ、 夫ョリ折 口通差越シ 御趣法方掛 夫ョ 可 付 郎 当分少々病気ノ由相見得面体ナト少シ腫気モ有之候ニ ョリ承リ侯間、黑浦 折角致養生候様、 ヨリ帰リノ中途へ召出シ見候処、

IJ

テ勤番所ニテ暫ク咄合、 中村新助書役召列出迎有之、夫レヨリ同道イタシ脇元 勤番所へ差越候、 尤中村ハ鹿府ニテ談シ置候事也、 夫ヨリ脇 本ノ内本仮屋台場並 仍

塩硝蔵致見分、夫ヨリ船ニテ津口番所へ差趣台場旁致

見分、 急流ニテ、 物イタシ、長島へハ八町位共申候由、 ナト見物イタシ、 夫レヨリ黑浦へ差越長嶋へ渡海ノ黑ノ瀬戸ナト見 夫ョリ少々西之方へ打越へ帖々木台場見分イタ 夫ョリ脇元御蔵へ差越致見分、 及承候通珍敷場所ニテ候、 暮時分脇元居住郷士亡河野與左衞門 此瀬戸塩行至テ 同所浦人所 夫ヨリ円通寺 へ暫

今日黑村ニテ同所ノ戸平ト云百姓ハ最早七十余歳之者 = 所へ着致一宿候、 テ若年ョリ農業別テ致出精、 当分ハ跡付ニテ候由也 田畠開地等イタシ

モ何篇申論シ至極奇特成心入之者ニテ候旨、

吉田·

七 中

1

・タシ、

無何ト時気ニ当リ疝癪ニ徹シタル

事ニ可有之

所

申教出精為致候、 百疋名代ヲ以戸平へ遣シ候様吉田七郎へ相渡置候事、 褒詞旁申聞置、 左候テ農業ハ子共其外へモ折角 旅宿へ着ノ上金子三

今晩中村新助始吉田其外一同暫時打寄り咄シイタシ、 且又枦方検者勤松元一左衞門事年来心安交リイタシ候

処、当所へ詰居候テ今晩見廻暫時咄イタシ被帰候ナリ、

拙者疝癪気之様有之候モ昼ノ内ハ差テ心付候程之動気

入兼候テ半夜ハ胸先キアシク難儀ニテ候、 モ無之候得共、夜ニ入心持悪敷打臥、 則ヨリ心安ク寝 今晩モ其通

之儀致相談候、吉田ハ少々医道心得居候事ニ付テナリ、

然処同人モ此内ヨリ不順之冷気ニテ早朝

∄

IJ 終日 三月十二日、 然トモ一昨夕程ニハ無之候事、 晴天、 今早朝吉田七郎相招候而拙者腹合

候

— 144 —

出物之両蔵等致見分、

名護屋浦鰯油澄所致見分、夫ヨリ同所筥崎八崎宮辺

場へ相休※昼飯共給へ候、左候テ帰り掛路傍肥前伝大

少々致見分、

夫ョリ骨粕会所并藍玉所并福之江下代并

夫ヨリ今釜新田六拾間六手罷通(±カ)

被仰付候髙尾野之内大野原新田へ入込、見得掛

アノ分

位

ニテ候由、

見聞役ハ両人ツ、詰也、

夫ヨリ近比田開

心イタシ候事也、八無頻候半ト承知安心イタシ、猶又温石等手当ニテ用(鰈ク)

塩浜相開且ハ田畠モ相応開立、天草者多人数列越致稼差越、同村之内納屋ト云所へ先年天草之幾之丞ト云者一今朝五ツ時分打立、中村始御役々列立江内新田之方へ

打立庄補遠于潟、此節新田御築立之御見合ニテ井杭共家作イタシ居候付、夫へ立寄昼飯共モ仕廻候、左候テ付、彼是吟味之為致見分、幾之丞出張木屋トテ相応之方候ヘトモ、当分ニ相成候テハチト不宜儀モ有之候ニ

三月十三日、晴天、今日米之津へ滞在ニテ四ツ過時分

聞候詰所へ立寄り旁成行モ承候、当分塩浜拾七町六反衞門殿取扱ニテ御取立相成候庄浦塩浜細々致見分、見此内為御打ニ相成候場所致見分、夫ヨリ先年調所笑左

着涯地頭代野村源一郎始詰居ノ見聞役等毎之通見廻有見物イタシ、暮前米之浦客屋へ致着止宿也、

之候事、

今日拙者疝癪気折角致養生候処、今晩ハ快方ニテ至極

仕合也、

境木ハ此方ヨリ参リ掛リノ右脇ニ 法鹿兒島札之辻ョリ二十五里何丁何間ト有之、 迄モ致見分、同所地方木屋へ立寄茶共給へ、夫ヨリ境 神社同所御仮屋等致見分、夫ヨリ野間原御関所へ差越 左リ脇ニ相立居候、 道ノ双方へ肥後ヨリ壱本此御方ヨリ壱本相立居侯、 ケ谷迄差越致見物候、 致見分、 3 リ御役々列立、 夫ョリ御関外之櫓木迫新開地ヨリ迫頭之溜池 米之津々口番所同所在番所并米津天 其模様致見物引返シ笹原御茶屋之 此所肥後トノ大境ニテ御境木モ 相立、 肥後之境木ハ 此御方 道

致支配、 **甕焼所致見分候、** 細工人ハ天草之休左衞門ト云者親子参リ、外 此所ハ米之津町人友田市兵衞ト云者

ハ手伝等之者ニテ候、 リ山路通リイタシ幸善寺へ差越暫ク罷在、 夫ヨリ又々御関所へハ御関所脇 夫ョリ加

志久利社へ致参詣候、 此所ニテハ社家共神楽奏シ候、

社内細々致見分候、存外結構之宮居也、 テ罷立模寄諸事致見物、 日入時分客屋へ帰宿イタシ候 奉納物共見候

今晩モ中村始御役々宵之間ハ打寄り賑々敷咄イタシ 候

尤右家来共ハ明日迄モ滞在之筈也 藤十之助・齋藤小之進尋トシテ差越候間則召出シ逢候 且当郷大河内中宿之家来牧澤右衞門・宮内嘉太郎 加加

三月十四日、 大野原へ差入、新御開地諸所水道筋旁モ細々致見分、 晴天、 今朝五ツ前ヨリ打立上使街道ヨ IJ

開方ニ付取立相成候地方会所へ立寄リ、昼飯共仕廻候、

尤御役々ハ中村始メ昨日之通列立候、

此所へ緩々休ミ

罷

文 兼候処モ先頃御記録奉行等見分ニテ相決候場所ヲモ致 夫ョリ髙尾野出水之境筋、 此内論地ニテ境立調

成候、 見分、 之水車場致見分候、此所ハ關屋八郎右衞門致支配候、 傍木蔭ニ小休イタシ、 **迄茂差越細々致見分、** ヨリ新溝筋土手此節大粧之御普請ニテ水通リモ宜敷相 夫ヨリ米之津筋往還へ出、髙尾野ノ内調練場脇 水道筋致見分、 引返シ同村之内団子田ト云々路 武元村之内上谷溜池新築立之所 夫ョリ龍光寺下枦実ハタキ木屋

モ有之、 原ニテ戦死之墓ナト有之、且又巡見上使小笠原主膳墓 タシ候、 旁古跡ナリ、夫ヨリ大通寺へ茂立寄致見物候、 此寺内ニハ山田昌巖并野元源左衞門ト云士島

幅有之一見イタシ候、 此寺へハ古墓ハ無之、乍然薩州家之元祖義虎之画像一 此寺ナトノ門外流レ込通リ候大

水筋之由也、 溝筋モ大野原へ流レ込候水筋ニ付、 夫ョリ町内紙座致見分、 都テ御普請有之候 引続ニ有之關屋

支配之蠟澄所致見分、夫ヨリ麓へ差入御仮屋等致見分、

夫ョリ龍光寺へ差越見物イ

出水町之垂蠟所支配ナリ、

水内へ

御用有之三日滞在之筈ナリ、左候テ中村新助ニハ此所ヨリ

拙者ニハ吉田七郎

相別

V

同人ハ出

之難場ナリ、

六ヶ所ト云フハ大口

・羽月

山野

本城

案内ニテ矢張広瀬川ヨリ掛込ノ溝筋上大河内迄致見分

参候間直ニ相披キ、何レモ寄り合賑々敷候事、夕候者共十人程為見廻差越、殊ニ鹿并出水ノ酒共致持少間咄シイタシ候、且大河内へ中宿之家来木地挽稼イー今晩中村始御役々并地頭代野村源一郎等モ被参候テ暫七ツ過比麓内關屋八郎右衞門所へ参着致一宿候事、

屋八郎右衞門へ金子百疋明朝相渡候手当イタン置候事ヨリ付廻リ致太儀候間、役々中へ金三百疋、宿亭主關一明朝打立ヨリ大口之方へ差向候ニ付、出水役々ハ差入

代伊地知喜十郎出迎ヒ有之、夫ヨリ打列上大河内之内上大河内之内迄大口方請持奉行上村笑之丞并大口地頭上大河内之内迄大口方請持奉行上村笑之丞并大口地頭夫ヨリ高鼻越之難場罷通リ山野へ差越筈ニテ差越候処

共之家内男女老若出迎候ニ付、何レモ初テ見候事、飯共仕廻候、然処大河内中宿ノ家来木地挽イタシ候者片町ト云所郷士家部モ八十余家罷居候由其所へ休ミ昼

々迄モ一同大汗イタシ候事也、ハ余リ天気能過キ暖気ニテ、高鼻ノ難場ハ列合始、末其儘ニテ晴上リ天気ニ相成別テ仕合之至、乍去今日共此節之廻勤中別テ雨少ク、折々催候事モ有之候ヘトモ

候、是迄之登リ上リ則高鼻越或ハ上場越トモ云、至テニ登リ上リ高鼻番所へ休ミ、夫ヨリ六ケ所番所へ休ミ山野迄同列合可致トテ無理ニ致誘引、片町打立高鼻越吉田七郎事ハ上村ト代リ合出水へ引返シノ筈候ヘトモ

由也、此所ノ近処遠見宜敷場所へモ休ミ諸方遠見イタ湯尾・髙越ノ六ケ郷ヨリ相勤候番所ノ故、右之通唱候

頭ョリ分水ニテ掛込段々取合相成候場所ナト都テ致見君名川ト云ヒシ小川へ樋之谷口之水并広瀬川之水モ川筋ニテ此節御普請有之候諸所致見分、鬼原ト云所ニテ統・難内ョリ霧振リ辺矢張大野原新田へ掛込相成候溝上三月十五日、晴天、今朝五ツ前比中村始御役々列立打

シ、 夫ョリ薩肥之大境致見分度相考候ニ付野中之道モ

キ所差越、 出水・大口・山野之三方境ョリ出水・大

口之境筋并薩肥之境筋野中罷通リ大口筋往還へ出候、

後水俣等モ遠見ナカラ目下ニ見得居所ニテ、 是迄之第一之高キ所ニテハ櫻島之頂モ見得、 諸方致遠 他領ハ肥

余モ可有之承候、 見候、左候テ六ヶ所番所ヨリ往還之大境迄ハ道法弐里 此野道ハ平日通路ニ無之、昔年武藏

イタシ候面々罷通リ候道筋ニテ、 以 様御代大口境廻リト名付久木野城ナト被攻取候古例ヲ 今ニ地頭代ニー度ツ、関狩リイタシ、其節串目立 至テ荒野ニテ候、

河内御関所へ日入時分参着、 左候テ小河内筋薩肥ノ境涯へ野休ミイタシ、 御番所致見分、 番人丸田 夫ョリ小 共乗馬モ引カセ罷通リ候位ノ事ニ付ヲモヒ計ルベシ、

利兵衞江立寄リ緩々茶共給へ候、

左候テ利兵衞先祖江

武藏様ヨリ被下置候鞍・鐙共致所持居候間望一

見イタ

シ候事、

丸田宅ヨリ挑灯ニテ打立、

山野町へ

御厩役々廻勤之節

定宿有之候其所へ参着、 一宿イタシ候事、

但

中途迄大口役々并木之氏等家来共多人数迎トシテ

候様申達置候事、

差越候、

然共今晩ハ直ニ暇差出シ明日モ中途迄参